

アメリカのオリンピック法制

—オリンピック・アマチュアスポーツ法を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり

目 次

はじめに

I オリンピック組織の権限、義務等

- 1 オリンピック国際組織
- 2 オリンピック国内組織
- 3 オリンピックの国際組織と国内組織の関係

II オリンピック法制

- 1 1978年アマチュアスポーツ法の制定
- 2 オリンピック・アマチュアスポーツ法への改称等
- 3 合衆国セーフスポーツ・センターの法制化等とその後の改正
- 4 オリンピック・アマチュアスポーツ法の構成

III オリンピック国内組織

- 1 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会 (USOPC)
- 2 国内統括団体 (NGB)
- 3 合衆国セーフスポーツ・センター

IV 出場機会をめぐる紛争解決手続、虐待防止規定、司法の役割の制限

- 1 選手の出場機会をめぐる紛争解決手続
- 2 虐待防止規定
- 3 司法の役割の制限

V 残された課題

- 1 連邦議会による USOPC 理事会の解散等の強力な権限
- 2 合衆国法典第 36 編法人であることの限界
- 3 草の根スポーツに対する責任の削除

おわりに

略語一覧

翻訳：オリンピック・アマチュアスポーツ法及び関連規定（2020年12月23日現在）

キーワード：合衆国オリンピック・パラリンピック委員会 (USOPC)、国内統括団体 (NGB)、
合衆国セーフスポーツ・センター

要 旨

アメリカでは、オリンピック・アマチュアスポーツ法が、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会、国内統括団体を中心とするオリンピックの国内組織の権限、相互関係等を定めることにより、そのガバナンスを確保してきた。本稿では、この法律を、次のような構成で紹介する。

第 I 章では、オリンピックに関わる主な国際組織及び国内組織の権限、相互関係等につき紹介する。第 II 章では、オリンピック・アマチュアスポーツ法の改正経過及び同法の構成につき述べる。第 III 章では、オリンピック・アマチュアスポーツ法に従い、アメリカのオリンピック国内組織である合衆国オリンピック・パラリンピック委員会、国内統括団体、合衆国セーフスポーツ・センターを紹介する。第 IV 章では、オリンピック国内組織を横断的に見て、出場機会に関する紛争解決手続、虐待防止規定、司法の役割の制限の各事項につき紹介する。第 V 章では、残された課題につき簡単に説明し、巻末に、オリンピック・アマチュアスポーツ法の規定及び関連規定としてオリンピック国内組織に課される児童虐待の報告義務に関する規定を訳出する。

はじめに

アメリカのテッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法 (Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act. 以下「オリンピック・アマチュアスポーツ法」)⁽¹⁾ は、その前身が 1978 年に制定され⁽²⁾、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会 (United States Olympic & Paralympic Committee: USOPC)⁽³⁾ 及び国内統括団体 (National Governing Body: NGB) を中心とするオリンピックの国内組織の権限、相互関係等を定めることにより、そのガバナンスを確保してきた。

ところが、2016 年に、NGB の 1 つであるアメリカ体操連盟 (USA Gymnastics) において、全米チームの医師ラリー・ナサル (Larry Nassar) が、20 年以上にわたり、300 名を超える選手に対して性的虐待を行ってきたことが表面化した⁽⁴⁾。当該医師は有罪判決を受けて服役中

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 10 月 1 日である。[] 内の語句は、筆者による補記である。

(1) 36 U.S.C. §§ 22051-220552. テッド・スティーブンス (Ted Stevens, 1923-2010) は、スポーツに造詣が深く、オリンピック・アマチュアスポーツ法の成立を主導した連邦議会元上院議員 (共和党、アラスカ州選出)。

(2) Amateur Sports Act of 1978, P.L.95-606. <<https://www.congress.gov/95/statute/STATUTE-92/STATUTE-92-Pg3045.pdf>>

(3) 2019 年 6 月にこの名称に変更された。本稿では、原則として、2019 年 6 月以降は USOPC、それ以前は合衆国オリンピック委員会 (United States Olympic Committee: USOC) と表記する。なお、オリンピック・アマチュアスポーツ法では、USOPC 又は USOC を「法人 (corporation)」とする。

(4) S. Rep. No. 116-245, at 4-5 (2020). もっとも、これ以前にも、指導者等による若年スポーツ選手に対する性的虐待事案は多数生じてきた。Will Hobson and Steven Rich, "An Athlete Accused Her Coach of Sexual Abuse. Olympic Official Stayed on the Sideline," *Washington Post*, Feb. 14, 2017. 2017 年の合衆国セーフスポーツ・センター設立以前には、スポーツ選手に限定されない、一般的な児童の性的虐待に関する保健福祉省、司法省、連邦捜査局、教育省等の各省庁の取組を待たざるを得なかった。U.S. Government Accountability Office, "Youth Athletes: Sports Programs' Guidance, Practices, and Policies to Help Prevent and Respond to Sexual Abuse," GAO-15-418, May 2015. <<https://www.gao.gov/assets/gao-15-418.pdf>>

であり、同連盟も被害者に対する賠償金の支払のために破産した⁽⁵⁾。指導者等による選手に対する違反行為は、このほか、テコンドー、スピードスケート、水泳等のNGBにおいても報告された。

これらの事件を受け、オリンピック・アマチュアスポーツ法において、選手の競技能力の向上に力点が置かれていたことで、性的虐待を始めとする虐待の防止、ひいては、選手の安全なスポーツ環境の確保に関する取組が不十分であったことが認識されるに至った。これに対処するために、合衆国セーフスポーツ・センター（United States Center for SafeSport. 以下「センター」）を同法上の組織とすることを始めとして、2018年以降、数次にわたり、大幅な改正が行われた。

本稿においては、まず、第I章で、オリンピックの国際組織及び国内組織の権限、相互関係等を紹介する。第II章で、オリンピック・アマチュアスポーツ法の改正経過及び構成につき述べ、第III章で、アメリカの3つのオリンピック国内組織に関する同法の規定を紹介する。第IV章で、オリンピック国内組織を横断して、出場機会に関する紛争解決手続、虐待防止規定、司法の役割の制限の各事項につき紹介し、第V章では、残された課題につき簡単に説明する。巻末に、オリンピック・アマチュアスポーツ法及びオリンピック国内組織に課される児童虐待の報告義務に関する規定を訳出する。なお、訳出した条項は、本文中の括弧内に明記し、解説末尾に略語一覧を付した。

I オリンピック組織の権限、義務等

オリンピック組織としては、まず、国際組織があり、その権限、義務等に従って各国内組織が設置され、その権限、義務等が定められるという上下関係がある。また、組織間の水平な相互関係もある。そこで、第I章では、第1節で国際組織につき、第2節で国内組織につき紹介し、第3節で両者の関係を改めてまとめて紹介する。また、主な組織と組織間の相互関係を図1に示した。

1 オリンピック国際組織

ここでは、オリンピックに関する主な国際組織の権限、義務等を、国内組織やスポーツ選手との関係にも言及しつつ、概観する。

(1) 国際オリンピック委員会 (IOC)

オリンピック組織の中心は、1894年に設立された国際オリンピック委員会（International Olympic Committee: IOC）（本部：スイス・ローザンヌ）である⁽⁶⁾。IOCは、オリンピックムーブメント⁽⁷⁾の最高機関であり、その目的は、「オリンピズムとその諸価値に従い、スポーツを実践することを通じて若者を教育し、平和でよりよい世界の建設に貢献すること」とされる⁽⁸⁾。

(5) 2018年11月に、USOCは、NGBであるアメリカ体操連盟の認可の取消しの手続を開始したが、同連盟が連邦破産法第11章に基づき破産を申請した後は、手続が停止し、同連盟は依然として体操のNGBにとどまっている。Louise Radnofsky, "The Unlikely Survival of USA Gymnastics," *Wall Street Journal*, Aug. 13, 2019; Amy Tennery, "Nassar whistleblower repeats call for USAG decertification," *Reuters*, Feb. 25, 2021; Alice Park, "Building a better Simone Biles," *TIME*, July 5/July 12, 2021, pp.76-79.

(6) Matthew J. Mitten et al., *Sports Law and Regulation, Cases, Materials, and Problems*, Fifth Edition, New York: Wolters Kluwer, 2020, p.254.

(7) オリンピズムの価値によりインスピレーションを与えられる全ての個人及び団体により、IOCを最高機関として、協調し、組織化される普遍的で、恒常的な活動とされる。*ibid.*, p.253.

(8) 真田久「オリンピックムーブメントの推進」中村敏雄ほか編集主幹『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、

IOCは、非営利・非政府の民間組織であり、委員長、4名の副委員長及び他の10名の構成員から成る理事会により統括される。この理事会の全員の任期は8年で、秘密投票により選出される。IOCは、オリンピック憲章⁽⁹⁾に従い活動する。IOCは国、保護領、地理的領域等ごとに国内オリンピック委員会(National Olympic Committee: NOC)を認定する。

(2) 国際競技連盟(IF)

オリンピックで競われる各スポーツのための国際統括団体が、国際競技連盟(International Federation: IF)である⁽¹⁰⁾。IFは、IOCと同様に、非政府の民間組織である。それぞれのIFは、特定のスポーツ又は複数のスポーツのための世界統括組織として、IOCの認可を受ける⁽¹¹⁾。各国内でNOCにより認可されるNGBが、IFの会員となる。IFの規約及び活動は、オリンピック憲章に合致し、IOC理事会の承認を受ける。IFは、①その統括するスポーツのために、ルールを作成し、執行する、②オリンピックのスポーツ競技の出場資格基準を作成する、③審判等を選出する等を行う。

(3) 世界ドーピング防止機構(WADA)

ドーピングについては、1960年ごろから、スポーツごとに取り締まる動きがあったが、競技や国を超えた、統一されたルールは存在しなかった⁽¹²⁾。1999年にIOCから独立して、世界ドーピング防止機構(World Anti-Doping Agency: WADA)(本部:カナダ・モントリオール)が設立された。WADAは、2003年に採択された世界ドーピング防止規程(World Anti-Doping Code: WADC. 以下「WADA規程」)⁽¹³⁾に基づき、各国におけるドーピングの根絶、公正なドーピング防止活動の促進等を目的として、国際的なドーピング検査基準の統一、ドーピング違反に対する制裁手続の統一等を行う。

各国政府は、スポーツにおけるドーピング防止に関するコペンハーゲン宣言(2003年3月3日)⁽¹⁴⁾に署名し、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約(平成19年外務省告示第25号。ユネスコ国際規約、2005年10月19日パリ採択)⁽¹⁵⁾を批准、受諾等することにより、WADA規程に参画する⁽¹⁶⁾。この宣言の署名、ユネスコ国際規約の批准等を条件として、NOCは、オリンピック大会等に自国選手を出場させ、また、大会を招致することができる。

2015, p.674.

(9) 国際オリンピック委員会「オリンピック憲章(2020年7月17日から有効)」IOCウェブサイト <<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2020.pdf>>

(10) Mitten et al., *op.cit.*(6) p.254.

(11) IOCのウェブサイトにて、認可する国際競技連盟の一覧が掲げられている。“International Sports Federations.” IOC website <<https://olympics.com/ioc/international-federations>>

(12) 「アンチ・ドーピングの歴史」公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイト <<https://www.playtruejapan.org/code/history.html>>

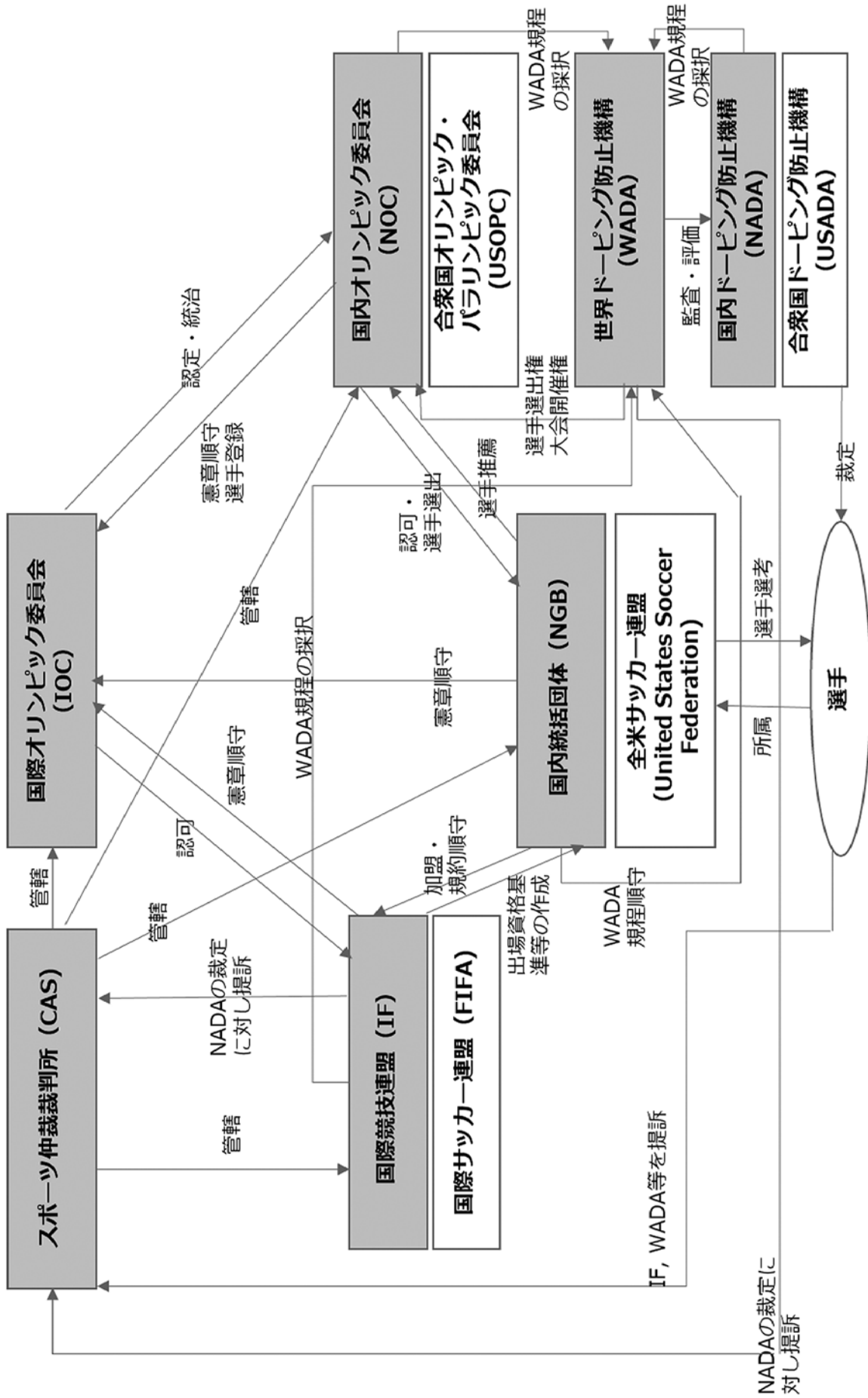
(13) 「世界アンチ・ドーピング規程2021」(2021.1.1発効)公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイト <https://www.playtruejapan.org/entry_img/wada_code_2021_jp_20201218.pdf>

(14) “Copenhagen Declaration on Anti-Doping in Sport.” WADA website <https://www.wada-ama.org/sites/default/files/resources/files/WADA_Copenhagen_Declaration_EN.pdf> 2003年3月にコペンハーゲンで開催されたスポーツにおけるドーピングに関する世界会議において、世界ドーピング防止機構により出された宣言。

(15) 「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」(2005年10月19日採択)外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H19-001.pdf>>

(16) ほとんどの政府は、本[WADA]規程のような非政府による法的文書の当事者となったり、当該法的文書によって拘束されたりすることはない。そのため、各国政府に対しては、本規程の署名当事者になるのではなく、宣言及び規約の署名等を行うことが求められている。世界アンチ・ドーピング規程第22条(政府の関与)(「世界アンチ・ドーピング規程2021」前掲注(13), p.106)

図1 オリンピック組織とその関係



(注) 国際組織及び国内組織をグレーで、アメリカの男子サッカーを例とした具体的な組織名を白で表し、主たる関係を図示した。
(出典) Matthew J. Mitten, et al., *Sports Law and Regulation, Cases, Materials, and Problems*, Fifth Edition, New York: Wolters Kluwer, 2020; Matthew J. Mitten, *Sports Law in the United States*, Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer, 2014等を基に筆者作成。

(4) スポーツ仲裁裁判所 (CAS)

スポーツ紛争を扱う国際的な裁判所は存在しないが、1984年に、スポーツの枠内で仲裁・調停を行うスポーツ仲裁裁判所 (Court of Arbitration for Sport: CAS) (本部:スイス・ローザンヌ) がIOCにより設立された⁽¹⁷⁾。仲裁においては、両当事者間で紛争が発生したときに、仲裁手続で当該紛争を解決することを合意した上で手続を進め、最終的に出された判断は、当事者を拘束する。CASは、1994年にIOCから独立した機関となった⁽¹⁸⁾。

CAS仲裁には、広くスポーツ紛争を扱う通常仲裁部門⁽¹⁹⁾と、IF等の競技団体が下した決定に対する不服申立てを扱う上訴仲裁部門⁽²⁰⁾がある。前者の仲裁判断は公表されないが、後者の仲裁判断は公表される。IOC及び全てのオリンピックIFは、上訴仲裁の管轄権について事前に合意しており、さらに、IFは加盟NGBとスポーツ選手に対して、IFとの紛争を仲裁に付託することを求めており、スポーツ選手等は直ちにIFをCASに提訴できる。

また、CASは、近年、オリンピック大会等の開催に合わせて、開催地に、臨時支部 (Ad Hoc Division) 及びドーピング防止支部 (Anti-doping Division) を設けている⁽²¹⁾。

臨時支部は、オリンピック大会等の開会式10日前から開催期間終了までに、大会に関係して発生する紛争を処理するために、オリンピック開催地に置かれるCASの支部である。この支部は、1996年アトランタ大会で初めて設置された。大会関係者・団体は全て事前に臨時支部の管轄権に合意しており、事件は付託後24時間以内に処理される。

また、ドーピング防止支部は、オリンピック大会等の期間中に、IOCドーピング防止規則 (International Olympic Committee Anti-Doping Rules)⁽²²⁾に違反する事案を処理するために、オリンピック開催地に置かれるCASの支部であり、ドーピングにつき、第1審としての判断を行う。この支部は、2016年リオデジャネイロ大会で初めて設置された。

2 オリンピック国内組織

続いて、オリンピックに直接に関わる各国の国内組織の権限、義務等を概観する。

(17) 名称は「裁判所」であるが、行うのは仲裁・調停であり、裁判ではない。小寺彰「第V章 国際スポーツ法」道垣内正人・早川吉尚編著『スポーツ法への招待』ミネルヴァ書房、2011、p.100。CAS仲裁の判断は、先例として尊重され、Lex Sportivaを構成する。石堂典秀・高松政裕「スポーツ仲裁裁判所と世界アンチドーピング機構による法規範 (Lex Sportiva) の形成—オリンピック代表選考基準をめぐる仲裁事例を通じて—」『日本スポーツ法学会年報』21号、2014、pp.88-105。

(18) CASが独立した機関でなく、IOCの影響が強いことを理由として、CASが設置されるスイスの連邦裁判所に提訴された事件を契機に、将来、CASの仲裁判断がスイス連邦裁判所に取り消されることがないように、CASはIOCから独立した機関とされた。マシュー・リーブ「基調講演」『第6回スポーツ仲裁シンポジウム報告書』[2010]、p.10。公益財団法人日本スポーツ仲裁機構ウェブサイト <<https://www.jsaa.jp/sympo/sympo06report.pdf>>

(19) ①スポンサー契約に関する問題、②スポーツイベントに対するメディアの権利に関する問題、③選手と代理人の契約の問題といった、スポーツ関連の商業的紛争を解決するために用いられる。Mitten et al., *op.cit.*(6), p.284。

(20) ①違反行為の懲戒、②選手の出場資格、③競技結果及び④ドーピングといった多様な紛争に関する各国内の司法による最終決定につき、仲裁を行う。ibid. このうち、④ドーピングにCASが管轄を認められたのは、2003年のWADA規程の採択によってであり、これ以降、国際レベルの競技者がドーピング紛争に関する仲裁申立てを行うことができるようになった。リーブ 前掲注(18)、p.11。

(21) 生田圭「オリンピック・パラリンピック時におけるスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の活動と開催国の法律家によるプロボノサービス (特集 これからのスポーツ法)」『法学セミナー』63巻9号、2018.9、p.28。

(22) 第32回オリンピック競技大会 (2020東京) のためのIOCドーピング防止規則が公表されている。International Olympic Committee, "Anti-Doping Rules applicable to the Games of the XXXII Olympiad Tokyo 2020 (as of March 2021)," <<https://s3-eu-west-1.amazonaws.com/static.wbcs.org/assets/cms/documents/62a349f8-3751-5b6a-9f2b-2a8607aaf1b3.pdf>>

(1) 国内オリンピック委員会 (NOC)

IOCが、国、保護領、地理的領域等を代表するものとして認定する国内オリンピック委員会(NOC)は、200以上存在する⁽²³⁾。NOCは、①NGBをオリンピックスポーツのために認可し、②スポーツにおける差別及び暴力を阻止し、③WADA規程を採択し、実施する。NOCは、国内法はもとより、オリンピック憲章の規定及びIOCの統治にも服する⁽²⁴⁾。さらに、NOCは、IF、WADA等との紛争において、CASの管轄に従う⁽²⁵⁾。

IOCは、NOCと共にオリンピック大会等を組織する責任を負う大会主催都市を選定し、NOCはオリンピック大会の組織及び主催に関連する全ての責任を果たすために、オリンピック競技大会組織委員会(Organizing Committee of the Olympic Games: OCOG)を設立する⁽²⁶⁾。

現在のアメリカのNOCである合衆国オリンピック・パラリンピック委員会(USOPC)については後述する(III1、IV2(1))。

(2) 国内統括団体 (NGB)

NGBは、そのスポーツのIFに加盟し、及びその国のNOCが認可する特定のスポーツにつき、国内を統括する⁽²⁷⁾。NGBは、IFにおいて、その国の代表として働く。NGBは、国内法だけでなく、オリンピック憲章とIF規約に従う。さらに、NGBは、IF、WADA等との紛争において、CASの管轄に従う。

アメリカのNGBについては、後述する(III2、IV2(2))。

(3) 国内ドーピング防止機構 (NADA)

全てのIFはWADA規程を採択し、実施しており、これが、各国のNGB及びスポーツ選手に適用される⁽²⁸⁾。国内ドーピング防止機構(National Anti-Doping Agency: NADA)もWADA規程を採択しており、スポーツ選手の検体の検査、結果管理、薬物情報の収集、教育等を含む、ドーピング防止プログラムを行う⁽²⁹⁾。また、IFが、ある選手のドーピング違反等のWADA規程の違反を認める場合には、その選手の国のNGBに対処を求めるが、これを受けて、NADAが当初裁定の発出を担う⁽³⁰⁾。このNADAの裁定に対し、WADA又はIFは、CASに上訴できる。アメリカでは、選手は、この裁定に対し、アメリカ仲裁協会(American Arbitration Association: AAA)⁽³¹⁾における聴聞会の開催を請求できる⁽³²⁾。

(23) Mitten et al., *op.cit.*(6), p.254.

(24) *ibid.*, p.255.

(25) Matthew J. Mitten, *Sports Law in the United States*, Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer, 2014, p.42.

(26) 近年は、パラリンピックも併せ、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(Organizing Committee of the Olympic and Paralympic Games)とされることも多い。

(27) Mitten, *op.cit.*(25)

(28) *ibid.*, p.199.

(29) H.R. Rep. No. 116-251, pt.1, at 5 (2019).

(30) Mitten, *op.cit.*(25), p.199.

(31) 1926年に設立されたアメリカにおける全国的な非営利の仲裁機関で、国内事案、国際事案を問わず、仲裁・調停による紛争解決システムを提供する。基軸となる「商事仲裁規則」のほか、建設業、不動産業、証券業等それぞれの業界の特性に合わせた仲裁規則を用意している。早川吉尚「ニューヨーク仲裁最新事情(3)―ニューヨークのキャンパスより―米国仲裁協会(AAA)1」『JCAジャーナル』45巻12号, 1998.12, p.28.

(32) スポーツ選手が、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及び世界選手権から成る「保護される大会」(後掲注(78))への選手の出場機会に関わることで、USADAの当初裁定に異議がある場合には、AAAの仲裁を申し立てることができる。これは、オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づき認められる権利である。このAAAの仲裁判断につき、スポーツ選手、USADA、IF又はWADAは、CASに控訴することができ、これは、覆審的審査(*de novo review*)であり、その判断は最終的かつ拘束力を有する。Mitten, *op.cit.*(25), pp.199-200. 覆審的審査とは、法律問題、事実問題双方について、あたかも第一審の裁判がなかったかのように、再度初めから法定審理すること。Trial *de novo* ともいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.863.

現在のアメリカのNADAは、合衆国ドーピング防止機構（U.S. Anti-Doping Agency: USADA）である⁽³³⁾。

3 オリンピックの国際組織と国内組織の関係

NOCとNGBは、オリンピック大会等への選手の出場資格を判断する等の際に、IOC、IF等の規約が定める出場資格に従うことを求められる⁽³⁴⁾。そのほか、NOCとNGBは、オリンピック憲章に定められるスポーツ選手の差別禁止規定に従う必要がある。また、NOCとNGBは、オリンピック大会に関連し、又はスポーツ選手の出場資格についてのIF若しくはWADAとの紛争に関連し、CASの判断にも服する。CASにおける仲裁は、一般的には、スポーツ選手個人とIOC又はIFの間の出場資格等をめぐる紛争につき合意を得る場である。CASにおける判断は、基本的には最終的なものとされ、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（昭和36年条約第10号。昭和33年6月10日ニューヨーク採択）⁽³⁵⁾の締約国においては、国内裁判所が承認し、執行することにより、国内で有効とされる⁽³⁶⁾。

II オリンピック法制

アメリカは、1896年に近代オリンピック大会が始まって以降、多くの大会を主催し、また、多くのメダルを獲得してきた⁽³⁷⁾。アメリカでは、オリンピックについても、一般のスポーツ⁽³⁸⁾と同様に、所管する連邦省庁は存在せず、民間の団体が⁽³⁹⁾、それぞれの団体の規約及び細則により、オリンピック大会等に関する政策を遂行するのが基本である。ただし、これらの団体の設立、権限及び義務、これに対する連邦議会の監督等については、オリンピック・アマチュアスポーツ法が存在する。これは、1978年に制定されたアマチュアスポーツ法が、数次の改正を経て現在に至るものである。この法律の主な改正経過と、その構成を順に示す。

(33) 合衆国法典に、USADAの①指定、②監査及び③歳出授權につき定めがある。21 U.S.C. §§ 2001-2003.

(34) Mitten, *op.cit.*(25), p.42.

(35) The New York Arbitration Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards, New York, 10 June 1958; 「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-E4-1299-3.pdf>>

(36) CASの仲裁判断につき、連邦裁判所に救済を求めた事件において、連邦控訴裁判所第7巡回区は、同条約に基づくCASの判断が最終的なものであり、アメリカ国内で再び救済を求めることはできないと判断した。Slaney v. IAAF, 244 F.3d 580 (7th Cir), cert. denied, 534 U.S. 828 (2001); Mitten et al., *op.cit.*(6), pp.276-283.

(37) 夏季大会を4回（1904年（セントルイス）、1932年（ロサンゼルス）、1984年（ロサンゼルス）、1996年（アトランタ））、冬季大会を4回（1932年（レイク・プラシッド）、1960年（スコーパーレー）、1980年（レイク・プラシッド）、2002年（ソルトレークシティ））主催した。また、1896年から2018年冬季大会までの間に、アメリカの選手及びチームは、夏季大会において2,515個のメダル、冬季大会において305のメダル、パラリンピック夏季・冬季大会において2,367個のメダルを獲得してきた。Mitten et al., *op.cit.*(6), p.256.

(38) アメリカの一般スポーツには、連邦省庁は存在せず、また、連邦による直接の規制も存在しない。スポーツ団体の在り方も、1つの競技を統制する統一的な団体があるわけではなく、プロとアマチュアのそれぞれに多様な区分を有する団体が存在する。男子サッカーを例にとると、プロリーグには、メジャーリーグ・サッカー（Major League Soccer）とメジャー・インドアサッカー（Major Indoor Soccer）の2つがある。また、アマチュア選手の団体としては、オリンピック大会、国際競技、国際ユース競技等のために全米サッカー連盟（United States Soccer Federation）があり、大学対抗競技のために全米大学体育協会（National Collegiate Athletic Association. 以下「NCAA」）があり、学校対抗競技のために州ごとに高校スポーツ連盟がある。Mitten, *op.cit.*(25), p.23.

(39) アメリカのオリンピック国内組織は、政府の組織ではなく、基本的に非営利法人である。

1 1978年アマチュアスポーツ法の制定

1978年アマチュアスポーツ法の成立に直接的な役割を果たしたのは、1975年にフォード（Gerald Rudolph Ford Jr.）大統領が連邦議会内に設置した「オリンピックスポーツに関する大統領諮問委員会」であった⁽⁴⁰⁾。この委員会が設置された理由は2つあり、1つ目が、1972年ミュンヘン大会の敗北に象徴される「スポーツ王国アメリカの威信低下」、2つ目は、アマチュアスポーツ組織間の紛争、特にアマチュア競技連盟（Amateur Athletic Union: AAU）とNCAAとの間の陸上競技のアメリカ代表権をめぐる主導権抗争の問題であった⁽⁴¹⁾。そのため、同法は、USOCを、アメリカ国内の全てのオリンピック関連競技活動を調整する組織と認定するとともに、アメリカ国内のアマチュアスポーツ活動及びNGBに対する権限を強化し、明確にした⁽⁴²⁾。

2 オリンピック・アマチュアスポーツ法への改称等

1978年アマチュアスポーツ法は、1998年に改正⁽⁴³⁾され、オリンピック・アマチュアスポーツ法に改称された。競技への出場資格をめぐる紛争に、現・元スポーツ選手が関わる仕組みである、スポーツ選手諮問評議会（Athletes' Advisory Council: AAC）及びオンブズマンが、USOCの下に設置された。また、パラリンピック選手の選考や派遣の権限を、USOCがオリンピック選手と統一的に掌握することになった⁽⁴⁴⁾。

3 合衆国セーフスポーツ・センターの法制化等とその後の改正

既述のように、2016年に、NGBの1つであるアメリカ体操連盟において、大規模な性的虐待事件が表面化した。これを受けて、オリンピック・アマチュアスポーツ法に対し、次の3回の改正が行われた。

(1) 合衆国セーフスポーツ・センターの法制化等

2018年第1次改正⁽⁴⁵⁾により、2017年3月に始動したセンターが法制化された⁽⁴⁶⁾。センターは、虐待からアマチュアスポーツ選手を保護することに関し、USOPCとNGBに管轄権を行使する独立した団体である。また、新たに、被害者等に懲罰的損害賠償⁽⁴⁷⁾の請求を認めるこ

(40) 村木 征人「中央統轄組織（USOC）と国内スポーツ別統轄団体（NGB）の重点施策との相互関係」『競技力向上政策の国際比較研究 平成元年度文部省科学研究費（一般研究B）研究報告書』1989。つくばリポジトリ・ウェブサイト <<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/records/17965#.YL2wXOdUvDc>>; 井上 洋一「アメリカのスポーツ法に関する研究—アマチュア・スポーツ法の背景、成立、内容を中心として」『体育学紀要』24号、1990.3、p.3; [川井 圭司]「アメリカ」笹川スポーツ財団（文部科学省委託調査）『スポーツ政策調査研究報告書』2011.7、p.6。<https://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/report/pdf/h23_07_report_1-3-07.pdf>

(41) 村木 同上、p.16。ただし、委員会は、「この国では、連邦政府がアマチュアスポーツを運営することは求められていない」としていた。Dionne L. Koller, "A Twenty-First-Century Olympic and Amateur Sports Act," *Vanderbilt Journal of Entertainment & Technology Law*, vol. 20 no.4, 2018, p.1047。<<https://core.ac.uk/download/pdf/232873513.pdf>>

(42) 辻田 宏「アメリカの修正「アマチュア・スポーツ法」(The Olympic and Amateur Sports Act Amendments of 1998)に関する研究」『高知大学教育学部研究報告』63号、2003.3、p.78。

(43) Olympic and Amateur Sports Act Amendments of 1998, P.L.105-277。<<https://www.congress.gov/105/plaws/publ277/PLAW-105publ277.pdf>>

(44) 辻田 前掲注(42)、p.79。

(45) Protecting Young Victims from Sexual Abuse and Safe Sport Authorization Act of 2017, P.L.115-126。<<https://www.congress.gov/115/plaws/publ126/PLAW-115publ126.pdf>>; 原田 圭子「【アメリカ】スポーツ選手を虐待等から保護する法律」『外国の立法』No.275-1、2018.4、pp.2-3。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11066811_po_02750101.pdf?contentNo=1>

(46) センターができる前には、スポーツ選手に限定されない、一般的な児童の性的虐待に関する各省の取組に委ねられていた。U.S. Government Accountability Office, *op.cit.* (4)

(47) 主に不法行為訴訟において、加害行為の悪質性が高い場合に、加害者に対する懲罰及び一般的抑止効果を目的として、通常の填補損害賠償のほかに認められる損害賠償。田中ほか編 前掲注(32)、p.685。

と等により、1986年児童虐待被害者権利法⁽⁴⁸⁾が強化された。さらに、1990年児童虐待被害者法⁽⁴⁹⁾第226条も改正され、司法長官が指定する機関に対し、性的虐待等の被害者である疑いがある者を報告する主体に、NGB等により未成年者と交流(interactions)する権限を付与される者が加えられた(合衆国法典第34編第20341条a項(2)、同条c項(9)(A))。

(2) 司法省補助金プログラムの創設

2018年第2次改正⁽⁵⁰⁾により、若年スポーツ選手を心理的、身体的又は性的な虐待を含む虐待から保護するために、USOPCやNGBを支援する非営利法人を対象とする司法省の補助金プログラムが設けられた。この非営利法人には、センターも含まれ得る。

(3) 虐待規制の強化

2020年の改正⁽⁵¹⁾により、連邦議会に対し、USOPC理事会の解散及びNGBの認可取消しの権限が付与された。また、USOPC及びNGBに対し、性的違反行為を行う職員等への転職支援が禁止され、虐待等の苦情申立人への報復が禁止された。また、USOPCの下に、オンブズマン及びスポーツ選手の支援スタッフが所属する、スポーツ選手オンブズ局(Office of the Athlete Ombuds)を設置した。さらに、USOPCには、NGBの監督を通じて、虐待を抑止する義務があることが明記された。センターは、USOPC及びNGBとの間で、一定の兼業規制に服すること等により、独立性を保つことが定められた。また、2018年第1次改正に続き、1990年児童虐待被害者法第226条が改正され、司法長官が指定する機関に対し、性的虐待等の被害者である疑いがある者を報告する主体に、センターの被用者又は代表者が加えられた(合衆国法典第34編第20341条a項(2)、同条c項(9)(B))⁽⁵²⁾。

4 オリンピック・アマチュアスポーツ法の構成

オリンピック・アマチュアスポーツ法は、合衆国法典第36編(愛国的及び全米的な行事、儀式及び団体)の第2205章(合衆国オリンピック・パラリンピック委員会)の下にある全29か条から成る。その規定は、おおむねオリンピック国内組織ごとにまとめられており、第I節:法人(第220501条~第220513条)、第II節:国内統括団体(第220521条~第220530条)、第III節:若年スポーツ選手安全保護補助金(第220531条)、第IV節:合衆国セーフスポーツ・センター(第220541条~第220543条)、第V節:法人の理事会の解散及び国内統括団体の認可の取消し(第220551条~第220552条)である。

(48) Child Abuse Victims' Rights Act of 1986, P.L.99-500, Title VII. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-100/pdf/STATUTE-100-Pg1783.pdf>>

(49) Victims of Child Abuse Act of 1990, P.L.101-647, Title II. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-104/pdf/STATUTE-104-Pg4789.pdf>>

(50) Consolidated Appropriations Act, 2018, P.L.115-141, § 302. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ141/PLAW-115publ141.pdf>>

(51) Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020, P.L.116-189. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ189/PLAW-116publ189.pdf>>; 中川かおり【「アメリカ」アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法の成立】『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633265_po_02860205.pdf?contentNo=1>

(52) 法律に掲げられたセンターの被用者又は代表者のほか、センターのポリシーによれば、理事、インターン、ボランティアを含む全てのセンターの職員は、児童虐待及び児童のネグレクトが疑われる事件を、法執行機関に報告する義務がある。U.S. Government Accountability Office, "Amateur Athletes: The U.S. Center for SafeSport's Response and Resolution Process for Reporting Abuse," GAO-21-128R, December 18, 2020, p.4. <<https://www.gao.gov/assets/gao-21-128r.pdf>>

なお、アメリカのオリンピックに関連する事項は、ほぼこの法律により規制されているが、ドーピング問題については定めがない⁽⁵³⁾。アメリカのドーピング規制の要は、国内ドーピング防止機構である USADA であり、この団体は USOPC の統制に服しない⁽⁵⁴⁾。

Ⅲ オリンピック国内組織

オリンピック・アマチュアスポーツ法の規定は、上述したように、おおむねオリンピック国内組織ごとにまとめられている。同法の規定に従い、USOPC、NGB 及びセンターの各国内組織につき、概要を記す。また、同法に基づく国内組織と組織間の相互関係を図 2 に示した。

1 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会 (USOPC)

USOPC は、IOC が認定するアメリカの国内オリンピック委員会 (NOC) である⁽⁵⁵⁾。1950 年の法律⁽⁵⁶⁾により、当時の USOC が法制化され、2019 年 6 月には、パラリンピックを含む USOPC に改称された。

(1) 組織

USOPC は連邦内国歳入庁 (IRS) が認定する非営利法人であり (第 220502 条 a 項)、原則として連邦予算を受けず、寄附金、IOC から分配されるテレビ放映権料、スポンサー料等により活動する。USOPC に対する寄附金は、免税措置の対象とされる。USOPC は、利益のための事業を行うこと、株式を発行すること、政治的活動を行うこと等を禁じられる (第 220507 条 a 項、b 項)。

USOPC 理事会は、USOPC 規約⁽⁵⁷⁾により設立され、USOPC の事業、ポリシー等に最終的な責任を有する最高意思決定機関である⁽⁵⁸⁾。理事会の構成員の 3 分の 1 以上が、アマチュアスポーツ選手から成り、又はその選手により選出され、かつ、20% 以上が現・元アメリカ代表選手から成るようにされる (第 220504 条 b 項 (2)(C))⁽⁵⁹⁾。

USOPC は、NGB とスポーツ選手との間のコミュニケーションを確保するために、スポーツ選手により構成され、かつ選出される AAC⁽⁶⁰⁾を設置し、維持する (同項 (2)(A))⁽⁶¹⁾。また、選

(53) 合衆国法典上の規定内容、規定条文につき、前掲注 (33) 参照。

(54) 例外的に、オリンピック・アマチュアスポーツ法の適用を受ける場合につき、前掲注 (32) 参照。

(55) 松本泰介「代表選手選考における選手の権利内容の具体化—アメリカ合衆国の代表選手選考制度及びスポーツ仲裁判断からの示唆—」『日本スポーツ法学会年報』26号, 2019, pp.174-177.

(56) An act to incorporate the United States Olympic Association, P.L.81-805. <<https://www.loc.gov/law/help/statutes-at-large/81st-congress/session-2/c81s2ch975.pdf>> ただし、USOC は、組織としては近代オリンピック大会が始まった 1896 年から存在し、国際オリンピック委員会から付与された権限を行使してきた。現在までの組織の変遷につき、次を参照。昇亜美子「米国オリンピック・パラリンピック委員会のガバナンスに関する一考察—障がい者スポーツとパラリンピックの位置づけを中心に—」『日本財団パラリンピックサポートセンターパラリンピック研究会紀要』14 巻, 2020.9, pp.15-16. <https://doi.org/10.32229/parasapo.14.0_15>

(57) “Bylaws of the United States Olympic & Paralympic Committee,” Effective March 11, 2021. Team USA website <<https://www.teamusa.org/-/media/TeamUSA/USOC/USOPCBylawsPhase31editsmarkedforenactmentSWFINALua.pdf>>

(58) “United States Olympic Committee Reform,” *CRS Report for Congress*, January 5, 2005, p.3. <https://www.everycrsreport.com/files/20050105_RL32208_6f6b788818d126d78e578ce6d4a5c9c09b400db8.pdf>

(59) オリンピック関連の国内組織は、近年、スポーツ選手の割合を増やす傾向にある。Andrew Lee and Gregory Marino, “The Empowering Athletes Act: A Welcome High-Water Mark in Amateur Sport Accountability,” *FOLEY*, Dec. 16, 2020. <<https://www.foley.com/en/insights/publications/2020/12/the-empowering-athletes-act>>

(60) USOPC の下にある組織で、競技への出場資格をめぐる紛争に、現・元スポーツ選手が関わる仕組みである。

(61) AAC は、具体的な紛争が生じる場面におけるガバナンスの援助を行う。[公益財団法人日本スポーツ仲裁機構]

手の出場機会に関する紛争において、スポーツ選手に助言を行うことで紛争の迅速・公平な解決を促進することを目的として、スポーツ選手オンブズ局⁽⁶²⁾を設ける（第 220509 条 b 項）⁽⁶³⁾。

(2) 代表選手の選出に関する権限と義務

USOPC は、オリンピック等の国際大会について、代表選手を選出することに関して独占的な権限を行使する（第 220503 条第 3 項 (A)）。この際、「可能な限り最も優れたアマチュアスポーツ選手代表を獲得すること」とされる（同条第 4 項）。また、USOPC は、NGB 等が関わる紛争又は対立の解決につき、独占的な権限を有する（第 220505 条 c 項 (5)）。USOPC は、アマチュアスポーツ選手等に対する報復及びオリンピック大会等への選手の出場資格に関する紛争の「迅速で公平な解決」のために、USOPC の規約等に規定を設けなければならない（第 220509 条 a 項）。出場資格等につき、USOPC の判断により不利益を被る選手等は、USOPC が指定する者による仲裁・調停を受けることができる（第 220529 条 a 項）。

(3) 連邦議会への報告書

USOPC は、年に 1 度以上、その運営に関する報告書を、大統領及び両院に提出する（第 220511 条 a 項 (1)）。これには、次の事項を含む（同項 (2)）。①アマチュアスポーツ活動への女性、障害者、人種的少数者等の参加状況に関するデータ、②①の者の参加の促進のために採られる措置の説明、③ USOPC に対して提起された訴訟又は苦情の申立ての説明、④報復の申立ての数及び当該申立ての結果を含む、当該暦年になされた報復の苦情に関する説明等。

(4) 監査

USOPC は、年に 1 度以上、公認会計士等により監査を受ける。監査人は、連邦議会の関係委員会及び USOPC の下にある AAC に報告書を提出する（第 220511 条 b 項）。これには、次の事項を含む。①資産、債務、損失等の説明、②①の金額の変動分析、③スポーツ選手の俸給に費消される金額等、④ USOPC で最高額を受ける 20 名を含む執行役員及び管理職員の給与・手当に費消される金額等の説明、⑤ USOPC の理事会理事、上級管理職員の金銭的な利益相反の詳細等。

(5) 連邦議会による統制

連邦議会は、法定する要件を満たす両院合同決議⁽⁶⁴⁾により、USOPC 理事会の解散を行うことができ、当該解散は、決議の制定日に効力を生ずる（第 220551 条第 2 項 (A)、第 220552 条 a 項）。これらの条は、2020 年の改正法の制定日から 1 年後（2021 年 10 月 30 日）に施行される。

(6) オリンピックのシンボル等

オリンピックのシンボル等の使用や他者の使用の許可による収益は、USOPC の大きな収入源の 1 つである⁽⁶⁵⁾。

「米国／SIGA におけるスポーツ団体のコンプライアンス・ガバナンス強化のための施策と日本のガバナンスコードとの比較に関する一考察」(海外派遣報告書別紙 1) 2019, p.21. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20200422-spt_sposeisy-000006764_2.pdf>

(62) USOPC の下にある組織で、オンブズマン及びスポーツ選手の支援スタッフが所属する。

(63) [公益財団法人日本スポーツ仲裁機構] 前掲注 (61), p.23.

(64) joint resolution. 各院で可決され、大統領の署名を経て、法律としての効力を有する決議。

(65) オリンピックのシンボル等は、他の商標等に一般的に認められる範囲を超えて、広範に保護されることにつき、次の判例を参照。San Francisco Arts & Athletics, Inc. v. United States Olympic Committee, 483 U.S. 522 (1987); Mitten, *op.cit.*(25), pp.221-222. USOC 以外の者によるシンボル等の使用範囲の制限につき、次の判例を参照。United States Olympic Committee v. American Media, Inc., 156 F. Supp. 2d 1200, 1209 (D. Col. 2001); Mitten, *idem*, p.223.

USOPC は、合衆国内でオリンピックのシンボル等を使用し、又は他者に使用を許可する独占的な権利を有する（第 220506 条 a 項、b 項）。オリンピック・アマチュアスポーツ法は、オリンピックの名称、シンボル等の許可を受けない使用を禁止しており、これには、「物品若しくはサービスの販売を誘引するため、又は展示、スポーツ成績若しくは競技を促進するため」の使用が含まれる（同条 c 項）。USOPC は、これらの許可を受けない使用に対し、1946 年商標法⁽⁶⁶⁾に基づき民事訴訟を提起することができる（同）。オリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPC の独占的な権利を拡大し、現在は、パンアメリカンスポーツ機構のシンボル、「パラリンピアド」の文言等も、オリンピックのシンボルと同一の範囲で保護されている（同条 a 項 (2), (4)）。同法はまた、物品又はサービスのために、1950 年 9 月 21 日より前からオリンピックのシンボル等を使用してきた者等に、継続して合法的な使用を認める（同条 d 項）。

2 国内統括団体 (NGB)

NGB については、選手を抱えるスポーツ団体同士の争いが、オリンピック・アマチュアスポーツ法の前身である 1978 年アマチュアスポーツ法の制定の契機になったこともあり、当初から存在する規定が多い。

(1) 組織

NGB は、各スポーツの国際組織である IF に加盟するアメリカ国内の団体であり、USOPC により、1 つのスポーツにつき 1 つ認可される（第 220521 条 a 項 (2)）。USOPC が、NGB の認可につき継続の是非、条件の付加等を審査する頻度を、オリンピック・アマチュアスポーツ法の 2020 年改正法の制定日（2020 年 10 月 30 日）から 8 年以内に 1 度及びその後は 4 年に 1 度以上とする（同条 d 項）。NGB は、州又はコロンビア特別区が認定する非営利法人であり、寄附金、USOPC からの補助金⁽⁶⁷⁾等により活動する。NGB に対する寄附金は、免税措置の対象とされる。

NGB に関わる対立又は紛争につき、USOPC は独占的な管轄権を有する（第 220505 条 c 項 (5)）。USOPC の判断により不利益を被る者は、仲裁・調停による審査を受けること並びに NGB 及び USOPC は仲裁の判断に従うことを義務付けられる（第 220529 条）。この仲裁は、AAA により、標準商事仲裁規則に基づいて行われる。USOPC は、NGB がオリンピック・アマチュアスポーツ法上の義務を遵守していないと判断する場合には、NGB を観察期間⁽⁶⁸⁾に付するか、又はその認可を取り消すことができる（第 220527 条 c 項 (2)）。また、USOPC が、現在の NGB に代わる NGB 候補の申請を受ける場合には、必要に応じて観察期間を設けて瑕疵を治癒させた上で現在の NGB を維持するか、申請者を新たに NGB として認可するか、又は NGB の不在を宣言することができる（第 220528 条 f 項、g 項）。

(66) Trademark Act of Registration Act (Lanham Act), P.L.79-489, 15 U.S.C. 1051 et seq. <<https://govtrack.us.s3.amazonaws.com/legislink/pdf/stat/60/STATUTE-60-Pg427.pdf>>

(67) ただし、資金力が大きな NGB は USOPC の補助金に頼らずとも十分に運営する能力があるため、受給する補助金の額も少ない。野球の NGB である USA Baseball、ソフトボールの NGB である ASA (Amateur Softball Association) 等は、補助金の交付を受けない年もある。「第 1 章 米国」『スポーツ政策調査研究 ガバナンスに関する調査研究成果報告書』WIP ジャパン, 2012, p.9. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/fieldfile/2012/05/16/1319876_2.pdf>

(68) probation. その地位を保つために、行動を改善し、又は良い行いをすべき一定の期間をいう。Bryan A. Garner, *Black's Law Dictionary*, 11th ed, St. Paul, Minn: Thomson Reuters, 2019, p.1456.

(2) 代表選手の選出に関する権限と義務

NGBは、オリンピック大会等につき、アメリカを代表する選手及びチームを、USOPCに推薦する（第220523条a項(6)）。選手等の出場資格については、①NGB、USOPCのAAC及び合衆国オリンピック選手・パラリンピック選手連盟⁽⁶⁹⁾が協議して決定する、公正なものであること、②書面に作成され、選手に適切に提供されること、③適切な基準により一貫して適用されることが求められる（第220522条第10項）。NGBは、選手のアマチュアの資格及びオリンピック大会等への出場資格を定める基準を、対応するIFの資格の基準に合致させなければならない（同条第15項）。NGBは、選手選考基準等を選手に通知し、及び当該基準等に選手の見解を相当に反映させる（第220524条a項(3)）。NGBは、USOPC、NGB、IF、IOC等の規則及びその改正につき、選手等に情報を提供する（同項(4)）。

NGBは、構成員の苦情につき、迅速で公平な解決手続を定める（第220522条第14項）。また、NGBは、USOPCの認可を受ける条件として、スポーツ選手の出場資格に関する紛争を解決するために、拘束力のある仲裁に服することに合意していなければならない（同条第4項(B)）。この仲裁は、AAAが、USOPC規約等により改正される標準商事仲裁規則に基づいて行う。

NGBは、選手の選考や懲戒処分を行う強力な権限を有するが、他方で、選手が禁止され、又は求められる行為につき適切な通知を行い、また、紛争が生じた場合には、公正な聴聞を受ける機会を提供しなければならない（同条第8項⁽⁷⁰⁾）。

(3) USOPC への報告書

NGBは、各暦年に、①選手に対する虐待のない安全なスポーツ環境を促進する方法等の説明、②前暦年に提起された訴訟の訴訟原因⁽⁷¹⁾又は提出された苦情の説明、③団体の収入及び支出等に関する年次報告書をUSOPCに提出する（第220522条第17項）。

(4) 連邦議会による統制

連邦議会は、法定された要件を満たす両院合同決議により、NGBの認可を取り消すことができ、当該取消しは、決議の制定日に効力を生ずる（第220551条第2項(B)、第220552条b項⁽⁷²⁾）。これらの条は、2020年の改正法の制定日から1年後に施行（2021年10月30日）される。

3 合衆国セーフスポーツ・センター

センターは、オリンピック・アマチュアスポーツ法の2018年第1次改正により同法上の組織とされ、2020年の改正により更に規定が整備された。

(1) 組織

センターは、連邦内国歳入庁が認定する非営利法人であり、寄附金、USOPCからの支出等

(69) オリンピックムーブメントの全ての側面に、オリンピック選手及びパラリンピック選手の関与を高めることを目的とする団体で、①法人（USOPC）のポリシー及びプログラムの作成に意見を述べること、②スポーツ選手の高い能力の特定、動機付け及び向上においてUSOPCを支援すること等を行う。United States Olympians and Paralympians Association, "Chapter Handbook & Toolkit." TeamUSA website <<https://www.teamusa.org/-/media/TeamUSA/Athlete-Services/USOPACChapterHandbook2019.pdf>>

(70) 女子フィギュアスケートのハーディング（Tonya Harding）選手の元夫等が、彼女のライバルのケリガン（Nancy Kerrigan）選手を襲撃したとされた事件において、裁判所は、NGBである合衆国フィギュアスケート連盟（USFSA）に対し、ハーディング選手が防御の準備をするための十分な時間がとれるまで、同選手に対する懲戒手続の開始を差し止める判断を下した。USFSAの一方的な懲戒手続の開始が、同連盟規約に違反するとの理由からである。Harding v. U.S. Figure Skating, 851 F. Supp. 1476 (D. Or. 1994); Mitten et al., *op.cit.*(6), p.267.

(71) cause of action. 請求を実体的に基礎付けるに必要な事実。単なる生の事実ではなく、権利義務を発生させるのに必要な範囲の事実を言う。田中ほか編 前掲注(32), p.129.

(72) 従来、NGBの認可を取り消すのは、USOPCの専権事項であった。第220527条、第220528条。

により活動する。センターに対する寄附金は免税措置の対象となる。USOPC は、センターの運営費用として、毎年 2000 万ドル⁽⁷³⁾を支出する（第 220541 条 g 項）。USOPC は、この支出に NGB からの資金を充てることができる。この支出を USOPC が行わない場合には、センターは USOPC に対し、支出を強制する訴訟を提起でき、さらに、センターは USOPC から、支出が遅れ、又は不完全な支出が行われる 1 日当たり、追加で 2 万ドルを回収する。

(2) 連邦議会への報告書

センターは、次の事項を含む年次報告書を、連邦議会に提出する（第 220543 条 c 項）。①第 220541 条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] 及び第 220542 条 [追加の義務] の規定に基づく義務を遂行するための戦略計画、②前年の資産、債務等を正しく示すために必要な財務諸表、③違反行為に関する苦情の数、④センターが法執行機関に報告した違反行為に関する苦情の数等。

(3) 監査

センターは、年に 1 度以上、前会計年度の財務諸表につき、①センターの内部統制の適切性を保障し、② USOPC 又は NGB からセンターに提供される資金の不正使用等を阻止するよう、一般に公正妥当と認められた会計原則⁽⁷⁴⁾に従い、独立の監査人による監査を受ける（第 220543 条 b 項）。

(4) USOPC 及び NGB に対する遵守監査

センターは、年に 1 度以上、USOPC 及び NGB を監査し、ポリシー及び手続の不遵守の場合には、選手の安全プログラムの実施、追加の監査、観察期間の賦課等の是正措置を課すことができる（第 220541 条 h 項）。USOPC は、NGB の認可の取消しを含め、様々な手法により、遵守を確保することができる。USOPC が、是正措置を課されてから 72 時間以内にこれを行わない場合には、センターは、連邦議会の関係委員会に報告する。

(5) 独立性

USOPC 及び NGB の元の被用者又は理事会構成員は、当該団体における雇用終了から 2 年間は、センターで働き、又はボランティアを務めてはならない（第 220541 条 f 項）。NGB の理事会に役務を提供する選手は、理事会に別に雇用されないことを条件として、センターにおいてボランティア又は助言者として働くことができる。NGB の理事会に役務を提供する選手は、提供の終了から 2 年間は、センターに雇用されてはならない。

センターの管理職又は弁護士は、USOPC 又は NGB の管理職又は弁護士を兼ねる場合には、利益相反に当たるとされる。USOPC と NGB は、センターの虐待に関する調査への介入を禁じられ、これに違反する場合には、センターは連邦議会の関係委員会に報告する。

会計検査院長は、USOPC からのセンターの独立性に関する認証を、公開する（同条 j 項）。

(73) 1 ドルは約 110 円。報告省令レート（令和 3 年 11 月分）に基づく。

(74) GAAP (Generally Accepted Accounting Principles)。米国会計基準は US-GAAP と呼ばれており、多くの米国企業は GAAP と Non-GAAP の 2 種類の指標で利益を発表している。Non-GAAP は、GAAP から一時的な損益を除いた調整後の金額である。三井住友 DS アセットマネジメント「わかりやすい用語集」<<https://www.smd-am.co.jp/glossary/YST3345/>>

IV 出場機会をめぐる紛争解決手続、虐待防止規定、司法の役割の制限

オリンピック・アマチュアスポーツ法の規定のうち、オリンピック国内組織を横断的に見ることが理解を助ける事項として、スポーツ選手の出場機会をめぐる紛争解決手続、虐待防止規定及び司法の役割の制限の3点につき、次に述べる。

1 選手の出場機会をめぐる紛争解決手続

オリンピック・アマチュアスポーツ法に定められる、代表選手の選考に関する USOPC や NGB の権限と義務の前提の問題として、同法は、選手の出場機会（権利）についても明確に定めている（第 220503 条第 8 項）⁽⁷⁵⁾。AAA の仲裁事例からは、USOPC 規約第 9 条（後述 IV1(2)、(3)）に定める選手の出場機会の問題には、単に適正かつ公平な基準に基づく選考の問題だけでなく、選考による出場資格の問題や懲戒処分に基づく出場資格の問題、競技ルールの問題なども含まれていることが見受けられる⁽⁷⁶⁾。ここでは、この選手の出場機会をめぐる紛争解決手続につき、必要に応じて、これまでに述べた点も含めて紹介する。

(1) オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づく手続

オリンピック・アマチュアスポーツ法に基づき、NGB は、選手のために迅速・公平な苦情解決手続を提供する必要がある（第 220522 条第 14 項）。

また、同法が USOPC の下に置くスポーツ選手オンブズ局は、選手の出場機会をめぐる紛争解決において、①選手に、USOPC や NGB の規約及び細則につき、無料で独立した助言を提供し、②スポーツ選手の懸念の解決を支援し、③センターの権限等や弁護士との契約の価値につき選手に助言し、④定期的に AAC に報告する（第 220509 条 b 項(2)）。USOPC は、オンブズマンを雇用し、給与等を負担する（同項(1)）。USOPC の被用者等は、所属団体との出場機会に関する紛争等につき、スポーツ選手オンブズ局に対し支援を求める者に報復してはならない（同項(5)）。

これらの規定に基づき、選手は、まず NGB の苦情解決手続を利用することが可能であり、また、独立性等の観点から、USOPC の下に設けられる第三者である、スポーツ選手オンブズ局を窓口として、元スポーツ選手に相談することもできる制度となっている⁽⁷⁷⁾。

(2) USOPC 規約に基づく不服申立手続

オリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPC に対し、オリンピック大会等の保護される大会⁽⁷⁸⁾に出場するスポーツ選手の出場機会に関する紛争の「迅速で公平な解決」のために、規定を設けるよう求める（第 220509 条 a 項）。この規定に基づき制定された USOPC 規約第 9 条（スポーツ選手の権利）は、「アマチュアスポーツ選手」のために、紛争解決に向けた手続的・

(75) 法律の文言上は、権利 (right) ではなく、機会 (opportunity) の文言が使われている。松本 前掲注(55), pp.177, 195.

(76) 同上, p.178.

(77) 選手にとって、このような制度は非常に安心感があると評価されている。[公益財団法人日本スポーツ仲裁機構] 前掲注(61), pp.23-24.

(78) 保護される大会 (protected competitions) とは、主として、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及び世界選手権の 4 大会をいう。合衆国法典第 36 編第 220509 項 a 項。Mitten, *op.cit.*(25), p.39. その他、① NGB がアメリカ代表を選出する等の一定の要件を満たす国際大会、②勝者がアメリカ代表となると事前に明示される等の一定の要件を満たす、NGB が主催する国内大会が含まれる。USOPC 規約第 1.3 条 x 項。

実体的な権利を定める⁽⁷⁹⁾。この「アマチュアスポーツ選手」とは、オリンピック大会等に出場資格のあるプロスポーツ選手を含め、スポーツ選手が競技するスポーツのNGB又はパラリンピックスポーツ組織により作成される資格基準を満たす者をいう。

USOPC 規約第 9.1 条は、NGB が本来は出場資格があるスポーツ選手に出場を拒絶する場合には、当該選手が USOPC に対し、NGB への不服を申し立てる権利を有すると定める⁽⁸⁰⁾。選手が、USOPC 規約第 9.1 条に定める出場機会を侵害されたとして不服を申し立てる場合には、同規約第 9.2 条に基づき、まず USOPC に申立てを行う。同規約第 9.5 条に基づき、手続は USOPC 法務部門が担当し、申立て内容は、スポーツ選手オンブズ局と AAC に知らされる。同規約第 9.6 条に基づき、USOPC の法務部門とスポーツ選手オンブズ局は、不服を審査し、不服の判断のために当事者に情報提供を求め、当事者の意向に沿うよう非公式に解決を図る。

(3) USOPC 規約に基づく仲裁

スポーツ選手は、上記 IV1(2) の手続により紛争を解決できなかった場合等には、USOPC 規約第 9.7 条に基づき、AAA に対して、最終的で、拘束力のある仲裁を求めることができる⁽⁸¹⁾。USOPC 規約に基づく仲裁手続は、覆審的審査⁽⁸²⁾であり、基本的には、従前の NGB の決定に対して配慮する必要はない⁽⁸³⁾。AAA には、代表選手選考仲裁に関する運用ルールを定めた特別のスポーツ仲裁規則はなく、標準商事仲裁規則に基づき運用がなされている⁽⁸⁴⁾。ただし、この標準商事仲裁規則は、代表選手選考事案について、USOPC 規約等によって変更を受ける(第 220522 条第 4 項(B))。

USOPC 規約第 9.8 条に基づき、スポーツ選手は、仲裁により影響を受ける可能性のある他のスポーツ選手等のリストを提出する⁽⁸⁵⁾。この義務は相手方にも課され、また仲裁人自体も影響を受ける者を決定し、通知する。通知を受けた者は、当該仲裁手続に参加することができ、たとえ参加しなかった場合でも仲裁判断の内容に拘束される。仲裁の手続は、AAA により維持される非公開の人材から当事者が選出する 1 名の仲裁者が対面により、又は電話により行う。仲裁者は、時宜にかなって書面による、理由付きの仲裁判断を下すことを求められ、これを USOPC のウェブサイトで公表する⁽⁸⁶⁾。

同規約第 9.9 条に基づき、仲裁を手続どおりに行う時間的余裕がない場合には、申立てから 48 時間以内に聴聞会及び仲裁判断の両方を実施する。同規約第 9.10 条に基づき、仲裁を申し立てる選手は、その出場機会が侵害されてから 6 か月を超えた後には申立てできない。

(79) Mitten et al., *op.cit.*(6), pp.267-268.

(80) これは、AAA というスポーツ団体外部の紛争解決手続に委ねる前に、USOPC とオンブズマンというスポーツ団体内部での紛争解決を模索する趣旨である。松本 前掲注(55), p.182.

(81) 代表選考に関する AAA の仲裁の一例として、ハイアット (Alex Hyatt) 選手対合衆国柔道連盟事件がある。AAA は、オリンピック・アマチュアスポーツ法により「保護される大会」である 2014 年国際柔道連盟ジュニア世界選手権において、この世界選手権のために公表されたスポーツ選手選考規則に定められた時間までに体重を測定しなかった選手の優勝を取り消した。Hyatt v. United States Judo, Inc, AAA Case Number: 01-14-0000-7635 (2014); Mitten et al., *op.cit.*(6), p.268; 松本泰介「American Arbitration Association (AAA) の代表選手選考仲裁における法的審査の範囲と限界」『日本スポーツ法学会年報』27 号, 2020, pp.113-114.

(82) 田中ほか編 前掲注(32), p.863.

(83) ただし、国際的なアマチュアスポーツ大会のうち、オリンピック大会及びパンアメリカン大会については、NGB が策定する代表選考基準が USOPC の事前承認を得ているという点で、一定の配慮はすべきであるとされる。松本 前掲注(81), p.120.

(84) 松本 前掲注(55), pp.182-183.

(85) 通常の商事仲裁ではこのようなリストは求められないが、USOPC 規約第 9.8 条に従って標準商事仲裁規則が変更されている。同上, pp.183-184.

(86) 通常の商事仲裁では、判断の理由又はその公表を求められないが、USOPC 規約第 9.7 条に従って標準商事仲裁規則が変更されている。同上, p.183.

規約に基づく仲裁の裁定は、後の司法手続における再裁定が禁じられるが⁽⁸⁷⁾、仲裁に、「汚職、詐欺、部分的な証拠又はこれらと同様に追認を禁止する事項が存在する」ような例外的な場合には、裁判所は仲裁判断を無効にし、又は追認を拒否し、自らが判断することを明らかにしている⁽⁸⁸⁾。

2 虐待防止規定

前述のように、2016年に、アメリカ体操連盟の全米チーム医師による大規模な性的虐待事件が表面化した。USOCもNGBも、このような違反行為に対して選手を保護することを、自らの使命と考えていなかったことが明らかとなった⁽⁸⁹⁾。そこで、オリンピック・アマチュアスポーツ法の2018年以降の改正により、オリンピック国内組織であるUSOPC、NGBに対し、虐待防止の義務を強化し、また、合衆国セーフスポーツ・センターを新設して、USOPC、NGBに関連する虐待事件の調査を行わせることとなった。ここでは、USOPC、NGB及びセンターの各国内組織につき、虐待防止規定の概要を記す。

(1) USOPC

(i) 虐待防止の義務

虐待を防止するUSOPCの義務につき、オリンピック・アマチュアスポーツ法は次のとおり定める。USOPCは、アマチュアスポーツ選手の心理的、身体的及び性的な虐待を含め、スポーツにおける虐待のない安全なスポーツ環境を促進する（第220503条第15項）。USOPCは、心理的、身体的及び性的な虐待のない、選手にとっての安全なスポーツ環境の創出のためのポリシーを含め、その遵守及び実施につき、効果的にNGBを監督する（同条第16項）。USOPCは、未成年アマチュアスポーツ選手に対する児童虐待の申立てを、直ちに法執行機関及びセンターに報告するポリシー等の採択、実施等を行い、NGBによる同様の報告に関するポリシー等の整備を保障する（第220505条d項）。虐待等の報告に対し、USOPCの下のスポーツ選手オンブズ局は、①セーフスポーツ・センターの役割等、②弁護士と契約することの利点等につき、選手に助言する（第220509条b項(2)(C)）。

(ii) アマチュアスポーツ選手に対する虐待等の調査

USOPCは、1年に1度以上、アマチュアスポーツ選手につき、①USOPC及びNGBに対する満足度、②セクシャル・ハラスメント及び虐待に関するUSOPC及びNGBの行動等に関し、契約により、独立の第三者組織に匿名での調査を行わせる（第220513条）。調査結果は、USOPCのウェブサイトで公表される。

(iii) 転職支援の禁止

USOPCは、性的違反行為に関するセンターのポリシー等に違反する職員、それにより有罪判決を受けた職員等に対し、転職の支援をしてはならない（第220507条c項）。

(iv) 報復の禁止

USOPCは、身体的虐待、セクシャル・ハラスメント等の公式の苦情を申し立てる者等に報

(87) *Pliuskaitis v. USA Swimming, Inc.*, 243 F. Supp. 3d 1217 (D. Utah 2017); Mitten et al., *op.cit.*(6), p.269.

(88) *Gault v. United States Bobsled and Skeleton Federation*, 578 N.Y.S. 2d 683, 685 (N.Y. App. Div. 1992); Mitten, *op.cit.*(25), p.120.

(89) Dionne L. Koller, "Amateur Regulation and the Unmoored United States Olympic and Paralympic Committee," *Wake Forest Law Review Online*, vol.9, 2019.11, pp.99-100. <http://www.wakeforestlawreview.com/wp-content/uploads/2019/11/Amateur-Regulation_Koller.pdf>

復してはならない（第 220509 条 c 項 (1)）。報復を行った者は、直ちに雇用を終了されるか、又は無報酬の停職とされる（同項 (2)）。USOPC は、報復を受けた者に対し、肉体的・精神的な苦痛のための損害賠償金及び適正な弁護士費用を支払う（同項 (3)(A)）。報復を行ったのが NGB である場合には、USOPC は、支払った損害賠償金の償還を NGB に請求できる（同項 (3)(B)）。

(v) 補助金

司法長官は、スポーツ選手に対する心理的、身体的及び性的な虐待を含めた虐待からの保護に関して、USOPC の監督を支援するために、資格のある非営利・非政府団体に対して補助金を提供することができる（第 220531 条 a 項⁽⁹⁰⁾）。この補助金は、①虐待の防止等のための訓練用資料の作成、②虐待から選手を保護するための USOPC のための情報の作成、維持等のために必要な費用に利用される（同条 c 項）。NGB の監督等への支援も合わせ、この補助金のために、2018 会計年度から 2022 会計年度までの各会計年度に、250 万ドルの歳出を授権する（同条 d 項）。

(2) NGB

(i) 虐待防止の義務

虐待を防止する NGB の義務につき、オリンピック・アマチュアスポーツ法は次のとおり定める。NGB は、心理的、身体的及び性的な虐待を含め、アマチュアスポーツ選手のために虐待がない、安全なスポーツ環境を促進する（第 220524 条 a 項 (11)）。また、NGB は、センターが発出する一時的措置又は制裁に関する情報を用いて、安全なスポーツ環境を促進する措置を講ずる（同項 (12)）。NGB は、未成年の選手に対する児童虐待の申立てを受けた場合には、直ちに法執行機関に報告する（同項 (13)）。NGB は、児童虐待の申立てにつき、センターのポリシー等に合致するポリシーを整備する（同項 (14)）。

(ii) 転職支援の禁止

NGB は、性的違反行為に関するセンターのポリシーに違反する職員、それにより有罪判決を受けた職員等に対し、これを知りつつ転職の支援をしてはならない（第 220524 条 a 項 (10)）。

(iii) 補助金

司法長官は、スポーツ選手に対する心理的、身体的及び性的な虐待を含めた虐待からの保護に関して、NGB の監督を支援するために、資格のある非営利・非政府団体に対して補助金を提供することができる（第 220531 条 a 項）。この補助金は、①虐待の防止等のための訓練用資料の作成、②虐待から選手を保護するための NGB のための情報の作成、維持等のために必要な費用に利用される（同条 c 項）。USOPC の監督等への支援も合わせ、この補助金のために、2018 会計年度から 2022 会計年度までの各会計年度に、250 万ドルの歳出を授権する（同条 d 項）。

(3) 合衆国セーフスポーツ・センター

(i) センターの義務

センターは、選手を、心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待から保護することにつき、USOPC と NGB に管轄権を行使する独立団体である（第 220541 条 a 項 (1)(B)）。センターは、2017 年の設立と同時に制定されたセーフスポーツ規程⁽⁹¹⁾を管理する。USOPC、NGB 等は、この規程のポリシー及び手続をあらゆる点において遵守し、自身のポリシーにその規定を取り

(90) 2018 年の第 2 次改正により補助金が創設された。

込まなければならない。

センターは、自身のポリシー及び手続に、①心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待を阻止するための規定を設けること、②性的虐待の報告、調査及び解決のための仕組みを設けること、③当該虐待を阻止するための訓練資料を策定・更新すること、④虐待により USOPC、NGB 等から追放された者の包括的なリストを、センターのウェブサイト上に維持すること⁽⁹²⁾、⑤センターによる虐待の疑いの調査の対象となる成人に対し、手続的デュー・プロセス⁽⁹³⁾を保障すること、⑥未成年の選手等と指導者等との1対1の交流を制限すること、⑦センターは、USOPC 又は NGB に対し、虐待を報告した者等への報復を禁ずる手続を定めること等を定める（第 220541 条 a 項、第 220542 条 a 項）。

(ii) 虐待事件の処理

(a) 対象事件

センターは、全ての性的違反行為に関する申立て及び裁量により他の形態の違反行為の申立てを受理できる⁽⁹⁴⁾。他の形態の違反行為には、ストーキング、いじめ、しごき、ハラスメント、その教唆・ほう助等が含まれる。

(b) 受理と調査

センターは、虐待を阻止するために訓練、監督行為、ポリシー及び手続を策定し（第 220541 条 a 項 (1)(C)）、そのポリシー及び手続に違反する性的虐待の報告、調査及び解決の仕組みを定める対応・解決局を維持する（同項 (1)(D)）。対応・解決局は、加害者である疑いのある者に対する調査、制裁等を行うに当たり、①被害者の申立てにつき書面により通知し、②弁護士等による代理を認め、③センターの加害者に対する制裁等に対し、加害者とされた者に、聴聞又は仲裁を申立てることを認める等のデュー・プロセスを保障する（同項 (1)(H)）。

対応・解決局は、受理と調査の2部門から成る⁽⁹⁵⁾。受理部門は、①予備的情報収集、②スポーツ選手への潜在的なリスク評価、③公式調査の申立ての付託、に責任を負う。調査部門は、違反及び虐待の申立てに対する公式調査を行うことに責任を負う。センターは、受理から調査までの間、いつでも暫定措置（temporary measures）を採択し、又は実施することができる⁽⁹⁶⁾。暫定措置には、a) トレーニングの日程変更、b) 付添いの提供又は要求、c) 加害者と被害者の1対1の交流の禁止、d) スポーツ活動の一部又は全部の差止め等が含まれる。センターは、調査の終結時に、センター規程違反の事実認定を支持する十分な証拠が存在するかを、証拠の優越⁽⁹⁷⁾により判断する。

センターの受理と調査の公正のために、次のような手続が定められている⁽⁹⁸⁾。① USOPC の

(91) U.S. Center for SafeSport, *SafeSport Code for the U.S. Olympic and Paralympic Movement*, effective April 1, 2021. <https://uscenterforsafesport.org/wp-content/uploads/2021/04/SafeSportCode2021_040121_V3.pdf>

(92) センターは、オンラインの中央制裁データベース（Centralized Disciplinary Database: CDD）において、合衆国のオリンピック及びパラリンピックのスポーツ選手及び関係組織に潜在的なリスクをもたらすと思われる、センターの制裁の対象とされた成人の氏名を公表している。2021年10月現在、約1,600人がこれに掲載されている。ただし、センターは、制裁の対象とした者のうち、未成年者や、制裁がその者のスポーツへの参加を制限しない者については、氏名を公表していない。“Centralized Disciplinary Database.” U.S. Center for SafeSport website <<https://uscenterforsafesport.org/response-and-resolution/centralized-disciplinary-database/>>

(93) 重大な生命、自由又は財産の利益の侵害が生じる場合に、合衆国憲法第5修正及び第14修正の規定により保障される通知及び聴聞の最低限の手続。Garner, *op.cit.*(68), p.632.

(94) U.S. Government Accountability Office, *op.cit.*(52), p.5.

(95) *ibid.*, p.4.

(96) *ibid.*, p.5.

コミュニティの者等が、違反行為を匿名で報告できる、②申立人と被申立人は、選択により、調査に参加できる、③申立人と被申立人は、センターの規程に基づき、弁護士を含む助言者を選任し、相談する権利を有する、④申立人と被申立人は、センターの資源・手続に関する助言者により、手続の道筋、当事者の参加に関する選択肢等の提示を受ける、⑤被申立人は、センターの制裁、暫定措置等に対抗して、仲裁を請求できる。

(c) 仲裁

センターは、その裁量により、スポーツ選手の出場機会等を判断するために、性的虐待の申立てを解決する目的で、仲裁機関を利用することができる（第 220541 条 c 項 (1)）。この仲裁は、AAA の商事仲裁規則に従い、JAMS 社（Judicial Arbitration Mediation Service Inc.）が行っている⁽⁹⁹⁾。JAMS 社は、1979 年に設立された調停・仲裁を提供する ADR（裁判外紛争解決手続）機関である。この機関の利用に当たり、センターのポリシー及び手続に違反する虐待につき、個人が民事訴訟を提起しないこと等を条件としてはならない（同項 (2)）。

他のスポーツ選手の安全を確保するために、センターの規程は、センター又は JAMS 社の仲裁が係属中に、加害者である疑いのある者に対して、暫定的な権利の停止（interim suspensions）を課すことを NGB に許容する⁽¹⁰⁰⁾。この暫定的な権利の停止により、オリンピック大会等の保護される大会への選手の出場資格が奪われる場合には、選手はこの停止の妥当性を争い、USOPC 規約に基づく AAA の仲裁手続の開始を求めることができる。仲裁者は、適切で、比例的ではないと判断する暫定的な権利の停止を、無効にすることができる。

(iii) 転職支援の禁止

センターは、性的違反行為に関するセンターのポリシーに違反する職員、それにより有罪判決を受けた職員等に対し、これを知りつつ転職の支援をしてはならない（第 220542 条 a 項 (2) (C)）。

(iv) 補助金

司法長官は、スポーツ選手に対する心理的、身体的及び性的な虐待を含めた虐待からの保護に関して、USOPC 及び NGB の監督を支援するために、資格のある非営利・非政府団体に対して補助金を提供することができる（第 220531 条 a 項）と定められており、センターは、この資格のある非営利・非政府団体として 2018 年に 230 万ドルを受領した⁽¹⁰¹⁾。

3 司法の役割の制限

ここでは、司法の役割の制限に関し、オリンピック・アマチュアスポーツ法上の規定について記述するほか ((1)、(2))、同法の規定上は必ずしも意味が明らかではないが、判例により既に解釈が定まっている事項を紹介する ((3)～(7))。これらの規定と判例は、裁判所が、オリンピック国内組織の判断を尊重し、裁判所の役割を、連邦法と合致するデュー・プロセスを保障することにとどめるべきとの見解を示す。

(97) preponderance of evidence. ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。田中ほか編 前掲注 (32), p.658.

(98) U.S. Government Accountability Office, *op.cit.*(52), p.6.

(99) Mitten et al., *op.cit.*(6), p.268; “About Us: JAMS Mediation, Arbitration and ADR Services.” JAMS website <<https://www.jamsadr.com/about/>>

(100) Mitten et al., *ibid.*, pp.268-269.

(101) 2018 年の第 2 次改正により補助金が創設された。この司法省の補助金は、司法省のサイトでは、“Keep Young Athletes Safe grant” と呼ばれている。U.S. Government Accountability Office, *op.cit.*(52), p.4.

(1) オリンピック国内組織等に対する裁判所の権限の制限

オリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPCの下にあるスポーツ選手オンブズ局が、選手の出場機会に関する紛争解決等を行うが、その職務につき、裁判所における証言等を強制されてはならないと定める（第220509条b項(4)(C)）。また、センターはその業務につき、原則として名誉棄損等の責任を負わないと定められている（第220541条d項(1)）。また、出場機会等に関するUSOPC規約に基づく不服申立手続を定める条項は、大会前21日以後（出場選手登録期限以後）に、裁判所の差止命令が及ばないことを明記する（第220509条a項）⁽¹⁰²⁾。このように、オリンピック・アマチュアスポーツ法においては、オリンピック国内組織の自主的な解決や業務が尊重されている。

(2) 連邦地方裁判所への判断の集約

司法制度内での判断の集約についても、オリンピック・アマチュアスポーツ法に定めがある。州裁判所においてUSOPCに対して提起される訴訟が、その同法に基づく責任のみに関するものである場合には、その訴訟は、USOPCの請求を受けて、その地域の連邦地方裁判所に移管される（第220505条b項(9)）。また、州裁判所においてセンターに対して提起される訴訟が、そのオリンピック・アマチュアスポーツ法の第220542条「追加の義務」又は第220543条「記録、監査及び報告書」の規定に基づくものである場合には、センターの請求を受けて、その地域の連邦地方裁判所に移管される（第220541条d項(3)）。これらの規定は、USOPC及びセンターが、多様な州法ではなく、連邦法による統一的な判断を受けられることを担保する。

(3) 選手のオリンピック出場権の否定

DeFrantz 対合衆国オリンピック委員会（USOC）事件⁽¹⁰³⁾において、原告である合衆国オリンピックチームの選手団は、1980年モスクワ・オリンピック大会にアメリカの選手団を派遣しないとする被告（USOC）の決定の差止めを求めた。連邦地方裁判所は、①被告であるUSOCには、大会に選手団を派遣しないとする決定を行う権限があり、②原告であるスポーツ選手は、1978年アマチュアスポーツ法が保護される大会⁽¹⁰⁴⁾と規定するオリンピック大会等に出場する権利を有しない、③原告は、②でオリンピック大会等に出場する権利を有しないとされたことから、この権利を実現するための民事上の訴訟原因も有しない、④被告であるUSOCは、連邦法により設立されてはいても、国ではなく民間の法人であり、その行為は合衆国憲法に制約されないため、選手は合衆国憲法上の権利を侵害されていない等の理由から、原告の請求を棄却した。

(4) USOC等による出場資格の差止請求権の否定

1978年アマチュアスポーツ法の1998年の改正は、USOCが連邦裁判所に提訴し、又は応訴することができるが、この法律が、原則として「私的訴権を創出してはならない」ことを明記した（第220505条b項(9)）⁽¹⁰⁵⁾。そのため、連邦裁判所は、選手に、大会への出場資格に関する差止命令等を、USOC又はNGBに対して請求する権利を認めていない⁽¹⁰⁶⁾。

(102) 選手との紛争において、それが裁判所に持ち込まれた場合、大会の日程との関係でもたらされる混乱を回避しておく必要があるために設けられた規定とされる。辻田 前掲注(42), p.82.

(103) DeFrantz v. United States Olympic Com., 492 F. Supp. 1181 (D.D.C. 1980); Mitten et al., *op.cit.*(6), pp.257-263.

(104) 36 U.S.C. § 220509(a), 前掲注(78)

(105) Mitten, *op.cit.*(25), p.40.

(5) 市民的権利法に基づく損害賠償請求権の否定

オリンピック・アマチュアスポーツ法は、全てのアマチュアスポーツ選手に対し保護される大会に出場する平等な機会を付与することを求めるが（第 220522 条第 8 項）、条文上は、選手に、障害、性別、人種等に基づく差別から保護する市民的権利法⁽¹⁰⁷⁾に基づく連邦法上の権利がないとも、この市民的権利法に基づく権利に優先して適用されるもしていない⁽¹⁰⁸⁾。しかし、連邦裁判所は、通常は、市民的権利に関する連邦法に基づく USOPC 等に対する損害賠償請求につき、オリンピック又は他の競技会への参加資格⁽¹⁰⁹⁾に関する USOPC の独占的管轄に介入するものとして拒絶してきた。

(6) 出場資格に関する州法に対する専占

連邦裁判所は、連邦法であるオリンピック・アマチュアスポーツ法が、スポーツ選手の出場資格に関する州法に基づく主張を専占⁽¹¹⁰⁾するとしてきた⁽¹¹¹⁾。これは、連邦裁判所が、スポーツ選手の出場資格に関するアメリカの統一基準の必要性を認識するため、「合衆国のオリンピック大会への参加に関する全ての事項につき、USOPC に独占的権限を付与する」のが連邦議会の意図であるとする。

(7) オリンピック国際組織等に対する管轄権の制限

連邦裁判所は、IF 又は IOC のような、外国に拠点のあるオリンピック国際組織等に対し、法的拘束力のある判決を下すための有効な管轄権（人的管轄権）を有しない。レイノルズ (Butch Reynolds) 選手は、陸上競技のための IF である国際陸上競技連盟 (IAAF)⁽¹¹²⁾ の仲裁において、ドーピング検査の結果が彼に不利に解決されたため、これを不服として、連邦裁判所に提訴したが、同裁判所は、この事案につき人的管轄権を有しないとして却下した⁽¹¹³⁾。

V 残された課題

近年、大きな改正が行われたオリンピック・アマチュアスポーツ法であるが、残された課題として、次の事項が指摘されている。

1 連邦議会による USOPC 理事会の解散等の強力な権限

オリンピック・アマチュアスポーツ法の 2020 年の改正により、連邦議会に USOPC 理事会を解散し、NGB の認可を取り消すことができるという強力な権限を付与されたが、これは、USOPC のような準政府機関 (quasi-governmental entities) に求められる説明責任の問題に取り

(106) *Martinez v. U.S. Olympic Comm.*, 802 F. 2d 1275 (10th Cir. 1986); *ibid.*, p.40. 連邦裁判所は、スポーツ選手の出場資格を判断するためにふさわしい機関ではないためであるとされる。*idem.*

(107) 1950 年代及び 1960 年代の市民的権利運動以後に制定され、雇用、教育等の場面での様々な差別を禁止する諸規定をいう。Garner, *op.cit.*(68), pp.310-311. 主な法律に、1964 年市民的権利法第 6 編 (42 U.S.C. §§ 2000d et seq.)、同法第 7 編 (42 U.S.C. §§ 2000e et seq.)、1972 年教育改正法第 9 編 (20 U.S.C. §§ 1681 et seq.)、1975 年年齢差別法 (42 U.S.C. §§ 6101 et seq.) 等がある。

(108) Mitten, *op.cit.*(25), p.41.

(109) 選手の出場資格だけでなく、コーチ、トレーナー等の参加資格を含む。第 220503 条第 8 項。

(110) *preemption*. 合衆国憲法第 6 編第 2 項は、「憲法に準拠して制定される合衆国の法律…は国の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法又は法律に反対の定めがある場合でもこれに拘束される」とし、これにより、連邦法違反の州法は無効とされる。田中ほか編 前掲注 (32), p.656.

(111) Mitten, *op.cit.*(25), p.41.

(112) 2019 年 11 月、「World Athletics」に組織名称を変更した。

(113) *Reynolds v. Int'l Amateur Athletic Federation*, 23 F. 3d 1110 (6th Cir. 1994); Mitten et al., *op.cit.*(6), p.274.

組むためには、十分ではない⁽¹¹⁴⁾。政府機関であれば、歳出を授権する際に、当該機関と連邦議会の間には業務の遂行等に関する連絡があるが、準政府機関にはそれがない。また、連邦議会には専門知識が欠けているために、オリンピック・アマチュアスポーツ法の解釈につき、USOPCの見解に依拠せざるを得ない。

こうした中、USOPC 理事会の解散や NGB の認可取消しといった強力な手段は、かえって発動が難しく、行使されないのではないかとの指摘がある。また、連邦議会によるこのような手段の行使は、オリンピック・パラリンピック大会やアマチュアスポーツ選手の使命を政治問題化するものであるとして批判されかねないとの指摘もある⁽¹¹⁵⁾。

2 合衆国法典第 36 編法人であることの限界

USOPC は、非営利法人であって、合衆国対外戦争退役軍人会といった、合衆国法典第 36 編に定める「愛国的及び国家的組織」の 1 つである⁽¹¹⁶⁾。同編の他の機関は、公的責任を有していないのに対し、USOPC は、草の根スポーツを発展させること、国際的オリンピック・パラリンピック組織においてアメリカを代表すること、国際オリンピック・パラリンピック組織を監督すること等の公的責任を有する。しかし、USOPC が準政府機関であることで、政府機関であれば通常は服する憲法、行政手続法及び情報自由法に服さず、また、連邦議会による監督もごく限定的に行われるにすぎない。

このように、USOPC の使命と組織の性質の間には、齟齬があるとの指摘がある。

3 草の根スポーツに対する責任の削除

USOPC の目標には、草の根スポーツの振興のための規定も多いが⁽¹¹⁷⁾、USOPC のプログラム及び力点は、エリート選手及びメダルの追求にある⁽¹¹⁸⁾。USOPC は、草の根スポーツの重要性を認識はしているが、予算の制約から、全ての事項を全ての人に対して行うことはできないとする。

これを、現に USOPC がオリンピックにつき十分に機能していることから、USOPC をエリート選手に責任を負う組織とし、草の根スポーツに対する法律上の責任を、組織の実際の運用に合わせて削除すべきとする意見もある⁽¹¹⁹⁾。

おわりに

アメリカでは、オリンピック国内組織や選手の出場資格に関する事項につき、司法の役割は制限され、その多くがオリンピック国内組織自身や仲裁機関により解決される。これは、オリンピック国際組織や他国のオリンピック国内組織の場合と同様である。

(114) Koller, *op.cit.*(89), p.101.

(115) Lee and Marino, *op.cit.*(59)

(116) Koller, *op.cit.*(89), p.91.

(117) 2018 年時点で、オリンピック・アマチュアスポーツ法は、USOPC のために 15 の目標を掲げており（第 220503 条第 1 項～第 15 項）、うち 5 つがオリンピックに直接関係があり、残りはより一般的にアメリカのアマチュアスポーツに関するものであるとされる。 *ibid.*, p.97.

(118) 連邦議会における証言で、職員も認めるところである。 *ibid.*, p.98

(119) Koller, *op.cit.*(41), p.1070.

しかし、オリンピック国内組織の権限分担、相互関係、連邦議会の監督、スポーツ選手の出場機会の保障等をオリンピック・アマチュアスポーツ法という連邦法で定めることは、これを望ましい方向に導くための有効な手段となっていると思われる。特に、近年、虐待事件を受けてセンターを法制化し、USOPC、NGB等との関係を定めたこと、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会が年に1度以上、外部の監査人による監査を受ける旨を定めたこと等は、画期的な動きと評価されよう。

もちろん、USOPCが政府機関ではないこと等による組織上の限界も指摘されているが、近年の法改正による議会への年次報告書の提出や外部監査人による監査のための規定の新設は、これを補う趣旨であると思われる。このような大規模な改正を受け、オリンピック・アマチュアスポーツ法が、どのようにアメリカのオリンピック国内組織のガバナンスを確保していくのか、今後の動向が注目される。

(なかがわ かおり)

略語一覧

AAA	American Arbitration Association	アメリカ仲裁協会
AAC	Athletes' Advisory Council	スポーツ選手諮問評議会
CAS	Court of Arbitration for Sport	(国際) スポーツ仲裁裁判所
IF	International Federation	国際競技連盟
IOC	International Olympic Committee	国際オリンピック委員会
NADA	National Anti-Doping Agency	国内ドーピング防止機構
NCAA	National Collegiate Athletic Association	全米大学体育協会
NGB	National Governing Body	国内統括団体
NOC	National Olympic Committee	国内オリンピック委員会
OCOG	Organizing Committee of the Olympic Games	オリンピック競技大会組織委員会
USADA	U.S. Anti-Doping Agency	合衆国ドーピング防止機構
USOC	United States Olympic Committee	合衆国オリンピック委員会
USOPC	United States Olympic & Paralympic Committee	合衆国オリンピック・パラリンピック委員会
WADA	World Anti-Doping Agency	世界ドーピング防止機構

オリンピック・アマチュアスポーツ法及び関連規定

(2020年12月23日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり 訳

【目次】

合衆国法典

第34編 犯罪統制及び法執行

第203章 児童虐待の被害者

IV節 報告要求

第20341条 児童虐待報告

第36編 愛国的及び全米的な行事、儀式及び団体

第2205章 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会

I節 法人

第220501条 略称及び定義

第220502条 組織

第220503条 目的

第220504条 会員権

第220505条 権限及び義務

第220506条 名称、印影、標章及び記章の独占使用権

第220507条 制限

第220508条 本部、主たる事務所及び会議

第220509条 紛争解決

第220510条 送達

第220511条 報告書及び監査

第220512条 最強のチームの選出

第220513条 年次アマチュアスポーツ選手調査

II節 国内統括団体

第220521条 国内統括団体の認可

第220522条 資格要件

* この翻訳は、「第36編 愛国的及び全米的な行事、儀式及び団体 (Title 36 Patriotic and National Observances, Ceremonies, and Organizations)」から、オリンピック・アマチュアスポーツ法の規定及び関連規定として、合衆国法典「第34編 犯罪統制及び法執行 (Title 34 Crime Control and Law Enforcement)」から、オリンピック国内組織に課される児童虐待の報告に関する規定を訳出するものである。訳出は、編の順序による。原文は有料データベースのレクシス・アドバンスである (Lexis Advance 2020, Current through Public Law 116-259, approved December 23, 2020.)。翻訳に当たり、次の文献を参照した。辻田宏「アメリカの修正「アマチュア・スポーツ法」(The Olympic and Amateur Sports Act Amendments of 1998)に関する研究」『高知大学教育学部研究報告』第63号, 2003.3, pp.76-84; 森浩寿「オリンピック・アマチュアスポーツ法(抄)(アメリカ): 1978.11.8制定、最終改正1998.10.21」小笠原正ほか編『スポーツ六法 = Sports & Law 2014』2014, pp.790-794; 松本泰介「代表選手選考における選手の権利内容の具体化: アメリカ合衆国の代表選手選考制度及びスポーツ仲裁判断からの示唆」『日本スポーツ法学会年報』第26号, 2019, pp.174-177ほか。訳文中の〔〕内の語句は、訳者による補記である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2021年10月1日である。

- 第 220523 条 国内統括団体の権限
- 第 220524 条 国内統括団体の一般的な義務
- 第 220525 条 アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与
- 第 220526 条 限定的なアマチュアスポーツ競技会
- 第 220527 条 国内統括団体への苦情
- 第 220528 条 現在の国内統括団体に代替する申請
- 第 220529 条 法人の判断に対する仲裁
- 第 220530 条 他のアマチュアスポーツ団体

III 節 若年スポーツ選手安全保護補助金

- 第 220531 条 若年スポーツ選手を虐待から保護するための補助金

IV 節 合衆国セーフスポーツ・センター

- 第 220541 条 合衆国セーフスポーツ・センターの指定
- 第 220542 条 追加の義務
- 第 220543 条 記録、監査及び報告書

V 節 法人の理事会の解散及び国内統括団体の認可の取消し

- 第 220551 条 定義
- 第 220552 条 法人の理事会の解散及び国内統括団体の認可の取消し

第 34 編 犯罪統制及び法執行

第 203 章 児童虐待の被害者

IV 節 報告要求

第 20341 条⁽¹⁾ 児童虐待報告

(a) 一般規定

(1) 対象とする専門職 連邦政府の土地で、又は連邦政府が運営する（若しくは契約する）施設において、b 項の規定に定める専門的な職能若しくは活動に従事する者が、児童が児童虐待の事件の被害者となったと疑う理由が生ずる事実を知るに至る場合には、d 項の規定に定める機関及び適用可能な場合には、e 項の規定に定める機関又は複数の機関に対し、可能な限り迅速に、虐待疑い事例について報告を行う。

(2) 対象とする個人⁽²⁾ 児童が、性的虐待を含む、児童虐待の事件の被害者となったと疑う理由が生ずる事実を知るに至る、対象とする個人は、d 項の規定に基づき司法長官が指定する機関に、可能な限り迅速に、虐待疑い事例について報告を行う。

(b) 対象とする専門職 次の専門職又は活動に従事する者は、a 項(1)の規定の要求に服する。

(1) 医師、歯科医師、専門研修医（medical residents）又はインターン、病院職員及び運営者、

(1) 1990 年児童虐待被害者法（Victims of Child Abuse Act of 1990, P.L.101-647, Title II. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-104/pdf/STATUTE-104-Pg4789.pdf>>）第 226 条として制定されたものが、この第 20341 条である（34 U.S.C. § 20341）。現在も、この呼称で呼ばれることがある。

(2) 定義は、c 項(9)に示される。

看護師、医療行為実施者、カイロプラクティック実施者、整骨医、薬剤師、検眼師、足専門医、緊急救命士（emergency medical technicians）、救急車運転手、葬儀屋、検視官、監察医、アルコール・麻薬治療職員並びにヒーリングの役割又はヒーリング技術を行う者

- (2) 心理学者、精神科医及び精神保健専門家
 - (3) ソーシャルワーカー、婚姻、家族及び個人に関する許可された、又は無許可のカウンセラー
 - (4) 教師、教師の補助者又は助手、スクールカウンセラー及び指導者、学校職員並びに学校運営者
 - (5) 児童ケアワーカー及び運営者
 - (6) 法執行職員、保護観察職員、刑事検察官及び青少年更生施設又は拘禁施設の職員
 - (7) 養親
 - (8) 商業映画及び写真の処理業者
- (c) 定義 この条の適用上、次のとおりとする。
- (1) 「児童虐待」とは、児童の身体的傷害若しくは精神的損傷、性的虐待、性的搾取又はネグレクトをいう。
 - (2) 「身体的傷害」とは、裂傷、骨折、火傷、内臓傷害、重い打撲又は重大な身体傷害を含むが、これに限られない。
 - (3) 「精神的損傷」とは、児童の心理的又は知的な機能への傷害をいい、重大な不安、抑うつ、引きこもり若しくは外部への攻撃的行為として、又はその組合せとして発現し、これは、行為、心理的反応及び認識における変化として表れる。
 - (4) 「性的虐待」とは、性的に露骨な行為若しくは強姦、性的ないたずら、売春若しくは他の形態の性的搾取に児童に従事させ、若しくは他の者に従事させるよう支援することにおける雇用、使用、説得、誘引、誘発若しくは強制又は児童との近親相姦を含む。
 - (5) 「性的に露骨な行為」とは、次のいずれかに該当する実際の又は近似の行為をいう。
 - (A) 性交とは、同性の者の間であるか、又は異性の者の間であるかを問わず、性器と性器、口腔と性器、肛門と性器又は口腔と肛門の性的接触を含むものをいう。性的接触とは、他者を、虐待し、辱め、嫌がらせをし、貶（おとし）め、又は性的欲求を刺激し、若しくは満たすことを意図して、直接に、又は衣服を通じて、他者の性器、肛門、股間、胸、内股又は臀部に、故意に接触することをいう。
 - (B) 獣姦
 - (C) 自慰
 - (D) 人又は動物の性器又は陰部のみだらな顕示
 - (E) サディスティック又はマゾヒスティックな虐待
 - (6) 「搾取」とは、児童ポルノ又は児童売春をいう。
 - (7) 「ネグレクト」とは、貧困以外の理由で、適切な食料、衣服、シェルター又は医療ケアを提供せず、児童の身体的健康を深刻に損なうことをいう。
 - (8) 「児童虐待」には、子に対する親又は法定代理人によるしつけが、手法において相当で、程度において節度があり、他の残酷な側面がない場合には、これを含んではならない。
 - (9) 「対象とする個人」とは、次のいずれかの成人をいう。

- (A) 州際的又は国際的なアマチュアスポーツ競技会に参加する国内統括団体⁽³⁾、国内統括団体の構成員又はアマチュアスポーツ団体により、アマチュアスポーツ団体の施設又は国内統括団体、国内統括団体の構成員若しくはアマチュアスポーツ団体により承認されるイベントにおいて、未成年者又はアマチュアスポーツ選手と交流する権限を付与される者
- (B) 合衆国セーフスポーツ・センター⁽⁴⁾の被用者又は代表者
- (10) 「イベント」とは、旅行、宿泊、練習、競技及び保健医療を含む。
- (11) 「アマチュアスポーツ選手」、「アマチュアスポーツ競技会」、「アマチュアスポーツ団体」、「国際アマチュアスポーツ競技会」及び「国内統括団体」の語は、合衆国法典第36編第220501条〔略称及び定義〕b項の定義に従う。
- (12) 「可能な限り迅速に」とは、24時間以内をいう。
- (d) 報告を受けるよう指定される機関及び採るべき措置 児童がケアを受け、又は居住する全ての連邦政府の土地及び全ての連邦政府が運営する（又は契約する）施設のために、並びに全ての対象とする個人のために、司法長官は、a項の規定に定める報告を受理し、及び捜査する機関を指定する。公式の書面による合意により、指定される機関は、非連邦機関であり得る。当該報告が社会福祉機関又は医療機関により受理され、かつ、児童の性的虐待、深刻な身体的傷害又は生命を脅かすネグレクトの苦情を含む場合には、児童を保護するために緊急措置を採る権限のある法執行機関に対し、報告が直ちに付託される。受理された全ての報告は、迅速に捜査され、及び適切な場合には、児童に対して、不要な重複した面談を避けるという観点から、社会福祉機関と法執行職員が共同して捜査を行う。
- (e) 軍の隊員の児童及び家庭に関する報告者及び報告の受領者〔略〕
- (f) 報告書式 全ての連邦が運営する（又は契約する）施設において、全ての連邦政府の土地において、及び全ての対象とする個人のために、標準報告書式が、記入要領と共に、全ての報告を義務付けられる集団に対して配布される。書式の利用は推奨されるが、状況に応じて行われる、直ちに口頭で報告すること、電話すること又は他の方法に取って代わってはならない。
- (g) 誠実な報告及び関連する活動のための免責 a項の規定に基づく報告を誠実にを行う者又は報告、捜査若しくは報告に従う法的介入に関連して情報若しくは支援を別に提供する者の全ては、当該活動から生ずる民事・刑事責任を免責される。当該者は誠実に活動することが推定される。ある者が、上記の活動のうちの1つの遂行のために訴訟を提起される場合であって、被告⁽⁵⁾が訴訟に勝訴するときには、裁判所は原告に被告の訴訟費用を支払うよう命ずることができる。免責は、不誠実に活動する者に認められてはならない。
- (h) 報告者となり得る者の訓練 連邦政府の土地で働く、又は連邦政府が運営する（若しくは契約する）施設に雇用されるb項(1)の規定に掲げる職業に就く全ての者及び全ての対象とする個人は、報告義務につき、並びに虐待され、及びネグレクトされた児童の特定につき、

(3) 第220521条～第220530条参照。国内統括団体（NGB）は、そのスポーツの国際競技連盟（IF）に加盟し、及びその国の国内オリンピック委員会（NOC）が認可する特定のスポーツにつき、国内を統括する団体である。

Matthew J. Mitten, *Sports Law in the United States*, Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer, 2014, p.42;

(4) 第220541条～第220543条参照。未成年者に対する性的虐待等を含む虐待事案の解決のために、法人（USOPC）とNGBを管轄する合衆国セーフスポーツ・センターを指す。

(5) この項において、刑事訴訟の場合は、被告人。

定期的な訓練を受ける。

- (i) 解釈規則 この条は、児童虐待の被害者に、自ら虐待を報告するよう求めるように解釈されてはならない。

第 36 編 愛国的及び全米的な行事、儀式及び団体

第 2205 章 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会

I 節 法人⁽⁶⁾

第 220501 条 略称及び定義

- (a) 略称 この [第 2205] 章 [合衆国オリンピック・パラリンピック委員会] は、「テッド・スティーブンス・オリンピック・アマチュアスポーツ法」⁽⁷⁾ と引用される。
- (b) 定義 この章の適用上、次のとおりとする。
- (1) 「アマチュアスポーツ選手」とは、スポーツ選手が競技するスポーツのための国内統括団体又はパラリンピックスポーツ団体により定められる資格要件を満たすスポーツ選手をいう。
- (2) 「アマチュアスポーツ競技会」とは、アマチュアスポーツ選手が競技する競技会、試合、大会、競争、トーナメント、水上レース [regatta] 又は他のイベントをいう。
- (3) 「アマチュアスポーツ団体」とは、アマチュアスポーツ競技会を後援し、又は企画する合衆国内で組織された非営利法人、団体又は他の集団をいう。
- (4) 「スポーツ選手諮問評議会」とは、第 220504 条 [会員権] b 項 (2)(A) の規定に基づき設立され、及び維持される次の両方を満たす団体をいう。
- (A) 法人と現在活動するアマチュアスポーツ選手との間の連絡を確保するために、アマチュアスポーツ選手から構成され、及びその選手により選出されるもの
- (B) 法人のポリシー及びポリシー提案に関するアマチュアスポーツ選手の意見及び助言の情報源となるもの
- (5) 「センター」とは、第 220541 条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] の規定に基づき指定される合衆国セーフスポーツ・センターをいう。
- (6) 「児童虐待」とは、1990 年児童虐待被害者法⁽⁸⁾ 第 212 条⁽⁹⁾ の規定に定める文言に付与される意味を有する。
- (7) 「法人」とは、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会をいう。
- (8) 「国際アマチュアスポーツ競技会」とは、個人又はチームとして合衆国を代表する 1 人以上の競技者と、外国を代表する 1 人以上の競技者との間で行われるアマチュアスポーツ

(6) アメリカの国内オリンピック委員会を指す。2019年6月に合衆国オリンピック・パラリンピック委員会(USOPC)に名称が変更された。それより前は合衆国オリンピック委員会(USOC)と呼ばれていた。

(7) テッド・スティーブンス(Ted Stevens, 1923-2010)は、スポーツに造詣が深く、オリンピック・アマチュアスポーツ法の成立を主導した連邦議会元上院議員(共和党、アラスカ州選出)。

(8) Victims of Child Abuse Act of 1990, *op.cit.*(1)

(9) この条として制定された 34 U.S.C. § 20302 の第 4 項で、児童虐待とは、人身取引及び児童ポルノの製造を含め、児童の身体的若しくは性的な虐待又はネグレクトと定義される。

競技会をいう。

(9) 「国内統括団体」とは、第 220521 条 [国内統括団体の認可] の規定に基づき法人により認可されるアマチュアスポーツ団体、ハイパフォーマンス管理団体⁽¹⁰⁾ 又はパラリンピックススポーツ団体をいう。

(10) 「保護される個人」とは、法人又は国内統括団体と関係するアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者又は職員をいう。

(11) 「報復」とは、敵対的若しくは差別的な行為又は敵対的若しくは差別的な行為の脅しであり、これには、身体的虐待、セクシャル・ハラスメント又は心理的虐待の申立てに関係する保護される個人又は保護される個人の親若しくは法定代理人による、次のいずれかの者に対する公式の苦情の提出を含む連絡の結果として、保護される個人に対して行われるトレーニング施設からの追放、指導又はトレーニングの削減、食事又は住居の縮小及び競技会からの排除を含む。

(A) センター

(B) 法人に属するコーチ、トレーナー、マネジャー、管理者又は職員

(C) 連邦司法長官

(D) 連邦又は州の法執行機関

(E) 連邦平等雇用機会委員会⁽¹¹⁾

(F) 連邦議会

(12) 「承認」とは、国内統括団体により発せられる承認の証明書をいう。

第 220502 条 組織

(a) 連邦による設立 法人は、連邦により設立される法人である。

(b) 恒久的存在 別に定める場合を除き、法人は恒久的に存在する。

(c) 合衆国オリンピック連盟及び合衆国オリンピック委員会への言及 合衆国オリンピック連盟又は合衆国オリンピック委員会への言及は、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会への言及とみなされる。

第 220503 条 目的

法人の目的は、次の全ての事項とする。

(1) アマチュアスポーツ活動のための国家的目標を設定し、及びその目標の達成を促進すること。

(2) スポーツ関連団体間の生産的な協力関係を構築するために、国際アマチュアスポーツ競技会と直接関連する合衆国内のアマチュアスポーツ活動を調整し、及び発展させること。

(3) 直接に、又は委員会⁽¹²⁾の構成員を通じて、次の事項につき、独占的な権限を行使すること。

(10) ハイパフォーマンス・プログラムを実施する団体をいう。このプログラムは、栄養、医療、生理学、コンディショニング管理等の専門家から構成される USOPC のチームが、トップレベルのスポーツ選手及びコーチのために、成績向上のための包括的な資源を提供する計画を立て、NGB やハイパフォーマンス管理団体と共に実施するものである。“Athletes Services: High Performance Program.” Team USA website <<https://www.teamusa.org/team-usa-athlete-services/high-performance>>

(11) 雇用、昇進、解雇、賃金等、雇用条件全てにおける人種、肌の色、宗教、年齢、性別、出身民族に基づく差別の自発的な終焉を促進する趣旨から、市民的権利に関する法律第 7 編で設立された委員会。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.298.

(12) USOPC の下にある委員会 (committees) を指す。USOPC の下には、理事会 (board of directors)、執行委員会 (executive committee)、委員会 (committees) 及び機関 (entities) がある。村木征人「中央統轄組織 (USOC) と

- (A) 大会における合衆国の代表を含め、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会⁽¹³⁾及びパラパンアメリカン大会⁽¹⁴⁾への合衆国の参加に関する全ての事項
- (B) 合衆国で開かれるオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会の組織
- (4) 直接に、又は適切な国内統括団体への委任により、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会のそれぞれの大会のために、合衆国のための可能な限り最も優れたアマチュアスポーツ選手代表を獲得すること。
- (5) 合衆国及び諸外国に関わるアマチュアスポーツ活動を促進し、及び支援すること。
- (6) アマチュアスポーツ活動における身体の健康及び公衆の参加を促進し、及び支援すること。
- (7) アマチュアスポーツ選手のためのアマチュアスポーツ・プログラムの作成において、スポーツに関わる団体及び人を支援すること。
- (8) アマチュアスポーツ選手、国内統括団体及びアマチュアスポーツ団体に関する対立及び紛争の迅速な解決を提供し、並びにアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者又は職員のアマチュアスポーツ競技会への参加機会を保護すること。
- (9) アマチュアスポーツ選手による利用のためにアマチュアスポーツ競技施設の整備及びその施設へのアクセスを促進し、並びにアマチュアスポーツ選手による利用のために既存のアマチュアスポーツ競技施設の提供を支援すること。
- (10) 身体トレーニング、設備のデザイン、指導及び成績分析につき、技術的な情報を提供し、及び調整すること。
- (11) スポーツ医学及びスポーツ安全の領域において、研究、開発及び情報の発信を促進し、及び支援すること。
- (12) 女性のためのアマチュアスポーツ活動への支援を推進し、及び提供すること。
- (13) 健全なアマチュアスポーツ選手のための競技プログラムにおいて、障害を有するアマチュアスポーツ選手の意味のある参加機会を実行可能な範囲で拡大することを含め、障害を有するアマチュアスポーツ選手のために、アマチュアスポーツのプログラム及び競技会に対して、支援を促進し、及び提供すること。
- (14) 過小代表となっているアマチュアスポーツ活動における少数者の参加を促す目的で、人種的及び民族的な少数者であるアマチュアスポーツ選手への支援を促進し、及び提供すること。
- (15) アマチュアスポーツ選手に対する、心理的、身体的及び性的な虐待を含め、虐待のない安全なスポーツ環境を促進すること。
- (16) (15)の規定に定める安全なスポーツ環境の創出のためのポリシー及び手続を含め、法人のポリシー及び手続の遵守及び実施に関して、効果的に国内統括団体を監督すること。

第 220504 条 会員権

- (a) 資格 法人の会員権の資格は、法人の規約及び細則に定められ、並びに会員権は、国内

国内スポーツ別統括団体（NGB）の重点施策との相互関係」『競技力向上政策の国際比較研究 平成元年度文部省科学研究費（一般研究 B）研究報告書』 pp.6-7. つくばレポジトリ・ウェブサイト <<https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/records/17965#.YL2wXOdUvDc>> 第 220504 条 b 項 (2)(B)、第 220509 条 b 項 (3) 等。

(13) パンアメリカンスポーツ機構が統括する大会。4年に1度、オリンピック競技会の前年に開催されている。

(14) パンアメリカン競技大会に続き、4年に1度開催される、身体障害者アスリートのための国際的な大会。

統括団体のみが取得できる。

- (b) 代表に求められる規定 規約及び細則において、法人は、次の全ての者の相応な代表のために、自らのガバナンス及び業務の執行に関する規定を作成し、及び維持すること。
- (1) 法人と国内統括団体との間の効果的な連絡を確保するために、国内統括団体の理事会又は他の統制団体により選出される代表から成る国内統括団体評議会を設立し、維持する規定を通じて行うものを含む、国内統括団体
- (2) 次の全ての事項の規定を通じて行うものを含む、アマチュアスポーツ競技会において活発に活動する、又は国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表するアマチュアスポーツ選手
- (A) スポーツ選手諮問評議会⁽¹⁵⁾を設立し、及び維持すること。
- (B) スポーツ選手諮問評議会の委員長又は委員長に指名される者が、法人の理事会並びに法人の委員会及び機関において表決権を保有することを保障すること。
- (C) 次の両方の要件を満たすこと。
- (i) 法人の理事会の構成員の3分の1以上が、アマチュアスポーツ選手から構成され、又は当該選手により選出されること。
- (ii) 法人の理事会の構成員の20%以上が、次のいずれかの者に該当するアマチュアスポーツ選手から構成されること。
- (I) 国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表して活発に活動している者
- (II) 過去10年間に、国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表した者
- (D) アマチュアスポーツ選手が保有する構成員資格及び表決権が、法人の理事会において、並びに苦情を解決するためのパネルを含め、法人の委員会及び機関において保有する構成員資格及び表決権の3分の1以上であることを保障すること。
- (3) 国際アマチュアスポーツ競技会における合衆国代表にアマチュアスポーツ選手を選出するために適切な熟練度をもって、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会のプログラムに含まれる2以上のスポーツにつき、全米プログラム又は通常の全米アマチュアスポーツ競技会を行うアマチュアスポーツ団体
- (4) 法人の活動において合衆国の公益を代表すると法人が判断する、アマチュアスポーツ団体に加盟せず、又は関係しない個人
- (c) 利益相反 b項(2)の規定に基づきスポーツ選手を代表するスポーツ選手は、代表を辞める日からの2年間、センターにより雇用され、又はセンターを代表する意思決定権限を行使する職務を行ってはならない。
- (d) 認可要件 法人の細則には、法人の会員権のための全ての一般的に適用され得る認可要件の説明を含む。

第220505条 権限及び義務

- (a) 規約と細則 法人は、規約と細則を採択する。法人は次の両方を満たす場合に限り、その規約を改正することができる。
- (1) その主たる刊行物において、次の全ての事項を含む改正案の通知を公表すること。

(15) USOPCに設けられる現・元スポーツ選手を構成員とし、又は選出者とする評議会で、①選手の出場機会をめぐる紛争解決への関与、②USOPCの監査を行う監査人による報告書の受領、③選手の出場資格要件を定める協議への参加等を行う。

- (A) 改正の重要な条項
- (B) 改正案の採択が決定される法人の定例会議の日時及び場所
- (C) この [a] 項 (2) の規定の授権により資料を提出できることを関係者に通知する規定
- (2) 全ての関係者に、改正案の通知の公表の後で、かつ、改正案の採択の前に、60 日以上
の期間、書面によるコメント及び情報を提出する機会を与えること。
- (b) 法人の一般的な権限 法人は、次の全ての事項を行うことができる。
- (1) 法人の印影を採用し、及び変更すること。
 - (2) 法人の事業の遂行のために事務所を設立し、及び維持すること。
 - (3) 契約を締結すること。
 - (4) 法人の目的の促進のため、贈与を受け、並びに人的財産⁽¹⁶⁾及び物的財産⁽¹⁷⁾の遺贈を受け
ること。
 - (5) 法人の目的の遂行に必要な財産を取得し、所有し、賃借し、負担を付し⁽¹⁸⁾、及び移転
すること。
 - (6) 借金、負債手形の発行及び財産に関する担保権の譲渡による債務の保証
 - (7) 法人の目的に適合する機関誌、新聞及び他の出版物を発行すること。
 - (8) 法人の会員権を承認し、及び撤回すること。
 - (9) 提訴し、又は提訴されること。ただし、法人に対して州裁判所に提起され、この [第
2205] 章に基づく法人の責任のみに関係する民事訴訟は、法人の請求を受けて、訴訟が提
起された管轄区の連邦地方裁判所に移管され、係争額又は関係当事者の市民権にかかわら
ず、当該連邦地方裁判所がその訴訟の第 1 審管轄権を有し、及び (9) 又はこの章の他の規
定は、この章に基づく私的訴権を創出してはならない⁽¹⁹⁾。
 - (10) 法人の目的の遂行に必要で、かつ適切な他の行為を行うこと。
- (c) アマチュアスポーツ競技及びオリンピック大会に関する権限 法人は、次の全ての事項
を行うことができる。
- (1) 国際アマチュアスポーツ競技に直接に関連する合衆国内におけるアマチュアスポーツ
活動のための調整団体として働くこと。
 - (2) 国際オリンピック委員会⁽²⁰⁾及びパンアメリカンスポーツ機構⁽²¹⁾との関連で、国内オ
リンピック委員会として、並びに国際パラリンピック委員会⁽²²⁾との関連で、国内パラリ

(16) legacy. 遺言による財産の処分。遺贈一般をさすこともあるが、厳密には personal property (人的財産) の遺贈のみを指す。田中ほか編 前掲注 (11), p.506. personal property とは、personal action (人的訴訟) によって救済を受ける財産権を指し、不動産に関係しない人的財産のほか、不動産に関する人的財産を含む。同, p.636.

(17) devise. 歴史的には、real property (物的財産) の遺贈と personal property の遺贈は法的に峻別され、前者については devise の語が用いられてきた。同上, p.252. real property とは、イギリス中世において損害賠償ではなく、常に物自体を取り戻し得た財産権。土地についての財産権、地代、地役権、各種特権等であった。同, p.698.

(18) encumber. 他人の土地に対する権利であるが、担保、用益等の限定された目的のためのもので、土地の価額を低下させるものをいう。譲渡抵当権、先取特権、地役権等がその例である。同上, p.294.

(19) 1978 年アマチュアスポーツ法の 1998 年の改正により、USOC は連邦裁判所に提訴し、又は提訴されることができ
るが、この法律が「私的訴権を創出してはならない」ことが明記された。Mitten, *op.cit.*(3), p.40.

(20) 1894 年に設立されたオリンピックの中心組織。オリンピック憲章に従い活動し、国ごとに国内オリンピック
委員会を認定する。Matthew J. Mitten et al., *Sports Law and Regulation, Cases, Materials, and Problems*, Fifth Edition,
New York: Wolters Kluwer, 2020, p.254.

(21) 南北アメリカの 41 の国内オリンピック委員会の集合組織。パンアメリカン大会を主催する。

(22) 1989 年に設立された組織。①パラ・スポーツの推進、②パラリンピックの試合の提供及び組織化の保障及び
③ 10 種目のパラ・スポーツの国際競技連盟としての職務を主たる任務とする。“About the International Paralympic

ンピック委員会として合衆国を代表すること。

- (3) オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会の競技会及びイベントにおいて、合衆国の代表を組織し、資金を調達し、及び統制し、並びにそれらの大会のアマチュアの代表を直接に、又は適切な国内統括団体への委任により獲得すること。
- (4) オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会のプログラムに含まれるスポーツのための国内統括団体を認可すること。
- (5) 法人の構成員及びアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者、職員、国内統括団体又はアマチュアスポーツ団体の関わる対立又は紛争の解決並びにオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会、パラパンアメリカン大会、世界選手権、パンアメリカン世界選手権又は法人の規約若しくは細則に定義される他の保護される競技会の出場資格及び参加に関連して生じる対立又は紛争の解決を、規律正しく効果的な行政手続を通じて促進すること。
- (6) 法人の目的の促進のため、営利を目的とする団体を除く組織又は団体に対して、財政上の支援を行うこと。

(d) 義務

- (1) 一般規定 アマチュアスポーツ選手に対する法人の義務には、次の全ての事項を目的とするポリシー及び手続の採択、効果的实施及び執行を含む。
 - (A) 未成年のアマチュアスポーツ選手に対する児童虐待の申立てを、直ちに法執行機関及びセンターに報告すること。
 - (B) 次の両方と合致して、アマチュアスポーツ選手に対する児童虐待の申立てを直ちに報告するポリシー及び手続を、それぞれの国内統括団体が整備することを保障すること。
 - (i) 第 220541 条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] a 項 (1)(C)⁽²³⁾ の規定に基づき策定されるポリシー及び手続
 - (ii) 第 220542 条 [追加の義務] a 項 (2)(A)⁽²⁴⁾ の規定に定める要件
 - (C) それぞれの国内統括団体及び法人が、センターの権限に従い発行される一時的措置及び制裁⁽²⁵⁾の実施を保障すること。
- (2) 解釈規則 この [d] 項の規定は、州法又は判例法に基づく法人の注意義務を専占し、又は別に廃止するように解釈されてはならない。

第 220506 条 名称、印影、標章及び記章の独占使用権

- (a) 法人の独占的使用権 この条の d 項の規定に定める場合を除き、法人は次の全ての事項を独占的に使用する権利を有する。
 - (1) 「合衆国オリンピック・パラリンピック委員会」の名称

Committee.” International Paralympic Committee website <<https://www.paralympic.org/ipc/who-we-are>>

(23) センターが、選手の心理的、身体的及び性的な虐待を防止するために策定を義務付けられる NGB のためのポリシー及び手続。

(24) NGB の下にある成人は、児童虐待の申立てがあった場合には、直ちに法執行機関及びセンターに報告することを義務付けられるとの規定。

(25) この条を含む第 2205 章において、'sanction' は「承認」と定義されるが (第 220501 条 b 項 (12))、これは、NGB による大会の承認等の場合であり (第 220523 条 a 項 (4)、第 220525 条等)、承認業務を行わないセンターについては妥当せず、「制裁」とするのが正しい。第 IV 節が 2018 年改正で加えられた際に生じたミスと思われる。

- (2) 連なる5輪で構成される国際オリンピック委員会のシンボル、スリーアギトス（3つのアギト⁽²⁶⁾）で構成される国際パラリンピック委員会のシンボル又は同心円に囲まれたトーチで構成されるパンアメリカンスポーツ機構のシンボル
- (3) 青いチーフ⁽²⁷⁾並びに垂直に展開する赤及び白の横棒を配した盾の下に、盾の上部に⁽²⁸⁾示された連なる5輪を配置する法人の標章
- (4) 「Olympic」、「Olympiad」、「Citius Altius Fortius」⁽²⁹⁾、「Paralympic」、「Paralympiad」、「Pan-American」、「Parapan American」、「America Espirito Sport Fraternite」⁽³⁰⁾の文言又はその文言の組合せ
- (b) 寄附者及び提供者 法人は、物品又はサービスの寄附者及び提供者に対し、寄附、物品又はサービスが、法人、合衆国オリンピックチーム、パラリンピックチーム、パンアメリカンチーム、パラパンアメリカンチーム又はチームのメンバーに寄附され、若しくは提供され、又は承認され、選択され、若しくは利用されることを広告するために、法人の商号又は国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、パンアメリカンスポーツ機構若しくは法人の商標、シンボル、記号若しくは標章を使用する権限を与えることができる。
- (c) 権限のない使用に対する民事訴訟 この条のd項の規定に定める場合を除き、法人は、ある者が法人の同意なしに、物品若しくはサービスの販売を誘引するため、又は展示、スポーツ成績若しくは競技を促進するために、商業目的で次のいずれかの物を使用する場合には、1946年7月5日の法律⁽³¹⁾に定める救済を求めて、その者に対して民事訴訟を提起することができる。
- (1) この条のa項(2)の規定に定めるシンボル
- (2) この条のa項(3)の規定に定める標章
- (3) 法人又はオリンピック、パラリンピック、パンアメリカン若しくはパラパンアメリカンの大会活動との関連を混乱させ、若しくは誤らせ、錯誤させ、又は偽って示唆しようとするこの条のa項(4)の規定に定める文言又はその文言の組合せ若しくは偽物
- (4) 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、パンアメリカンスポーツ機構又は法人との関連又はその授権を偽って示す商標、商号、サイン、シンボル又は記号
- (d) 既存の権利及び地名利用権

(26) アギト (agito) は、ラテン語で「私は動く」という意味で、困難なことがあってもあきらめずに、限界に挑戦し続けるパラリンピアンを表現している。「パラリンピックとは」日本パラリンピック委員会ウェブサイト <<https://www.jsad.or.jp/paralympic/what/index.html>>

(27) 紋章学において、盾（紋章を描く紋地のこと）の上部にある、盾の3分の1を占める帯をチーフと呼ぶ。森護『紋章学辞典』大修館書店、1998、pp.62, 111.

(28) chief. 紋章学において「上部に」という意味で広く用いられる。盾の上部を指す名称と、上部を占める帯が共に同じ chief の用語で示されるため紛らわしい。同上、p.62.

(29) 近代オリンピックの父であるクーベルタンが、オリンピックムーブメントのスローガンとしたラテン語のフレーズである。「Citius」とは、競争において速いだけでなく、素早く、生き生きとした魂を持って、「Altius」とは、切望する目的を高く掲げるだけでなく、個人を高めよ、「Fortius」とは、競技場での競争において勇敢なだけでなく、人生においてもそうであれとの意味である。Mitten et al., *op.cit.*(20), p.253.

(30) パンアメリカンスポーツ機構の標語で、「America（アメリカ）」はスペイン語、「Espirito（精神）」はポルトガル語、「Sport（スポーツ）」は英語、「Fraternite（友愛）」はフランス語である。この4か国語が、パンアメリカンスポーツ機構の公用語である。この機構の当初の旗に、この4つの文言が書き込まれていた。

(31) 15 U.S.C. 1051 et seq. 通常は、「1946年商標法」(Trademark Act of Registration Act (Lanham Act), P.L.79-489)として知られる。

- (1) 1950年9月21日⁽³²⁾より前に、合法的に、この条のa項(3)に定められる標章又はこの条のa項(4)の規定に定められる文言若しくはその文言の組合せを実際に使用していた者は、この条により、同じ目的で、及び同じ物品又はサービスのために継続して合法的に使用することを禁止されない。
- (2) 1950年9月21日より前に、合法的に、この条のa項(4)の規定に定める文言若しくはその文言の組合せ又はc項(4)の規定に定められる商標、商号、サイン、シンボル若しくは記号を実際に使用していた者又は実際に使用していたその委託者は、この条により、同じ目的で、及び同じ物品又はサービスのために継続して合法的に使用することを禁止されない。
- (3) 事業又は物品若しくはサービスを特定するための「Olympic」の文言の使用は、次の全ての場合にこの条により許可される。
 - (A) その使用が、この条のa項又はc項の規定に定めるいかなる知的財産権とも併用されない場合
 - (B) 「Olympic」の文言の使用が、1998年2月6日より前に名付けられた同名の自然に存在する山又は地理的領域を指し⁽³³⁾、法人又はオリンピック活動に指すのではないことが状況から明らかなる場合
 - (C) カスケード山脈地帯西側⁽³⁴⁾のワシントン州内において運営され、販売され、及び市場に出される事業、物品又はサービスであり、この域外における運営、販売及び市場が重要ではない場合

第220507条 制限

- (a) 利益及び株式 法人は、利益のための事業を行い、又は株式の発行をしてはならない。
- (b) 政治活動 法人は非政治的であるものとし、公職を求める個人の立候補を促してはならない。
- (c) 構成員又は元構成員が仕事を得ることへの支援に関するポリシー 法人は、構成員又は元構成員が、性的違反行為に関するセンターのポリシー若しくは手続に違反し、又は適用可能な法律に違反して未成年者との性的違反行為に関する犯罪により有罪判決を受けたことを法人の被用者、契約者又は代理人である個人が知っている場合には、その構成員又は元構成員が新しい仕事を得ることへの支援を（管理簿及び職員簿の日常的な移送を除き）禁止する1以上のポリシーを策定する。
- (d) 雇用条件に関するポリシー 法人は、次の事項につきポリシーを作成する。
 - (1) 法人の倫理委員会による倫理調査の対象として名前が出た個人が、調査により違反行為の疑いを晴らされるまでは、その個人に対する賞与又は退職金を支払わないこと。
 - (2) 次の全ての事項を定めること。
 - (A) 個人が法人のポリシーに違反したと倫理委員会が認定する場合には、次の事項を行う。
 - (i) その個人は、以前に支払われなかった賞与又は退職金に対する権原を有しないこと。
 - (ii) 法人の給与委員会は、支払われなかった賞与又は退職金を減額し、又は撤回する

(32) 1978年アマチュアスポーツ法の前身となる次の法律の制定日。An act to incorporate the United States Olympic Association, P.L.81-805. <<https://tile.loc.gov/storage-services/service/l1/l1sl/l1sl-c81s2/l1sl-c81s2.pdf>> この法律に先立って合法的に行われてきたオリンピックの名称等の利用を、適用除外とする規定である。Mitten, *op.cit.*(3), p.222.

(33) ワシントン州には、州都オリンピア、オリンピック国立公園、オリンピック半島等が存在するが、これらは、オリンピック国立公園にあるオリンポス山から付与された名称である。

(34) ワシントン州オリンピック国立公園のオリンポス山が所在する。

こと。

(B) 刑事捜査の対象となる個人の場合には、倫理委員会は個人を調査する。

第 220508 条 本部、主たる事務所及び会議

法人は、その定める合衆国内の場所に主たる事務所及び全米本部を維持する。法人は、その定める場所において、年次の及び特別の会議を開催することができる。

第 220509 条 紛争解決

(a) 法人は、法人の会員の関わる紛争及び報復の苦情についての紛争又はアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者若しくは職員による、オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会、パラパンアメリカン大会、世界選手権大会若しくは法人の規約若しくは細則により定義される他の保護される競技会に対する参加の機会についての紛争の迅速で公平な解決に関して規約及び細則に規定を定め、及び維持する。アマチュアスポーツ選手のオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会への参加の機会に関する紛争解決のための訴訟において、法人の規約又は細則により大会が始まる前に紛争の解決を図ることができない旨の法人の職員により執行される宣誓供述書を、スポーツ選手諮問評議会の長と協議の上で連邦裁判所に提出する場合には、当該裁判所は、大会開始前の 21 日以後に、法人に対して救済のための差止命令を出してはならない。

(b) スポーツ選手オンブズ局

(1) 一般規定 法人は、オンブズマン及びスポーツ選手の支援スタッフを雇用し、その者に、給与、手当及び経費を支払う。

(2) 義務 スポーツ選手オンブズ局は、次の全ての事項を行う。

(A) この [第 2205] 章 [合衆国オリンピック・パラリンピック委員会] の適用可能な規定並びに法人、国内統括団体、国際競技連盟⁽³⁵⁾、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及びパンアメリカンスポーツ機構の規約及び細則の適用可能な規定に関し、並びにオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会、パラパンアメリカン大会、世界選手権又は法人の規約及び細則に定義される他の保護される競技会に対するアマチュアスポーツ選手の参加の機会に関する紛争解決に関し、当該選手に対して、無料で、独立した助言を提供すること。

(B) スポーツ選手の懸念の解決を支援すること。

(C) 次の事項に関してスポーツ選手に対して独立した助言を提供すること。

(i) センターの役割、責任、権限及び管轄権

(ii) 弁護士と契約することの相対的な価値

(D) 定期的にスポーツ選手諮問評議会に報告すること。

(3) 雇用の手続、欠員、終了

(A) 雇用の手続 スポーツ選手のためのオンブズマンの雇用の手続は、次のとおりとする。

(i) スポーツ選手諮問評議会は、スポーツ選手のためのオンブズマンとして働く 1 名の適格な者の氏名を、法人の執行役に提出する。

(35) オリンピックで競われる各スポーツのための国際統括団体 (International Federations: IF)。それぞれのスポーツの IF は、IOC の認可を受ける。各国の NGB が、IF の会員となる。Mitten et al., *op.cit.*(20), p.254.

- (ii) 法人の執行役は、その者の氏名を、法人の執行委員会に直ちに送付する。
- (iii) 法人の執行委員会は、スポーツ選手諮問評議会の助言及び勧告を十分に思料した後、その者を雇用し、又は雇用しない。
- (B) 欠員 スポーツ選手のためのオンブズマンの職に欠員がある場合には、この [(3)] 号の規定に定められる指名及び雇用の手続は、適時に行われる。
- (C) 終了 法人は、次の全てを満たす場合にのみ、スポーツ選手のためのオンブズマンとして働く者の雇用を終了することができる。
 - (i) 終了が、法人の適用可能なポリシー及び手続に従って行われること。
 - (ii) 終了が、当初は、法人の執行役又はスポーツ選手諮問評議会のいずれかにより、法人の執行委員会に勧告されること。
 - (iii) 法人の執行委員会は、その個人の雇用を終了するか否かを決定するに先立ち、スポーツ選手諮問評議会の助言及び勧告を十分に思料すること。
- (4) 秘密保持
 - (A) 一般規定 スポーツ選手オンブズ局は、スポーツ選手オンブズ局の公式の職務の遂行に関係する事項につき、秘密としてスポーツ選手オンブズ局に伝えられ、又は提供された情報の秘密を保持する。
 - (B) 除外 スポーツ選手オンブズ局は、関係当事者の許諾を得て、紛争を解決し、又は調停するための必要性に応じて、(A) の規定に定める情報を開示できる。
 - (C) 司法及び行政の手続
 - (i) 一般規定 スポーツ選手オンブズ局のオンブズマン及びスタッフは、スポーツ選手オンブズ局の職務の遂行に関係する事項につき、いかなる司法又は行政の手続においても、証言し、又は証拠を提示するよう強制されてはならない。
 - (ii) 成果物 スポーツ選手オンブズ局のメモ、成果物、ノート又は事件簿は、次の両方の事項を満たす。
 - (I) 秘密とされること。
 - (II) 次のいずれにも該当してはならないこと。
 - (aa) 証拠開示手続⁽³⁶⁾、罰則付召喚令状⁽³⁷⁾ 又は他の法的強制に服すること。
 - (bb) 司法又は行政の手続において証拠として採用されること。
 - (D) 適用可能性 この [(4)] 号の規定に基づく秘密要件は、次のいずれかの事項に関係する情報に適用されない。
 - (i) 適用可能な、連邦により義務付けられる報告要件
 - (ii) スポーツ選手オンブズ局の構成員が、個人的に目撃する重罪
 - (iii) 個人が重大な傷害の緊急のリスクにさらされているとスポーツ選手オンブズ局に伝えられる状況
 - (iv) 連邦議会の罰則付召喚令状⁽³⁸⁾

(36) discovery. 当事者の請求により、訴訟に関連する情報を強制的に開示させる手続。原告は、証拠開示を強制する動議を提出する。この手続は、民事訴訟・刑事訴訟のいずれにも存在する。Bryan A. Garner, *Black's Law Dictionary*, 11th ed, St. Paul, Minn: Thomson Reuters, 2019, p.584.

(37) subpoena. 従わないときには罰を科する旨の警告の下に、一定の日時・場所に出頭すべきことを命じる裁判所の令状。今日では、証人の出頭を命じるなど証拠を獲得する目的で用いられる。田中ほか編 前掲注(11), p.820.

(38) 連邦議会は、判例により確立された、行政府を監視し、調査を行う広汎な権限を行使する。この権限の一環

- (E) ポリシーの作成
- (i) 一般規定 2020年オリンピック、パラリンピック及びアマチュアスポーツ選手強化法⁽³⁹⁾の制定日[2020年10月30日]から180日以内に、スポーツ選手オンブズ局は、この〔4〕号に合致する秘密性及びプライバシーに関するポリシーを定め、及び連邦行政命令集に公表する。
- (ii) 配布 スポーツ選手オンブズ局は、(i)の規定に基づき作成されたポリシーの写しを、次の両者に配布する。
- (I) 国内統括団体の被用者
- (II) 法人の被用者
- (iii) 国内統括団体の刊行物 各国内統括団体は、次の両方の事項を行う。
- (I) 国内統括団体のインターネット・ウェブサイトに(i)の規定に基づき策定されたポリシーを公表すること。
- (II) アマチュアスポーツ選手に、ポリシーの入手可能性を伝えること。
- (5) 報復の禁止 法人の被用者、契約者、代理人、ボランティア又は構成員は、スポーツ選手オンブズ局に情報を開示したこと又はスポーツ選手オンブズ局に支援を求めたことの報復として措置を講じ、又は措置を講ずると脅してはならない。
- (6) 職務の遂行における独立性 法人の理事会又は法人の他の構成員若しくは被用者は、スポーツ選手オンブズ局に、この条の規定に基づく職務又は責任を遂行することを阻止し、又は禁じてはならない。
- (c) 報復
- (1) 一般規定 法人、国内統括団体又は法人若しくは国内統括団体の職員、被用者、契約者、下請人若しくは代理人は、身体的虐待、セクシャル・ハラスメント又は心理的虐待の申立てに関係する、保護される個人による、又は保護される個人の親若しくは法定代理人による公式の苦情の提出を含む、いかなる連絡の結果としても、保護される個人に対して報復してはならない。
- (2) 制裁行為 法人は、法人又は国内統括団体の被用者が、保護される個人に報復を行ったことを見いだす場合には、法人又は国内統括団体のいずれか適切な方が、その被用者の雇用を直ちに終了し、又は給与なしの停職とする。
- (3) 損害賠償金
- (A) 一般規定 法人が報復を受けたと認める保護される個人に関しては、苦痛のための損害賠償金及び適正な弁護士費用を含め、法人が損害賠償金を支払う。
- (B) 国内統括団体からの償還 国内統括団体が、保護される個人に報復をしたと認められる場合には、(A)の規定に基づき法人が支払った損害賠償金のために、法人が国内統括団体に対して償還を求めることができる。

として、連邦議会は証拠の提出又は証人の出頭を命ずることができ、それに従わない者は、民事罰又は刑事罰に服する。Candice Norwood, "How do congressional subpoenas work?" Oct 10, 2019. PBS org website <<https://www.pbs.org/newshour/politics/how-do-congressional-subpoenas-work>>

(39) Empowering Olympic, Paralympic, and Amateur Athletes Act of 2020, P.L.116-189. <<https://www.congress.gov/116/plaws/publ189/PLAW-116publ189.pdf>>; 中川かおり 「【アメリカ】アマチュアスポーツのガバナンスに関する改正法の成立」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633265_po_02860205.pdf?contentNo=1>

第 220510 条 送達

この [第 2205] 章の規定により付与される権限又は特権の行使の条件として、法人は、法人への送達を受理するためにコロラド州に代理人を指定する。代理人に対する通知若しくは送達又は代理人の業務上の住所への郵便は、法人に対する通知又は送達とされる。

第 220511 条 報告書及び監査

(a) 報告書

- (1) 大統領及び連邦議会への提出 年に 1 度以上、法人は、前暦年の法人の運営につき詳細な報告書を、大統領及び両院に同時に提出する。
- (2) 記載事項 (1) の規定により求められる報告書には、次の事項を記載する。
 - (A) 当該暦年における法人の活動及び成果の包括的な説明
 - (B) アマチュアスポーツ活動並びに法人及び国内統括団体の運営における女性、障害者並びに人種的及び民族的な少数者の参加に関するデータ
 - (C) アマチュアスポーツ活動において女性、障害者及び人種的少数者の参加を促進するために採られる措置の説明
 - (D) この [第 2205] 章の規定に基づき開始された紛争を含め、法人に対して提起された訴訟又は苦情の説明
 - (E) 当該暦年に行われた法人の理事会の会議の議題及び議事録
 - (F) 当該暦年につき次の事項に関する法人の遵守委員会による報告書
 - (i) 次の事項を特定すること。
 - (I) 法人が遵守基準を満たした領域
 - (II) 法人が遵守基準を満たさなかった領域
 - (ii) 法人の各会員の遵守状況を評価し、必要に応じて改善計画を作成すること。
 - (G) 関係する機関、報復の申立ての数及びその申立ての結果を含む、当該暦年になされた報復の苦情についての詳細な説明
- (3) 公開 法人はこの [a] 項の規定に基づく各報告書を、容易にアクセスできる法人のインターネット・ウェブサイトで公開する。

(b) 監査

- (1) 一般規定 年に 1 度以上、前会計年度のための法人の財務諸表は、一般に公正妥当と認められた会計基準⁽⁴⁰⁾に従って、次のいずれかの者により監査される。
 - (A) 独立公認会計士
 - (B) 州又は州の行政的小区域の規制権限により認可され、又は許可される、独立免許公共会計士
- (2) 場所 (1) の規定に基づく監査は、法人の財務諸表が通常保管されている場所で行われる。
- (3) アクセス (1) の規定に基づき監査を行う個人は、次の物に対する完全なアクセスを付与される。
 - (A) 監査を促進するために必要に応じて、法人が所有し、又は利用する全ての記録及び財産
 - (B) 保管人、財務代理人又は管理人が保有する残高と担保を含む、取引の点検の目的の

(40) generally accepted auditing standards. 頭文字を採って、GAAS と呼称されることもある。

ために、監査に服する施設

(4) 報告書

- (A) 一般規定 監査が実行される会計年度末から 180 日以内に、監査人は、上院通商・科学・運輸委員会、下院司法委員会及びスポーツ選手諮問評議会議長に報告書を提出する。
- (B) 記載事項 (A)の規定に基づくそれぞれの報告書には、適用可能な会計年度のために次の事項を記載する。
- (i) 法人の資産、債務及び余剰又は損失を正確に示すために必要な説明
 - (ii) 資産、債務及び余剰又は損失の額の変動分析
 - (iii) 取引、製造、刊行又は他の商業的取組の結果を含む、法人の収入及び支出の明細
 - (iv) スポーツ選手の俸給及び手当に費消される額の明細
 - (v) 法人で最高額の給与を受ける 20 名の被用者を含め、法人の執行役員及び管理職員のための給与及び手当として費消される額の明細
 - (vi) 国内統括団体に割り当てられる額の明細
 - (vii) 監査人が、法人の財政運営及び状況を連邦議会に伝えるために必要と思料するコメント及び情報
 - (viii) 法人の財政運営及び状況に関する勧告
 - (ix) 法人のポリシーと合致する方法で評価される、次のいずれかの者についての財政上の利益相反（講じられる救済的又は他の緩和的な措置の説明を含む。）の説明
 - (I) 法人の理事会の構成員
 - (II) 法人の上級管理職員
- (C) 公開
- (i) 一般規定 法人はこの [(4)] 号の規定に基づく各報告書を、容易にアクセスできる法人のインターネット・ウェブサイトで公開する。
 - (ii) 個人を特定できる情報 (i)の規定に基づき公開される報告書は、いかなる者の個人を特定できる情報も含んではない。

第 220512 条 最強のチームの選出

オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会の各競技会及びイベントにおいて合衆国代表を選出するに当たり、法人は、直接に、又は適切な国内統括団体への委任により、国内統括団体及び法人の資格要件を満たすスポーツ選手の数、当該イベントの選手登録簿を満たさない場合には、これらの機関の資格要件を満たさないスポーツ選手を選出することができるが、（たとえ、選出しないことが、イベントのために不完全なチームをもたらすとしても、）選出を義務付けられるわけではない。

第 220513 条 年次アマチュアスポーツ選手調査

- (a) 一般規定 年に 1 度以上、法人は、アマチュアスポーツ競技会に活発に携わるアマチュアスポーツ選手の匿名の調査を、次の事項について、契約に基づき独立の第三者組織に行わせる。
- (1) 法人及び該当する国内統括団体についての満足度
 - (2) セクシャル・ハラスメント及び虐待に関係する、法人及び該当する国内統括団体内の行動、態度及び感覚
- (b) 協議 a 項の規定に基づく契約は、独立の第三者組織に、センターと協議の上で調査を行

うよう求める。

- (c) 介入の禁止 法人又は国内統括団体が、a項の規定に基づく調査の独立性を損ない、偏見を導入し、又は他の方法で影響を及ぼそうとする場合には、その行為は直ちに連邦議会に報告される。
- (d) 公開 法人は、そのインターネット・ウェブサイトにおいて当該調査の結果が公開されるようにする。

II 節 国内統括団体

第 220521 条 国内統括団体の認可

- (a) 一般規定 オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会のプログラムに含まれる各スポーツにつき、法人は、次の事項を行う。
 - (1) 申請を行い、及び第 220522 条 [資格要件] の規定に基づく認可を受ける資格があるアマチュアスポーツ団体、ハイパフォーマンス管理団体又はパラリンピックスポーツ団体を、国内統括団体として認可することができる。
 - (2) 1 を超える国内統括団体を認可してはならない。
- (b) 公聴会 法人は、ある団体を国内統括団体として認可する前に、申請に関し、2 回以上公聴会を開催する。法人は、公聴会の日時、場所及び種類について公告する。公告は、公聴会の日日の 60 日前から 30 日前までに、法人の主たる刊行物の通常号でなされる。法人は、その公聴会の 30 日前までに、そのスポーツに関係する、法人の知る全てのアマチュアスポーツ団体に、申請書の写しを含む告知書面を送付する。
- (c) 国際競技連盟への推薦 ある団体を国内統括団体として認可してから 61 日以内に、法人は、適切な国際競技連盟に対して、そのスポーツにおける合衆国の代表として国内統括団体を推薦し、及びあらゆる適切な方法で支援する。
- (d) 認可の審査 2020 年オリンピック、パラリンピック及びアマチュアスポーツ選手強化法の制定日 [2020 年 10 月 30 日] から 8 年以内に 1 度、及びその後 4 年に 1 度以上、法人は次の事項を行う。
 - (1) 国内統括団体としての団体の継続的な認可に関係する全ての事項を審査すること。
 - (2) 国内統括団体としての団体の継続的な認可に条件を付することを含め、法人が適切と見料する措置を講ずることができること。
 - (3) (1) の規定に基づくそれぞれの審査の要約報告書を連邦議会に提出すること。
 - (4) それぞれの要約報告書を公開すること。

第 220522 条 資格要件

アマチュアスポーツ団体、ハイパフォーマンス管理団体又はパラリンピックスポーツ団体は、次の全ての事項を満たす場合にのみ、国内統括団体として認可され、又は認可を継続される資格がある。

- (1) アマチュアスポーツ競技会の発展を目的に、合衆国のいずれかの州又はコロンビア特別区の法律に基づいて非営利法人として設立される法人であること。
- (2) 求められるスポーツ選手保護のためのポリシー及び手続を作成し、及び執行する能力を含め、その義務を立案し、及び遂行する運営能力及び財政能力を有すること。

- (3) 次の全ての物を提出すること。
- (A) 国内統括団体としての認可のために法人が求める書式による申請書
 - (B) その設立許可書及び規約の写し
 - (C) 法人が必要又は適切と思料する追加の情報
- (4) 次の事項に係る紛争において、拘束力のある仲裁に服することに同意すること。
- (A) 法人の要求に応じて行われる、この [第 36] 編の第 220529 条 [法人の判断に対する仲裁] の規定の定めに従う、国内統括団体としての認可
 - (B) アマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者又は職員が、アマチュアスポーツ競技会に参加する機会。これについて、法人の要請又は被害を受けたアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者又は職員の要請を受けて、(B) の規定に基づく仲裁は、法人の規約及び細則により改正され、及び定められるところにより、合衆国に基盤を置き、スポーツ選手諮問評議会及び国内統括団体評議会⁽⁴¹⁾と合意の上で法人が指定した、仲裁及び調停サービスの既存の主要な全米的な提供者により定められる標準商事仲裁規則に従って行われる。ただし、スポーツ選手諮問評議会及び国内統括団体評議会が、規則のいかなる改正にも同意せず、かつ、法人の執行委員会がその同意を促すことができない場合には、その規則への改正を法人の理事会が3分の2以上により承認するのでなければ、指定された提供者の標準商事仲裁規則が適用される。
- (5) 団体の監視に関することを除き、次の全ての事項につき、スポーツのガバナンスにおいて自律性を証明すること。
- (A) ガバナンスにおいて中心的な全ての事項を独立して決定し、及び統制すること。
 - (B) ガバナンスにおいて中心的な事項の意思決定及び統制を委任しないこと。
 - (C) 外部から制約を受けないこと。
- (6) オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会のプログラムに含まれるスポーツを統制するただ1つの国際競技連盟の構成員であることを示すこと。
- (7) 認可が求められるスポーツにおいて活動するアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者若しくは職員若しくは認可が求められるスポーツにおいてプログラムを行ういかなるアマチュアスポーツ団体又はその両方である者に構成員資格が開かれていること。
- (8) 人種、肌の色、宗教、性別、年齢又は国籍に基づく差別なしに、アマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者及び職員がアマチュアスポーツ競技会に参加する平等な機会を提供し、並びにその者に参加資格がないと宣言する前に、アマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者又は職員に公正な通知及び聴聞の機会を提供すること。
- (9) 人種、肌の色、宗教、国籍又は性別に関係なく選出される構成員から成る理事会又は他の統制団体により統制されること。ただし、男性及び女性に別のプログラムがあるスポーツにおいて、理事会又は他の統制団体に基づき、男性及び女性の両者につき、相当の代表を定

(41) USOPC と NGB の間の効果的な連絡を確保するために、自らの理事会又は他の統制団体により選出される NGB の代表から成る委員会。第 220504 条 b 項 (1) 参照。

める場合を除く。

- (10) 合衆国を代表する選手及びチームのための選考基準が、次の全てを満たすことを保障すること。
- (A) 国内統括団体、スポーツ選手諮問評議会及び合衆国オリンピック選手・パラリンピック選手連盟⁽⁴²⁾と協議の上で、法人が決定する公正なものであること。
 - (B) 書面で明確化され、スポーツ選手に対し、適時に適切に通知されること。
 - (C) 当該スポーツに適切な客観的及び主観的な基準を用いて、一貫して適用されるもの。
- (11) 認可が求められるスポーツのアマチュアスポーツ競技会に積極的に携わる者又は過去10年間、国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表してきた者である表決権を保有する個人のために、理事会及び他の同様の統制団体が基準及び選出手続を定め、及び維持すること、当該団体による指針に対する例外規定がいずれも法人により承認されていること並びに当該個人が保有する表決権が理事会及び他の同様の統制団体が保有する表決権の20%以上を占めることを、法人、スポーツ選手諮問評議会及び国内統括団体評議会により承認される指針に基づき、示すこと。
- (12) 次の両方を満たすいかなるアマチュアスポーツ団体、ハイパフォーマンス管理団体又はパラリンピックスポーツ団体の理事会又は他の統制団体につき相当な直接の代表を定めること。
- (A) 当該スポーツにおいて、国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表するアマチュアスポーツ選手を選出するために、適切な能力レベルの全米プログラム又は通常の全米アマチュアスポーツ競技会を行うこと。
 - (B) 合衆国における当該スポーツの全ての他のプログラム及び競技会に関して、代表が、当該団体のプログラム及び競技会の性質、範囲、質及び強さを反映するよう保障すること。
- (13) 法人、スポーツ選手諮問評議会及び国内統括団体評議会により承認される指針に基づき、次の全てを満たすことを示すこと。
- (A) 理事会及び他の同様の統制団体が、次の両方に該当する個人のために基準及び選出手続を定め、及び当該個人を表決権を有する構成員に加えること。
 - (i) アマチュアスポーツ選手により選出される者
 - (ii) 証明が求められるスポーツのアマチュアスポーツ競技会に積極的に携わり、又は国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国を代表してきた者
 - (B) 当該団体による当該指針への例外規定はいずれも、次の両方の者により承認されていること。
 - (i) 法人
 - (ii) スポーツ選手諮問評議会
 - (C) 当該個人が保有する表決権が、理事会及び他の同様の統制団体の保有する表決権の3分の1以上を占めること。

(42) オリンピックムーブメントの全ての側面に、オリンピック選手及びパラリンピック選手の関与を高めることを目的とする団体で、① USOPC のポリシー及びプログラムの策定に意見を述べること、② スポーツ選手の高い能力の特定、動機付け及び向上において USOPC を支援すること等を行う。United States Olympians and Paralympians Association, "Chapter Handbook & Toolkit." TeamUSA website <<https://www.teamusa.org/-/media/TeamUSA/Athlete-Services/USOPChapterHandbook2019.pdf>>

- (14) 構成員の苦情の迅速で公平な解決のための手続を定めること。
- (15) アマチュアの資格要件又はオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会若しくはパラパンアメリカン大会の参加に関する資格要件について、適切な国際競技連盟の資格要件より制限的な要件を定めないこと。
- (16) 団体が国内統括団体として認可を求める場合に、この〔第36〕編の第220524条〔国内統括団体の一般的な義務〕及び第220525条〔アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与〕の規定に基づき国内統括団体に課される義務を遂行する準備ができていることを証明すること。
- (17) 各暦年に、次の全ての事項を含む年次報告書を法人に提出することを約束すること。
 - (A) 団体が次の事項を行う手法の説明
 - (i) アマチュアスポーツ選手に対する（心理的、身体的及び性的な虐待を含む）虐待のない安全なスポーツ環境を促進する使命を遂行すること。
 - (ii) センターにより要求される制裁又は一時的措置に取り組むこと。
 - (B) 前暦年に係属し、又は終了する団体に対して提起された訴訟原因又は〔提出された〕苦情の説明
 - (C) 次の事項の明細
 - (i) 団体の収入及び支出
 - (ii) アマチュアスポーツ選手のレベル及び性別により整理された、アマチュアスポーツ選手への俸給、賞与及び手当の支出額
- (18) 法人により定められるあらゆる最低の基準又は要件を満たすことを約束すること。
- (19) 保護される個人に対する報復からの保護を提供すること。

第220523条 国内統括団体の権限

- (a) 権限 統制するスポーツのために、国内統括団体は、次の全ての事項を行うことができる。
 - (1) 適切な国際競技連盟において合衆国を代表すること。
 - (2) 国家目標を立て、及びその目標の達成を促すこと。
 - (3) 合衆国におけるアマチュアスポーツ活動のための調整団体として働くこと。
 - (4) 国際アマチュアスポーツ活動に対して管轄権を行使し、合衆国内で開催される国際アマチュアスポーツ競技会を承認し、及び合衆国外で開催される国際アマチュアスポーツ競技会の後援権を承認すること。
 - (5) 全米選手権を含むアマチュアスポーツ競技会及び合衆国で開催される国際アマチュアスポーツ競技会を指導し、並びにこの〔第36〕編の第220526条〔限定的なアマチュアスポーツ競技会〕の規定に定めるアマチュアスポーツ競技会を除き、競技会への参加のための資格要件を判断するための手続を設けること。
 - (6) オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会につき、合衆国を代表する選手及びチームを、法人に対して推薦すること。
 - (7) 国際アマチュアスポーツ競技会（オリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会を除く。）において合衆国を代表する選手及びチームを指定し、適切な国際ルールに従って、その選手及びチームのアマチュア資格を認証すること。
- (b) 仲裁に従う国内統括団体の代替 他のアマチュアスポーツ団体が、特定のスポーツのた

めに法人の会員として、国内統括団体に代替する権限があると（法人の統治文書に定める拘束力のある仲裁手続に従い）宣言された後は、当該国内統括団体は、そのスポーツにつき、この条の a 項の規定に基づく権限を行使してはならない。

第 220524 条 国内統括団体の一般的な義務

(a) 一般規定 統制するスポーツのために、国内統括団体は、次の全ての事項を行う。

- (1) 全米の関心及び参加を促し、並びに国内統括団体が代表する人及び団体に責任を有すること。
- (2) 他の団体との調整を通じて、全ての練習及び競技会の日程における重複を最小化すること。
- (3) アマチュアスポーツ選手にポリシー事項について通知し、及びポリシーの決定において選手の見解を相当に反映すること。
- (4) アマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネジャー、管理者及び職員に対し、国内統括団体、法人、適切な国際競技連盟、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会及びパンアメリカンスポーツ機構の適用可能な規則及びその規則の改正につき、適時に周知し、及び配布すること。
- (5) アマチュアスポーツ選手に、あらゆる団体又は人が開催する国際アマチュアスポーツ競技会で競技することを許可すること。ただし、国内統括団体が、競技会を開催する団体又は人がこの [第 36] 編の第 220525 条 [アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与] の規定に定める要件を満たさないとする証拠に基づいて競技の不許可を立証する場合を除く。
- (6) 全米規模で男性及び女性のスポーツ選手のために、別のプログラムが行われる場合には、女性による参加を公平に支援し、及び促進すること。
- (7) 障害者のためのアマチュアスポーツ・プログラム及び障害者のアマチュアスポーツ活動への参加を、健常者の競技会のプログラムへの障害者による意味のある参加のための機会を実現可能な場合に拡大することを含め、促進し、及び支援すること。
- (8) 身体トレーニング、設備設計、指導及び成績分析についての技術的情報を提供し、及び調整すること。
- (9) スポーツ医学及びスポーツ安全の領域における研究、開発及び情報の発信を促進し、及び支援すること。
- (10) 国内統括団体の被用者、契約者又は代理人である個人は、構成員又は元構成員が性的違反行為に関するセンターのポリシー若しくは手続に違反したこと又は適用可能な法律若しくはセンターのポリシー若しくは手続に違反して未成年者との性的違反行為に関する犯罪により有罪判決を受けたことを知っている場合には、その構成員又は元構成員が新しい仕事を得ることへの支援を（管理簿及び職員簿の日常的な移送を除き）禁止する 1 以上のポリシーを策定すること。
- (11) 心理的、身体的及び性的な虐待を含め、アマチュアスポーツ選手に対する虐待のない安全なスポーツ環境を促進すること。
- (12) センターの権限に従って発出される一時的措置又は制裁に関係する情報を用いて、安全なスポーツ環境を促進するよう留意すること。
- (13) 未成年のアマチュアスポーツ選手に対する児童虐待の申立てについては、直ちに法執

行機関に報告すること。

(14) アマチュアスポーツ選手に対する児童虐待の申立てを、直ちに報告する、次の両方に合致したポリシー及び手続を整備すること。

(A) 第 220541 条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] a 項 (1)(C) の規定に基づき策定されるポリシー及び手続

(B) 第 220542 条 [追加の義務] a 項 (2)(A) の規定に定める要件

(b) 解釈規則 この条の規定は、州法又は判例法に基づく国内統括団体の注意義務を専占し、又は廃止するように解釈されてはならない。

第 220525 条 アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与

(a) 迅速な審査及び決定 統制するスポーツのために、国内統括団体は、次の事項を迅速に行う。

(1) 合衆国内で国際アマチュアスポーツ競技会を開催し、又は合衆国外の国際アマチュアスポーツ競技会に出場する合衆国のアマチュアスポーツ選手を後援するために、アマチュアスポーツに関係する団体又は人による承認の請求を審査すること。

(2) 次の両方を満たす場合に、承認を付与する。

(A) 国内統括団体が、国際アマチュアスポーツ競技会を開催し、又は後援することが、スポーツの最善の利益のために有害であると明白かつ確信を抱くに足る証明⁽⁴³⁾により決定されない場合

(B) この条の b 項の規定の要件が満たされる場合

(b) 要件 アマチュアスポーツの団体又は人が次の要件を満たす場合にのみ、この条の規定に基づき団体又は人は承認を付与される。

(1) 当該の団体又は人は承認のために求められるあらゆる料金を、当該料金が適正で、差別的ではない場合に、国内統括団体に支払わなければならない。

(2) 団体又は人は、合衆国内で国際アマチュアスポーツ競技会を開催する承認のために、次の事項を行わなければならない。

(A) 当該の団体又は人により開催された同様のイベントがある場合には、そのイベントにつき、監査され、及び認証された財務報告書を国内統括団体に提出すること。

(B) この [b] 項 (4) の規定の要件が満たされたことを証明すること。

(3) 団体又は人は、合衆国外で国際アマチュアスポーツ競技会において競技する合衆国のアマチュアスポーツ選手を後援することの承認のために、次の両方の事項を行わなければならない。

(A) 国際アマチュアスポーツ競技会において合衆国のアマチュアスポーツ選手を競技させる目的で団体又は人を後援したことがある場合には、最新の海外渡航に関する報告書を提出すること。

(B) 国際アマチュアスポーツ競技会を開催する適切な機関からの、この [b] 項 (4) の規定の要件が満たされたことを認証する書簡を提出すること。

(4) この [b] 項の (2) 及び (3) の規定にいう要件は、次の全ての事項である。

(43) clear and convincing proof. 民事訴訟では、事実の証明は、一般に、証拠の優越の程度になされることが必要であり、かつそれで足りるとされるが、例外的に、それより高度の証明が必要とされる場合があり、その場合の証明の程度を表す概念。田中ほか編 前掲注 (11), p.151.

- (A) 競技会に参加するためのスポーツ選手のアマチュアの資格を保護し、及びアマチュアスポーツ競技会において競技する資格を保護するために適切な措置が講じられていること。
- (B) 競技会において打ち立てられた記録の確認のための適切な規定を定めていること。
- (C) 競技会に特に適用可能な国際アマチュアスポーツ選手のいずれの要件にも相当の配慮が行われること。
- (D) 競技会が資格を有する職員により行われること。
- (E) 競技会に参加するスポーツ選手に適切な医学的管理が提供されること。
- (F) 競技会においてスポーツ選手と観客の福祉を保護するための適切な安全措置が講じられていること。
- (G) 国内統括団体に承認を請求するアマチュアスポーツの団体又は人は、当該国内統括団体に適用可能なアマチュアスポーツ活動に参加するアマチュアスポーツ選手に対する、心理的、身体的及び児童への虐待を含む虐待を防止するためのポリシー及び手続を実施し、及び遵守すること。

第 220526 条 限定的なアマチュアスポーツ競技会

- (a) 独占的管轄権 アマチュアスポーツ競技会を開催するアマチュアスポーツ団体は、高校生、単科大学の学生、軍人又は同様の集団若しくは集合といった、アマチュアスポーツ選手の特別な集合体に参加が限定される場合に、その競技会に対する独占的な管轄権を有する。
- (b) 国際的競技会の承認 この条の a 項の規定に基づくアマチュアスポーツ団体は、次のいずれかの事項を望む場合には、適切な国内統括団体から承認を得る。
 - (1) 合衆国内で国際アマチュアスポーツ競技会を開催すること。
 - (2) 合衆国外で開催される国際アマチュアスポーツ競技会を後援すること。

第 220527 条 国内統括団体への苦情

- (a) 一般規定
 - (1) 国内統括団体に所属し、又は所属する資格のあるアマチュアスポーツの団体又は人は、この [第 36] 編の第 220522 条 [資格要件]、第 220524 条 [国内統括団体の一般的な義務] 及び第 220525 条 [アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与] の規定の遵守を国内統括団体に強制することを、法人に書面で苦情を提出することにより、求めることができる。苦情の写しは、国内統括団体に送達される。
 - (2) 法人は、この条の規定に基づき苦情の提出及び処理のための手続を作成する。
- (b) 聴聞会 法人は、国内統括団体がこの編の第 220522 条、第 220524 条及び第 220525 条の規定を遵守しているか否かを決定するべく証言を得るため、苦情が提出されてから 90 日以内に聴聞会を開催する。
- (c) 苦情の処理
 - (1) 法人が、聴聞会の結果として、国内統括団体がこの編の第 220522 条、第 220524 条及び第 220525 条の規定を遵守していると決定する場合には、法人は、苦情申立人及び国内統括団体にその旨を通知する。
 - (2) 法人が、聴聞会の結果として、国内統括団体がこの編の第 220522 条、第 220524 条及び第 220525 条の規定を遵守していないと決定する場合には、法人は次のいずれかを行う。
 - (A) 法人が、国内統括団体がこれらの条を遵守することを可能にするために必要と料

する、180日以下の指定される期間、国内統括団体を観察期間⁽⁴⁴⁾に付する。

(B) 国内統括団体の認可を取り消す。

- (3) 法人がこの [c] 項の (2) の規定に基づき国内統括団体を観察期間に付する場合に、国内統括団体が、自らの過失なしに、この編の第 220522 条、第 220524 条及び第 220525 条の規定を遵守するために追加の時間が必要であると明白かつ確信を抱くに足る証明により証明するときは、法人は観察期間を延長することができる。法人が許可する期間の末に国内統括団体がこれらの条を遵守していない場合には、法人は国内統括団体の認可を取り消す。

第 220528 条 現在の国内統括団体に代替する申請

- (a) 一般規定 アマチュアスポーツ団体は、法人に対して書面による認可申請を提出することにより、特定のスポーツのための国内統括団体として、現団体に代替することを求めることができる。
- (b) 手続の策定 法人は、この条の規定に基づき申請の提出及び処理のための手続を策定する。2以上の団体が同一のスポーツのために申請を提出する場合には、申請は、単一の手続において思料される。
- (c) 提出手続
- (1) この条に基づく申請は、次のいずれかの最終日から1年以内に提出されなければならない。
- (A) オリンピック大会若しくはパラリンピック大会において又はオリンピック大会、パラリンピック大会、パンアメリカン大会及びパラパンアメリカン大会のそれぞれにおいて競技が行われるスポーツについては、オリンピック大会
- (B) パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会において競技が行われるが、オリンピック大会又はパラリンピック大会では行われぬスポーツについては、パンアメリカン大会又はパラパンアメリカン大会のいずれか該当するもの
- (2) 申請は、内容証明郵便により法人に提出され、並びに申請の写しは、国内統括団体及び申請を提出した他の団体に送達される。法人は、申請者に、申請を受理したことを通知する。
- (d) 聴聞会 この条の規定に基づき提出された申請の受理から180日以内に、法人は申請の本案を判断するために公開された公式の聴聞会を行う。法人は、聴聞会の日から60日前から30日前までに、主たる刊行物の通常号に、聴聞会の日時及び場所の通知を公告する。法人は、当該スポーツにおいて法人が知っている全てのアマチュアスポーツ団体に、聴聞会の日から30日前までに、書面による通知を、申請の写しを含めて送付する。聴聞会において、申請者及び国内統括団体は、その立場を支持する証拠を提出するために相当な機会を提供される。
- (e) 申請を承認する基準 聴聞会において、申請者は、証拠の優越⁽⁴⁵⁾により次の両方を証明しなければならない。
- (1) この [第 36] 編の第 220522 条 [資格要件] の規定に基づき国内統括団体として認可されるための基準を満たすこと。

(44) probation. その地位を保つために、行動を改善し、又は良い行いをすべき一定の期間をいう。Garner, *op.cit.*(36), p.1456.

(45) preponderance of evidence. ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として、相手方のそれよりも優越していること。田中ほか編 前掲注 (11), p.658.

- (2) 次のいずれか一方に該当すること。
- (A) [現在の] 国内統括団体が、この編の第 220522 条、第 220524 条 [国内統括団体の一般的な義務] 又は第 220525 条 [アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与] の規定に定める基準を満たさないこと。
- (B) この編の第 220522 条の基準をより適切に満たす申請者が、この編の第 220524 条及び第 220525 条の規定に定める基準をより適切に満たす能力があり、並びに認可を求めらるスポーツにおいて [現在の] 国内統括団体よりも効果的な全米競技プログラムを提供し、又は提供する能力があること。
- (f) 申請の処理 この条により求められる聴聞会の終了から 30 日以内に、法人は次のいずれかの事項を行う。
- (1) 当該スポーツのための国内統括団体として継続するよう国内統括団体の権利を支持すること。
- (2) 国内統括団体の認可を取り消し、及び当該スポーツのための国内統括団体の不在を宣言すること。
- (3) 国内統括団体の認可を取り消し、及び申請者を国内統括団体として認可すること。
- (4) 国内統括団体が、この編の第 220522 条、第 220524 条又は第 220525 条の規定の要件の 1 つにおける小さな瑕疵を除き、認可を保持することが予測される場合には、当該国内統括団体の遵守に至るまでの間、当該国内統括団体を 180 日以下の観察期間に付し、かつ、当該国内統括団体に、観察期間及び当該要件の遵守に必要な活動につき通知すること。
- (g) 観察期間後の認可の取消し 国内統括団体が、この条の f 項 (4) の規定に定める観察期間内に、この編の第 220522 条、第 220524 条及び第 220525 条の規定に従わない場合には、法人は、当該国内統括団体の認可を取り消し、及び次のいずれかを行う。
- (1) 申請者を国内統括団体として認可すること。
- (2) 当該スポーツのための国内統括団体の不在を宣言すること。

第 220529 条 法人の判断に対する仲裁

- (a) 審査を受ける権利 この [第 36] 編の第 220527 条 [国内統括団体への苦情] 又は第 220528 条 [現在の国内統括団体に代替する申請] の規定に基づく法人の判断により不利益を被る当事者は、第 220522 条 [資格要件] a 項⁽⁴⁶⁾(4) の規定に基づき法人により指定される仲裁及び調停の提供者による審査を受けることができる。
- (b) 手続
- (1) 仲裁の請求は、法人の判断から 30 日以内に提出されなければならない。
- (2) 仲裁の請求を受理した後、協会⁽⁴⁷⁾は仲裁の当事者及び法人に対し通知の送達を行い、並びに請求が提出された時点で有効な協会の商事仲裁規則に従って、直ちに仲裁の手続を進める。ただし、次の全ての事項を除く。

(46) オリンピック・アマチュアスポーツ法の 2020 年の改正により、第 220522 条に a 項は存在しなくなったため、これを削除すべきと考えられる。

(47) American Arbitration Association: AAA. アメリカ仲裁協会。アメリカ仲裁協会は、1926 年に設立されたアメリカにおける全国的な非営利の仲裁機関で、国内事案、国際事案を問わず、仲裁・調停による紛争解決システムを提供する。基軸となる「商事仲裁規則」のほか、建設業、不動産業、証券業等それぞれの業界の特性に合わせた仲裁規則を用意している。早川吉尚「ニューヨーク仲裁最新事情 (3) —ニューヨークのキャンパスより—米国仲裁協会 (AAA) 1」『JCA ジャーナル』45 巻 12 号, 1998.12, p.28.

- (A) 仲裁委員会は、手続の当事者がより少ない人数で合意するのでなければ、3名以上で構成されること。
- (B) 仲裁の聴聞会は、手続の当事者が別の場所の利用に合意するのでなければ、協会が選ぶ場所において行われること。
- (C) 仲裁の聴聞会は、公開されていること。
- (3) 仲裁者による決定は、対立する当事者により全ての仲裁者の合意が明示的に求められているのでなければ、過半数の表決により行われる。
- (4) それぞれの当事者は、仲裁手続において、弁護士により、又は他の授権される代理人により代理されることができる。
- (5) 当事者は、希望する全ての証拠を提出することができ、並びに仲裁者が紛争の理解及び判断に必要であると考えた全ての追加の証拠を提出する。仲裁者は、提出された証拠の関連性及び実質性についての唯一の判断者とされる。法律に従う証拠規則を遵守する必要はない。
- (c) 解決 仲裁者は、当事者が合意し、並びに法人の規約及び細則と合致する方法で行われる場合には、最終的裁定の前に、この〔第2205〕章の規定に基づき生じた紛争を解決することができる。
- (d) 決定の拘束的性質 当該裁定が法人の規約及び細則と合致する場合には、仲裁者の最終的決定は当事者を拘束する。
- (e) 聴聞会の再開
 - (1) 最終的決定が行われる前のいかなる時にも、聴聞会は、仲裁者自身の動議又は当事者の動議により再開されることができる。
 - (2) 再開が一方当事者の動議に基づく場合であって、再開によって、仲裁手続の最初に合意された特定の期間を超えて、仲裁者の決定が遅れる結果になるとときには、決定に関連する全ての当事者が、聴聞会の再開に合意しなければならない。

第220530条 他のアマチュアスポーツ団体

- (a) 一般規定 該当するアマチュアスポーツ団体は、次の全ての事項を行う。
 - (1) 1990年児童虐待被害者法第226条の規定に定める報告要求を遵守すること。
 - (2) 未成年のアマチュアスポーツ選手と（未成年者の法定代理人ではない）成人が、該当するアマチュアスポーツ団体の管轄下にある施設において、緊急事態を除き、別の成人から、観察可能で、かつ介入可能な距離を保つことなしに、会話を含め、1対1で交流することを制限する相当の手続を定めること。
 - (3) 児童虐待事件の適切な者への容易な報告を申立人に許容するように、未成年のアマチュアスポーツ選手と日常的に接点を有する全ての成人の構成員及び親の同意を得た未成年の構成員に対し、児童虐待の防止及び報告につき、一貫した訓練を提供すること。
 - (4) 次のいずれかを行う者に対する、該当するアマチュアスポーツ団体による報復を禁止すること。
 - (A) (1)の規定に基づく報告
 - (B) 心理的、身体的及び性的な虐待を含む、アマチュアスポーツ選手の虐待に関する他のあらゆる報告
- (b) 該当するアマチュアスポーツ団体の定義 この条において、「該当するアマチュアスポー

ツ団体」とは、次のアマチュアスポーツ団体をいう。

- (1) III 節⁽⁴⁸⁾の規定に基づく要件に別に服しないもの
- (2) 州際的又は国際的なアマチュアスポーツ競技会に参加するもの
- (3) 構成員に、未成年のアマチュアスポーツ選手と日常的に接点を有する成人を含むもの

III 節 若年スポーツ選手安全保護補助金

第 220531 条 若年スポーツ選手を虐待から保護するための補助金

- (a) 権限 司法長官は、スポーツにおける心理的、身体的及び性的な虐待を含め、虐待からのアマチュアスポーツ選手の保護に関して合衆国オリンピック・パラリンピック委員会及び各国内統括団体の監督を支援するために、資格のある非営利・非政府団体に対して補助金を交付することができる⁽⁴⁹⁾。
- (b) 適用 この条の規定に基づき補助金を受給する資格があるとされるには、非営利・非政府団体は、司法長官が求める日時、方法及び情報により、司法長官に対して申請書を提出する。この情報には、当該団体が次の両方の事項を有することを証明する情報を含む。
 - (1) 合衆国オリンピック・パラリンピック委員会及び各国内統括団体のスポーツプログラムにおける心理的、身体的及び性的な虐待の防止及び調査において、全米で認められる専門性
 - (2) アマチュアスポーツ選手の虐待を防止し、及び特定するために用いられるポリシー及び手続が、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会及び各国内統括団体により、正しく行われていることを保障するために、定期的な及び随時の監査を監督する能力
- (c) 補助金の使用 この条の規定に基づき補助金を受給する団体は、当該基金を次の全ての事項に使用することができる。
 - (1) 若年競技プログラムにおける心理的、身体的及び性的な虐待を防止し、及びそれを特定する教育のための新しい訓練用資料の作成及び検査
 - (2) スポーツにおける心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待から、アマチュアスポーツ選手を保護するための情報を、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会、各国内統括団体及び他のアマチュアスポーツ団体のために、作成し、維持し、及び周知するために必要な職員の給与、旅費、設備、印刷及び他の適正な費用
 - (3) b 項 (2) の規定に定める手続の運営の監督
- (d) 歳出の授権
 - (1) 一般規定 2018 会計年度から 2022 会計年度までの各会計年度に、この条の規定を遂行するために、250 万ドルの歳出を授権する。
 - (2) 補助金基金の使用可能性 この条の規定に基づき歳出を認められる基金は、費消され

(48) 原文は「III」とあるが、おそらく「IV [合衆国セーフスポーツ・センター (United States Center for SafeSport) の節]」であるとされる。Lexis Advance 2020.

(49) 合衆国セーフスポーツ・センターは、この資格のある非営利・非政府組織として 2018 年に 230 万ドルを受領した。1 ドルは約 110 円、報告省令レート (令和 3 年 11 月分) に基づく。この補助金は、司法省のサイトでは、“Keep Young Athletes Safe grant” と呼ばれている。U.S. Government Accountability Office, “Amateur Athletes: The U.S. Center for SafeSport’s Response and Resolution Process for Reporting Abuse,” GAO-21-128R, December 18, 2020, p.4. <<https://www.gao.gov/assets/gao-21-128r.pdf>>

るまで使用可能である。

IV 節 合衆国セーフスポーツ・センター

第 220541 条 合衆国セーフスポーツ・センターの指定

(a) センターの義務

(1) 一般規定 合衆国セーフスポーツ・センターは、次の全ての事項を行う。

- (A) 独立国内スポーツ安全団体として役務を行い、世界的に、合衆国の独立国内スポーツ安全団体として認識されること。
- (B) スポーツにおける心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待からアマチュアスポーツ選手を保護することに関して、法人及び各国内統括団体に対して、管轄権を行使すること。
- (C) 国内統括団体を通じて、アマチュアスポーツ活動に参加するアマチュアスポーツ選手に対する心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待を防止するために、訓練、監督行為、ポリシー及び手続を策定する教育・アウトリーチ局を維持すること。
- (D) c 項の規定に従い、センターのポリシー及び手続に違反して、性的虐待とされる事例の報告、調査及び解決を考慮する仕組みを定める対応・解決局を維持すること。
- (E) (D) の規定に基づく仕組みが、聴聞の公正な通知及び機会を提供し、並びに申立人のプライバシーと安全を保護することを保障すること。
- (F) 次の両方の事項を行う遵守・監査局を維持すること。
 - (i) 心理的、身体的及び性的な虐待を含め、アマチュアスポーツ選手に対する虐待事件を防止し、及び迅速に報告するために、センターが作成するポリシー及び手続を、国内統括団体及び法人が、実施し、及び従うことを保障すること。
 - (ii) 当該ポリシー及び手続の違反とされる事例の報告及び調査を許容する仕組みを設立すること。
- (G) センターにより追放された成人の包括的なリストを含む、公衆がアクセス可能なインターネット・ウェブサイトを作成し、及び維持すること⁽⁵⁰⁾。
- (H) センターの管轄権に基づき個人に対してセンターが講ずる、調査、制裁の賦課及び他の制裁的措置を含む措置が、少なくとも、次の全ての事項を含む、個人に対する手続的デュープロセス⁽⁵¹⁾を提供する方法で遂行されることを保障すること。
 - (i) 個人に対する申立ての、書面による通知の提供
 - (ii) 弁護士又は他の助言者により代理される権利
 - (iii) 調査の間に聴聞を受ける機会

(50) センターは、オンラインの中央制裁データベース (Centralized Disciplinary Database: CDD) において、合衆国のオリンピック及びパラリンピックのスポーツ選手及び関係組織に潜在的なリスクをもたらすと思われる、センターの制裁の対象とされた成人の氏名を公表している。2021 年 10 月現在、約 1,600 人がこれに掲載されている。ただし、センターは、制裁の対象とした者のうち、未成年者やその者のスポーツへの参加を制裁が制限しない者については、氏名を公表していない。“Centralized Disciplinary Database.” U.S. Center for SafeSport website <<https://uscenterforsafesport.org/response-and-resolution/centralized-disciplinary-database/>>

(51) 重大な生命、自由又は財産の利益の侵害が生ずる場合に、合衆国憲法第 5 修正及び第 14 修正の規定により保障される通知及び聴聞の最低限の手続。Garner, *op.cit.*(36), p.632.

- (iv) 違反が認められた事件において、センターによる理由を付した書面による判断
 - (v) センターが賦課した暫定措置又は制裁に対し、聴聞会において、又は仲裁を通じて対抗する権限
- (2) 解釈規則 この [a] 項は、次のいずれにも解釈されてはならない。
- (A) 聴聞会又は仲裁の機会を得る前に、個人に対して暫定措置又は制裁を賦課することを、センターに認めないこと。
 - (B) センターに、証拠の優越⁽⁵²⁾より重い証明責任を負うように求めること。
 - (C) 州法に基づく請求権を生じさせ、又は私的訴権を創出すること。
 - (D) センターを、国家行為をなす者⁽⁵³⁾とすること。
- (b) ポリシー及び手続 a 項(1)(C)の規定に基づき策定されるポリシー及び手続は、この [第 36] 編の第 220524 条 [国内統括団体の一般的な義務] に含まれ、及びその部分とされるように適用される。
- (c) 拘束力のある仲裁
- (1) 一般規定 センターは、その裁量により、その管轄下の性的虐待についての申立てを解決する目的で、申立ての対象であるアマチュアスポーツ選手、コーチ、トレーナー、マネージャー、管理者又は職員がアマチュアスポーツ競技会に参加する機会について判断するために、中立の仲裁機関⁽⁵⁴⁾を利用し、並びにポリシー及び手続を策定することができる。
 - (2) 権利の保全 この条は、センターのポリシー及び手続に違反する虐待から生ずる個人の傷害のために裁判所において民事救済を追求する目的で、センターの管轄下にある個人の権利を変更し、優先し、若しくは別に影響を及ぼすように解釈されてはならず、かつ、センターは、当該民事救済を追求しない合意を、(1)の規定に定める手続への個人の参加の条件としてはならない。
- (d) 責任の制限
- (1) 一般規定 該当する団体は、行動がこの条、第 220542 条 [追加の義務] 又は第 220543 条 [記録、監査及び報告書] の規定に定める責任又は職務の執行から生ずる場合には、(2)の規定に定める場合を除き、当該行動又は連絡から生ずる文書及び口頭の名誉棄損⁽⁵⁵⁾、文書による名誉棄損⁽⁵⁶⁾、口頭による名誉棄損⁽⁵⁷⁾又は名声の毀損に関する民事訴訟において、損害賠償責任を負うとされてはならない。
 - (2) 例外 (1)の規定は、該当する団体が、現実の悪意⁽⁵⁸⁾をもって行動する場合又はこの条、

(52) 前掲注(45)

(53) state actor. 国家の一部門としての行為をなす者をいう。判例は、USOC 及び NGB につき、国家行為をなす者に当たらないとしてきた。Mitten, *op.cit.*(3), pp.39-40. ここでは、新しく設置された合衆国セーフスポーツ・センターについて、国家行為をなす者に当たらないことを予め法定している。

(54) アメリカ仲裁協会の商事仲裁規則に従い、JAMS 社 (Judicial Arbitration Mediation Service Inc.) が行っている。Mitten et al., *op.cit.*(20), p.268. JAMS 社は、1979 年に設立された調停・仲裁を提供する ADR 機関である。“About Us: JAMS Mediation, Arbitration and ADR Services.” JAMS website <<https://www.jamsadr.com/about/>>

(55) defamation. 文書 (libel) 又は口頭 (slander) により、他人の名誉・評判を傷付け、その評価を下げる表現を公表すること。刑事及び民事責任を問われる。田中ほか編 前掲注(11), p.237.

(56) libel and slander. コモン・ロー上の名誉毀損の 2 つの類型。文書、図画、映像などによるものを libel、口頭によるものを slander という。文書・口頭による名誉棄損は不法行為とされ、また、犯罪として刑罰の対象となるが、現在では、名誉棄損に対する刑事訴追はほとんど行われていない。同上, pp.515-516.

(57) 同上

(58) 名誉棄損訴訟においては、表現の虚偽性についての無関心、無思慮な態度を指す。同上, p.20.

第 220542 条若しくは第 220543 条の規定に従わずに情報提供し、若しくは行動する場合には適用されてはならない。

(3) 連邦裁判所への移管

(A) 一般規定 この条、第 220542 条又は第 220543 条の規定に基づくセンターの責任に関して、センターに対して州裁判所において提起される民事訴訟は、センターの請求を受けて、訴訟が提起された管轄区の連邦地方裁判所に移管され、係争額又は関係当事者の市民権にかかわらず、当該連邦地方裁判所が、その訴訟の第 1 審管轄権を有する。

(B) 解釈規則 この章は、私的訴権を創出するように解釈されてはならない。

(4) 該当する団体の定義 この [d] 項の規定において、「該当する団体」とは、次の全ての者をいう。

(A) センター

(B) 国内統括団体

(C) 法人

(D) 第 220525 条 [アマチュアスポーツ競技会に対する承認の付与] の規定に基づき国内統括団体に承認されたアマチュアスポーツ団体又は他の者

(E) 第 220530 条 [他のアマチュアスポーツ団体] の規定に基づき報告するアマチュアスポーツ団体

(F) (A)、(B)、(C)、(D) 又は (E) の規定に定める団体の職員、被用者、代理人又は構成員

(G) この条の規定に従う手続に参加する個人

(e) 訓練資料 a 項 (1)(C) の規定にいう教育・アウトリーチ局は、次の事項を行う。

(1) コーチ、トレーナー、医師、幼児、青少年、成人及び障害者を含む、特定の対象者のための訓練資料の作成

(2) 当該訓練資料の 3 年に 1 度以上の更新

(f) 独立性

(1) 元の被用者及び理事会構成員に関する禁止 法人又は国内統括団体の元の被用者又は理事会構成員は、法人又は国内統括団体の雇用が終了した日からの 2 年間、センターで働き、又はボランティアを務めてはならない。

(2) 国内統括団体の理事会に役務を提供するスポーツ選手

(A) 一般規定 国内統括団体の理事会に役務を提供するスポーツ選手が、別に国内統括団体に雇われていない場合には、センターにおいてボランティア又は助言者の権限をもって役務を提供することができる。

(B) 雇用への不適格 国内統括団体の理事会において役務を提供するスポーツ選手は、当該スポーツ選手が当該理事会における役務の提供をやめた日からの 2 年間、センターに雇用される資格があるとされてはならない。

(3) 利益相反 センターの管理職又は弁護士は、当該の管理職又は弁護士が同時に法人又は国内統括団体も代理する場合には、不適切な利益相反に当たると思料される。

(4) 調査

(A) 一般規定 法人及び国内統括団体は、調査に介入し、又はその結果に影響を与えようとしてはならない。

(B) 報告書 調査に介入しようとし、又はその結果に影響を与えようとする場合には、

その試みから 72 時間以内に、センターは上院の通商・科学・運輸委員会並びに下院のエネルギー・通商委員会及び司法委員会に、その試みを説明する報告書を提出する。

(C) 成果物

(i) 一般規定 センターの判断、報告、メモ、成果物、ノート又は事件簿は、次の両方を満たす。

(I) 秘密とされること。

(II) センターが当事者ではない民事訴訟における証拠開示手続、罰則付召喚令状又は他の法的強制に服してはならないこと。

(ii) 解釈規則 (C)の規定は、センターが、刑事捜査を支援する目的で、(i)の規定に定める成果物を法執行機関に提供することを禁止するように解釈されてはならない。

(g) 資金

(1) 義務的支出

(A) 2021 会計年度 2021 年 1 月 4 日に、2021 会計年度のために、法人はセンターの運営費用として、2000 万ドルの義務的支出を行う。

(B) 後続の会計年度 2022 会計年度及びその後の各会計年度のために、法人は、センターに対し、1 月の最初の営業日の営業終了までに、2000 万ドルの義務的支出を行う。

(2) 国内統括団体からの資金 法人は、(1)の規定に基づき求められる義務的支出を行うために、1 以上の国内統括団体から受領する資金を使用することができる。

(3) 遵守の失敗

(A) 一般規定 センターは、(1)の規定に基づく支出を強制する訴訟を提起することができる。

(B) 罰則 該当する年の 1 月 1 日の後、(1)の規定に基づく義務的支出が遅れ、又は不完全である 1 日当たり、センターは法人から、追加で 2 万ドルを回収することが許容される。

(4) 説明責任

(A) 一般規定 法人又は国内統括団体によりセンターに拠出される額は、第 220503 条第 15 項⁽⁵⁹⁾の規定に従い、アマチュアスポーツ選手による、性的違反行為又は他の違反行為の申立ての調査及び解決に関する第 220541 条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] から第 220543 条 [記録、監査及び報告書] までの規定に基づく義務を遂行し、及び要件を満たすことを主な目的として、用いられる。

(B) 資金の利用

(i) 一般規定 第 220503 条第 15 項の規定の適用上、ある会計年度において、法人又は国内統括団体がセンターに提供した額のうち、次の額が使用される。

(I) (A)の規定に定める申立ての調査及び解決の処理に、50% 以上

(II) センターの職員及び理事の管理職の給与に、10% 以下

(ii) 積立金

(I) 一般規定 センターが (i)の規定に基づき割り当てられる額を利用した後、センターが (A)の規定に定める目的のため、残額を使用しない場合には、センターは、その額の 25% 以下を積立金として保持することができる。

(59) USOPC の義務として、心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待のない環境の推進を定める規定。

(II) 資金の返還 センターは、(I)の規定に定める保持の後の残額を、法人及び国内統括団体に対し、法人及び国内統括団体の拠出の割合に応じて返還する。

(iii) ロビイング及び資金調達 この〔4〕号の規定に基づきセンターに提供した額は、ロビイング又は資金調達の費用のために使用されてはならない。

(h) 遵守監査

(1) 一般規定 年に1度以上、センターは、次の事項に関して法人及び各国内統括団体の監査を遂行する。

(A) この〔IV〕節〔合衆国セーフスポーツ・センター〕の規定に基づき策定されるポリシー及び手続の遵守の評価

(B) 児童虐待の防止に関する一貫した訓練が、アマチュアスポーツ選手及び親の同意を得た未成年の構成員と日常的に接点を有する法人及び国内統括団体の全ての職員に提供されることの保障

(2) 是正措置

(A) 一般規定 センターは、この〔IV〕節に基づき策定されるポリシー及び手続又は(1)(B)の規定に定める訓練要件の遵守を達成するために、法人又は国内統括団体に対し、是正措置を課することができる。

(B) 包含 (A)の規定に基づき課される是正措置は、スポーツ選手の安全プログラム又は特定のポリシーの実施、追加の遵守監査又は訓練及び観察期間の賦課を包含することができる。

(C) 執行

(i) 一般規定 センターの請求を受けて、法人は次の事項を行う。

(I) (A)の規定に基づき求められる是正措置を執行すること。

(II) 相当の期間内に、国内統括団体の執行状況を報告すること。

(ii) 手法 法人は、国内統括団体に資金を拠出しないこと、法人のイベントへの国内統括団体の参加を制限すること及び国内統括団体の認可を取り消すことを含め、法人に使用可能なあらゆる手法を通じて、是正措置を執行することができる。

(iii) 不遵守の効果 法人が、(i)の規定に基づく請求から72時間以内に是正措置の執行を成し得なかった場合には、センターは、不遵守を説明する報告書を、上院通商・科学・運輸委員会並びに下院エネルギー・通商委員会及び司法委員会に提出することができる。

(3) 年次報告書

(A) 一般規定 年に1度以上、センターは、前年の(1)の規定に基づく監査の事実認定及び監査の結果として課された是正措置の状況について、連邦議会に報告書を提出する。

(B) 公開

(i) 一般規定 (A)の規定に基づくそれぞれの報告書は、公開される。

(ii) 個人を特定できる情報 公開される報告書は、いかなる者の個人を特定できる情報も含んではならない。

(i) 法人に対する報告書 2020年オリンピック、パラリンピック及びアマチュアスポーツ選手強化法の制定日〔2020年10月30日〕の後に開始する各暦4半期末から30日以内に、センターは、法人に対して次の事項の説明文書を提出する。

- (1) スポーツ別に、センターに付託された違反行為苦情 [misconduct complaints] の数及び性質
 - (2) センターの調査が係属中の違反行為苦情の数と種類
 - (3) センターが、調査を終了し、又は別に終結させた違反行為苦情の数
 - (4) センターが、更なる調査のために法執行機関に報告した違反行為苦情の数
 - (5) スポーツ別に、センターが受理し、又は拒絶した裁量的事件の数
 - (6) 当該事件及び違反行為苦情の解決のための平均所要時間
 - (7) 策定され、及び提供された教育活動及び訓練の数を含む、前の4半期に、センターの教育・アウトリーチ局により行われた教育活動及び訓練に関する情報
- (j) 独立性の認証
- (1) 一般規定 会計年度末から180日以内に、会計検査院長は、法人からのセンターの独立性に関する認証を、公開する。
 - (2) 要素 (1)の規定により求められる認証には、次の事項を含む。
 - (A) f項に基づく法人の元の被用者又は理事会構成員の雇用禁止に関する違反が、認証の前の年に起きたか否かの事実認定
 - (B) センターの管理職又は弁護士が、当該の年に不適切な利益相反にあったか否かの事実認定
 - (C) センターの調査に対して、法人が介入し、又はその結果に対して影響を及ぼそうと試みたか否かの事実認定
 - (D) 法人からのセンターの独立性に対する潜在的なリスクを解決するための、会計検査院長の勧告
 - (3) 会計検査院長の権限
 - (A) 一般規定 会計検査院長は、会計検査院長の視点から、法人及びセンターの運営につき完全な情報を得るために必要な、相当の対策を講じることができる。
 - (B) 特定の権限 会計検査院長は、次の権利を有する。
 - (i) 特権の設定されていない全ての帳簿、記録、計算書類、書簡、ファイル若しくは他の文書又はセンター若しくは法人の職員、代理人及び被用者の電子メールを含む電子記録にアクセスし、及び写しを作成する権利
 - (ii) センター又は法人の職員、被用者、代理人又はコンサルタントと面談をする権利
 - (C) 特権の設定された情報の扱い この[IV]節の規定の下で、会計検査院長は、センター又は法人の所持する特権の設定された文書又は資料に含まれる情報へのアクセスを求める場合には、場合に応じ、センター又は法人が、該当する特権を損なうことなく、実行可能な最大限において、会計検査院長に情報を提供する。

第220542条 追加の義務

- (a) 一般規定 センターは、次の事項を行う。
 - (1) アマチュアスポーツ選手の心理的、身体的及び性的な虐待を含む虐待を防止するために、国内統括団体が実施する訓練、監視行為、ポリシー及び手続を策定する。
 - (2) 第220541条 [合衆国セーフスポーツ・センターの指定] a項(3)⁽⁶⁰⁾の規定に基づき策定

(60) 現在、この規定(a項(3))は存在しない。「a項(3)」は、オリンピック・アマチュアスポーツ法の2020年の

されるポリシー及び手続に、次の全ての事項を含める。

- (A) 国内統括団体又は国内統括団体の管轄下にある施設の全ての成人の構成員及びアマチュアスポーツ選手と交流することを当該構成員により授権される全ての成人に対する、未成年のアマチュアスポーツ選手による児童虐待の申立てを直ちに、次の両方の者に報告することの要求
- (i) 1990年児童虐待被害者法第226条の規定と合致して、法執行機関
 - (ii) 未成年のアマチュアスポーツ選手が、児童虐待の被害を受けていたと相当に疑いが生じる事実を構成員又は成人が知る場合には、センター
- (B) センターが、1990年児童虐待被害者法第226条の規定と合致して、未成年のアマチュアスポーツ選手による児童虐待の申立てを、未成年者又は別にその虐待を報告するよう求められない者によりセンターに提出される虐待の報告書を含め、直ちに法執行機関に報告することの要求
- (C) センターの被用者、契約者又は代理人である個人は、センターの構成員又は元構成員が性的違反行為に関するセンターのポリシー若しくは手続に違反し、又は適用可能な法律に違反して未成年者との性的違反行為に関する犯罪により有罪判決を受けたことを知っている場合には、その構成員又は元構成員が新しい仕事を得ることへの支援を（管理簿及び職員簿の日常的な移送を除き）禁止する1以上のポリシー
- (D) センターが、次のいずれかの場合を除き、センターの職員、代理人、弁護士又はスタッフを含め、アマチュアスポーツ選手の虐待について加害者とされる者に対し、進行中の調査又は訴追につき、通知する措置を講じてはならないことの要求
- (i) センターが、加害者とされる者に通知しない結果として、緊急の危難が生ずると信ずる理由がある場合
 - (ii) 法執行機関が、次のいずれかに該当する場合
 - (I) センターに当該措置を講ずるよう授権すること。
 - (II) センターが(B)の規定に基づき法執行機関に報告する時から72時間以内に、当該申立てにつき、行動を拒絶し、若しくは行動に失敗し、又はセンターに応答しないこと。
- (E) 申立人が児童虐待の事件を、センター、国内統括団体、法執行機関又は他の適切な機関に容易に報告することを許容する、児童虐待の訓練を受けた専門家によって承認された仕組み
- (F) 未成年のアマチュアスポーツ選手と（未成年者の法定代理人ではない）成人が、国内統括団体の管轄下にある施設において、緊急事態を除き、別の成人から観察可能で、かつ介入可能な距離を保つことなしに、会話も含め、1対1で交流することを制限する相当の手続
- (G) 次のいずれかの事項を行う個人に対する、法人又は国内統括団体による報復を禁ずる手続
- (i) (A)又は(E)の規定に基づく報告
 - (ii) 心理的、身体的及び性的な虐待を含む、アマチュアスポーツ選手の虐待に関する

改正により「a項(1)(C)」とされたので、「a項(1)(C)」が正しいと思われる。

他のあらゆる報告

- (H) 当該規定⁽⁶¹⁾に基づき策定されるポリシー及び手続が正しく遵守されること並びに未成年のアマチュアスポーツ選手と日常的に接点を有する全ての成人の構成員及び親の同意を得た未成年の構成員に、児童虐待の防止に関して一貫した訓練が提示され、及び提供されることを保障する、国内統括団体と系列関係になく、かつ独立した、当該事項の専門家により行われる定期的な及び随時の監査を含む監督手続
- (I) 国内統括団体が次の事項を行うことができる仕組み
- (i) 国内統括団体の構成員による又は国内統括団体若しくはアマチュアスポーツ団体により、未成年のアマチュアスポーツ選手と交流することを授権された成人による未成年のアマチュアスポーツ選手に対する児童虐待疑い事例についての報告を、秘密にセンターと共有し、センターは更に、関係する国内統括団体及び他の団体とこれを共有する。
- (ii) 児童虐待の申立ての対象である成人に、当該申立ての解決までは、未成年のアマチュアスポーツ選手との交流の授権を控える。
- (J) 被害者とされる者の他の性的行為若しくは性的嗜好に関する証拠を、第 220541 条 a 項 (1)(D)⁽⁶²⁾の規定に基づくセンターの決定において利用すること又は仲裁において採用することの禁止⁽⁶³⁾。ただし、センター又は仲裁者により適切に判断されるところに従い、当該証拠の利用又は採用の証明力⁽⁶⁴⁾が、次の事項の危険性を実質的に上回る場合を除く。
- (i) 被害者とされる者へのあらゆる傷害
- (ii) あらゆる当事者に対する不公正な偏見
- (K) 面談及び他の調査活動において、被害者とされる者への感度⁽⁶⁵⁾を保障するための適切な手法及び技術についての調査官の訓練
- (b) 解釈規則 この条は、センターが事項につき管轄権を行使するより前に、性的虐待の申立ての対象とされる個人が、アマチュアスポーツ選手と交流することを阻止する暫定措置を講ずる国内統括団体の能力を制限するように解釈されてはならない。

第 220543 条 記録、監査及び報告書

- (a) 記録 センターは、正確で完全な会計記録を維持する。
- (b) 監査と透明性
- (1) 年次監査
- (A) 一般規定 年に 1 度以上、前会計年度のセンターの財務諸表は、次の両方の事項につき、一般に公正妥当と認められた会計原則⁽⁶⁶⁾に従い、独立監査人により監査される。

(61) 同上

(62) センターの対応・解決局が、センターのポリシー及び手続に違反する性的虐待の報告、調査及び解決を行うことを定める規定。

(63) 反対すべき合理的理由なく、他人との以前の性行為等について告訴人に対して交互尋問する機会を認めないことにより、被害者のトラウマを防止することを目的とする。ほとんどの州法に規定がある。ヨシユア・ドレスラー（星周一郎訳）『アメリカ刑法』レクシスネクシス・ジャパン，2008，pp.880-881。（原書名：Joshua Dressler, *Understanding Criminal Law*, 4th ed., Newark: LexisNexis, 2006.）

(64) 証拠が事実を証明できる力。証拠価値。田中ほか編 前掲注 (11), p.669.

(65) sensitivity. 被害者は、被害を受けた時だけでなく、被害を話す時にも苦痛を感じることから、捜査官、検察官等に求められる鋭敏な感覚をいう。

(66) GAAP (Generally Accepted Accounting Principles). 米国会計基準は US-GAAP と呼ばれており、多くの米国企業は GAAP と Non-GAAP の 2 種類の指標で利益を発表している。Non-GAAP は、GAAP から一時的な損益を除い

- (i) センターの内部統制の適切性を保障すること。
- (ii) 法人又は国内統括団体からセンターに拠出される資金の浪費、詐欺又は不正使用を防止すること。
- (B) 場所 (A)の規定に基づく監査は、センターの財務諸表が通常保管されている場所で行われる。
- (C) 報告書 (A)の規定に基づく監査が完了した日から180日以内に、独立監査人は監査報告書を発行する。
- (D) 是正活動計画
 - (i) 一般規定 1 会計年度のための(C)の規定に基づく監査報告書の完了を受けて、センターは、独立監査人により勧告された是正活動に対応する是正活動計画を、別の文書として準備する。
 - (ii) 記載事項 (i)の規定に基づく是正活動計画には、是正活動ごとに次の事項を記載する。
 - (I) 是正活動の責任者の氏名
 - (II) 計画された是正活動の説明
 - (III) 是正活動の完了予想日
 - (IV) 監査報告書の実事認定に基づき勧告された是正活動にセンターが賛成しない、又はセンターが是正活動を必要ないと判断する場合には、勧告に従わないことの説明及び特定の理由
- (2) 記録及び職員へのアクセス (1)の規定に基づく監査に関して、センターは、独立監査人に、監査を遂行するために必要なセンターの全ての記録、文書及び職員並びに財務諸表へのアクセスを提供する。
- (3) 公開
 - (A) 一般規定 センターは、容易にアクセスできるセンターのインターネット・ウェブサイトで、次の全ての事項を公開する。
 - (i) (1)(C)に基づく各監査報告書
 - (ii) 1986年内国歳入法第501条c項⁽⁶⁷⁾の規定に基づき提出される、センターの各年の内国歳入庁様式990
 - (iii) センター理事会の4半期に1度の会議の議事録
 - (B) 個人を特定できる情報 (A)の規定に基づき提供される監査報告書又は議事録は、いかなる者の個人を特定できる情報も含んではならない。
- (4) 解釈規則 この[b]項の適用上、センターは、民間団体と思料される。
- (c) 報告書 センターは、連邦議会に次の全ての事項を含む年次報告書を提出する。
 - (1) センターが、第220541条[合衆国セーフスポーツ・センターの指定]及び第220542条[追加の義務]の規定に基づく義務を遂行するために用いる手法に関する戦略計画
 - (2) 前年の戦略計画を遵守するためにセンターが行う取組の詳細な説明

た調整後の金額である。三井住友DSアセットマネジメント「わかりやすい用語集」<<https://www.smd-am.co.jp/glossary/YST3345/>>

(67) 26 U.S.C. § 501(c). この条項に掲げる団体につき、連邦所得税が免除される。第501条c項(3)は、“international amateur sports competition”の文言を含む。

- (3) 前年のセンターの資産、債務及び余剰又は損失を正確に示すために必要な財務諸表
 - (4) 前年の資産、債務及び余剰又は損失の額の変動分析
 - (5) 次の全ての事項を含む、センターの活動の詳細な説明
 - (A) センターに付託された違反行為苦情の数及び性質
 - (B) センターによる調査に基づく係属中の違反行為苦情の総数及び種別
 - (C) センターが、調査を終了し、又は別に終結させた違反行為苦情の数
 - (D) センターが、更なる調査のために法執行機関に報告した違反行為苦情の数
 - (6) センターの職員若しくは被用者又はセンターの契約者若しくは下請人により、前年に行われた報復の苦情につき次の両方を含む詳細な説明
 - (A) 当該苦情の数
 - (B) 当該苦情の結果
 - (7) 策定され、及び提供された教育活動及び訓練の数を含む、前年にセンターの教育・アウトリーチ局により行われた教育活動及び訓練に関する情報
 - (8) センターの活動の説明
- (d) 定義 この条において、次のとおりとする。
- (1) 「監査報告書」とは、独立監査人による次の全ての事項を含む報告書をいう。
 - (A) 財務記録が正確で、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って維持されてきたか否かを含め、センターの当該記録に関する独立監査人の評価を示す意見又は意見不表明⁽⁶⁸⁾
 - (B) 内部統制の検査の範囲及び当該検査の結果を説明する、センターが利用する内部統制の評価
 - (C) センターがb項の規定の条件を遵守したか否かにつき、意見又は意見不表明を含む遵守の評価
 - (2) 「独立監査人」とは、州又は州の行政的小区域の規制権限により認可され、又は許可され、一般に公正妥当と認められた会計原則に特定される基準を満たす、独立公認会計士又は独立免許公共会計士をいう。

V 節 法人の理事会の解散及び国内統括団体の認可の取消し

第 220551 条⁽⁶⁹⁾ 定義

この [V] 節において、「両院合同決議」の語は、次の両方を満たす合同決議をいう。

- (1) 前文がないこと。
- (2) 次のいずれかの内容を有する。
 - (A) 次の両方を満たす。
 - (i) 題名は、単に次のとおりとする。「合衆国オリンピック・パラリンピック委員会の

(68) disclaimer of opinion. 監査人が監査報告に付することができる4つの意見のうちの1つである。監査範囲の制約の影響が、監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手することを不可能とし、したがって、財務諸表について意見を表明できないほど重要かつ広範囲である可能性がある場合には、意見を表明しない。日本公認会計士協会国際委員会訳「専門用語集 2005年12月版」, p.20. <https://www.ifac.org/system/files/downloads/translation_db_file_09.pdf>

(69) この規定を設けた2020年オリンピック、パラリンピック及びアマチュアスポーツ選手強化法の施行日である2021年10月30日に発効する。

理事会を解散させる両院合同決議」

(ii) 次の両方を満たす。

(I) 決議条項の後に、次の事項を記す。「連邦議会は、合衆国オリンピック・パラリンピック委員会の理事会を解散することが、合衆国法典第 36 編第 2205 章 [合衆国オリンピック・パラリンピック委員会] の規定の運用を不当に妨げないと認定する」

(II) 第 220504 条 b 項 (2)⁽⁷⁰⁾ の規定に基づくアマチュアスポーツ選手の構成員資格及び表決権と合致して、可能な限り迅速に、並びにアマチュアスポーツ選手の代表の構成員資格及び表決権を常に保護する方法において、法人の理事会を形成する適切な手続を定める。

(B) 次の両方を満たす。

(i) 題名は、単に次のとおりとする。「国内統括団体の認可を取り消す両院合同決議」

(ii) 決議条項の後に、次の事項を記す。「連邦議会は、合衆国法典第 36 編第 220521 条 [国内統括団体の認可] の規定に基づき国内統括団体として認可された「〇〇」が、合衆国法典第 36 編第 220524 条 [国内統括団体の一般的な義務] の規定に定める義務を遂行しなかったと認定する」とし、「〇〇」には、該当する国内統括団体の名称を記す。

第 220552 条⁽⁷¹⁾ 法人の理事会の解散及び国内統括団体の認可の取消し

(a) 法人の理事会の解散 法人の理事会に関する第 220551 条第 2 項 (A)⁽⁷²⁾ の規定に定める両院合同決議の制定の日に効力を生じ、当該理事会は解散する。

(b) 国内統括団体の認可の取消し 国内統括団体に関する第 220551 条第 2 項 (B)⁽⁷³⁾ の規定に定める両院合同決議の制定の日に効力を生じ、国内統括団体に該当するアマチュアスポーツ団体の認可は、効力又は有効性を失う。

(なかがわ かおり)

(70) USOPC の下に置かれるスポーツ選手諮問評議会 (ACC) に関する規定。

(71) この規定を設けた 2020 年オリンピック、パラリンピック及びアマチュアスポーツ選手強化法の施行日である 2021 年 10 月 30 日に発効する。

(72) USOPC 理事会の解散のための両院合同決議の文言を定める規定。

(73) NGB の認可の取消しのための両院合同決議の文言を定める規定。

